

I かい ぎ 会議ほうこくの報告

だい き だいひょうしゃ
 ＊ ＊ ＊ ＊ ＊ 第12期代表者 ＊ ＊ ＊ ＊ ＊



がつ にち にち だい き がいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎだい かいだい にち しゅうこうしゃしん
 4月22日（日）第12期外国人市民代表者会議第1回第1日 集合写真

だいひょうしゃかいぎ みつ きーわーど
 ＊ ＊ ＊ 代表者会議の3つのキーワード ＊ ＊ ＊

ようきゅう さんか
要求から参加へ

ようきゅう
要求するだけではなく
 せっきょくでき しせい さんか
積極的に市政参加・
 しゃかい さんか
 社会参加をしていく。

こべつ ぶん へん
個別と普遍

こべつ ちが なか
個別の違いの中から
 だれ なっとく
誰をも納得させる
 ぶんてき さが
普遍的なものを探す。

そうごりかい きょうせい
相互理解と共生

がいこくじん にほんじん
外国人も**日本人**も
 たが りかい つと
お互いの理解に努め、
 きょうせい はか
共生を図る。

がいこくじん す にほんじん す
「外国人の住みやすいまちは、日本人も住みやすい」

1 会議開催概要

※ 時間はいずれも14:00～17:00

会期	開催日 ／場所	議事概要	代表者	傍聴者
第1回	第1日 2018年 4月22日 国際交流 センター	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・代表者自己紹介 ・正副委員長の選出 ・年間日程について ・市内視察について ・行事について(インターナショナル・フェスティバルinカワサキ) 	26人	0人
	第2日 2018年 5月20日 国際交流 センター	<ul style="list-style-type: none"> ・実行委員会等について(臨時会、市民祭り、ニューズレター) ・市の審議会等委員について ・臨時会について ・第12期の調査審議について ・視察について 	23人	4人
第2回	第1日 2018年 6月17日 国際交流 センター	<ul style="list-style-type: none"> ・オープン会議について ・イベントへの参加について(多文化フェスタさいわい、かわさき市民祭り) ・グループワークについて ・今後の審議計画について ・実行委員会等報告(市民祭り、ニューズレター) 	21人	2人
	第2日 2018年 9月2日 国際交流 センター	<ul style="list-style-type: none"> ・オープン会議について ・部会の設置について ・実行委員会等報告(市民祭り、ニューズレター) 	23人	2人

※ 時間はいずれも14:00～17:00

会 期	開催日 ／場所	議 事 概 要	代表者	傍聴者
第3回	第1日 通算⑤	2018年 10月14日 国際交流 センター	20人	7人
	第2日 通算⑥	2018年 11月25日 国際交流 センター		
臨時会	通算⑦	2018年 12月16日 なかはらしみんかん 中原市民館	参加者 約70人	
第4回	第1日 通算⑧	2019年 1月20日 国際交流 センター	20人	5人
	第2日 通算⑨	2019年 2月24日 国際交流 センター		

2 ちょうさしんぎ ないよう 調査審議の内容

【1】かいぎ うんえい 会議の運営

1 だいいょうしゃ いしよく せいふくいんちよう せんしゅつ 代表者の委嘱、正副委員長の選出

2018年4月から第12期川崎市外国人市民代表者会議（以下「代表者会議」という。）が始まりました。第1回第1日（4月22日）の会議では、藤倉副市長から各代表者に委嘱状が交付され、代表者が互いに自己紹介をしました。その後、条例と運営要綱で定められた正副委員長の役割を確認し、選出方法について審議・決定しました。多数決により、委員長はスタント イルワン、副委員長は前田 喜与美に決まりました。

2 ちょうさしんぎ すす かた しんぎてーま けつてい ぶかい せつち 調査審議の進め方（審議テーマの決定と部会の設置）

第1回第2日（5月20日）の会議では、第12期の調査審議の進め方について話し合い、前期までの反省や課題を踏まえ、調査審議の進め方を決めました。具体的には、第2回第1日（6月17日）の会議でグループワークを行い、代表者同士の問題意識、アイデアの共有を図りました。

その後、第2回第2日（9月2日）と第3回第1日（10月14日）の会議で、審議テーマを6つに絞り、2つの部会に分かれて審議を深めていくこととしました。代表者全員が2つの部会のどちらに所属するかを本人の希望により決め、それぞれの部会で部会長・副部会長、部会の名称等を決めました。

じょうほう こうほうぶかい 《情報・広報部会》

ぶかいちょう ちえ きよんしん
部会長：崔 敬心

ふくぶかいちょう あり ふあずらつと しゃろーん
副部会長：アリ ファズラット シャローン

しんぎてーま じょうほう そうだん
審議テーマ：a. 情報・相談

きぎょう にほんごがっこうとう つう し とりくみ こうほう しゅうち
b. 企業や日本語学校等を通じた市の取組の広報・周知

かんこうきゃくむ ぼうさいじょうほう
c. 観光客向けの防災情報

きょういく しゅうろうぶかい
《教育・就労部会》

ぶかいちょう うらこわ まはぼつと
部会長 : ウラコワ マハバツト

ふくぶかいちょう ぼてねふ あるちよむ
副部会長 : バテネフ アルチョム

しんぎてーま がっこう こども にほんごしえん
審議テーマ : a. 学校での子どもへの日本語支援

たぶんか こくさいりかいきょういく おも がっこう
b. 多文化・国際理解教育 (主に学校)

しゅうろうしえん
c. 就労支援



ぜんたいかい ようす
全体会の様子



ぐるーぶわーく ようす
グループワークの様子

3 正副委員長部会長会議の開催

代表者会議の円滑な運営を図るため、事前に正副委員長部会長会議を開催し、次回会議の進行、部会の審議内容・資料等について確認しました。

<開催経過と主な議題>

かい 回	かいさいび 開催日	ぎ 議 題
1	2018年 5月9日(水)	第1回第2日会議次第、実行委員会等について、 市の審議会等委員について、臨時会について、 第12期の調査審議について、市内視察について
2	6月1日(金)	第2回第1日会議次第、オープン会議について、 イベントへの参加について、グループワークについて、 今後の審議計画について、各実行委員会について
3	9月26日(水)	第3回第1日会議次第、2019年度の会議日程について、 オープン会議について、部会の設置について、 各実行委員会について
4	11月6日(火)	第3回第2日会議次第、オープン会議について、 部会審議について、各実行委員会について
5	2019年 1月9日(水)	第4回第1日会議次第、提言の取組状況について、 2018年度年次報告書について、部会審議について
6	2月6日(水)	実行委員会について、行事への参加について、 2018年度年次報告書について、部会審議について

4 市内視察の実施

会議での調査審議だけでなく、代表者自身が川崎市のことを知るために、9月に市内視察を行い、川崎市市民ミュージアムと川崎市藤子・F・不二雄ミュージアムを視察しました。



川崎市市民ミュージアムにて



川崎市藤子・F・不二雄ミュージアムにて

【2】 ちょうさしんぎ だ いけん 調査審議で出された意見

1 じょうほう こうほうぶかい 情報・広報部会

(1) じょうほう そうだん 情報・相談について

- ① がいこくじんむ じょうほう せいど ほあく しょくいん
外国人向けの情報や制度を把握していない職員がいる。
- ② じょうほう とど ほほう かいぜん ひつよう めるまが じょうほう こうどう かつよう
情報を届けるための方法の改善が必要（メルマガ、QRコードの活用、
うえるかむせつと ないよう じゅうじつどう
ウェルカムセットの内容の充実等）。
- ③ じょうほう ほ としき きがる い ぼしよ
情報が欲しい時に気軽に行ける場所があるとよい。

(2) きぎょう にほんごがっこう つう し とりぐみ こうほう しゅうち 企業や日本語学校を通じた市の取組の広報・周知について

- ① にほんごがっこう こみゆ にてい ちゅうしん じょうほうはっしん
日本語学校のコミュニティを中心に情報発信するのがよい。
- ② きぎょう つう じょうほうはっしん むずか めるまが はいしん じょうほうはっしん
企業を通じての情報発信は難しいので、メルマガ配信やQRコードを利用した
じょうほうはっしん
情報発信ができないか。
- ③ にゅうこくかんりきょく しりょうはいふ おお がいこくじん じょうほうはっしん
入国管理局で資料配布をすれば、より多くの外国人へ情報発信ができるのでは。

(3) かんこうきゃくむ ぼうさいじょうほう 観光客向けの防災情報について

- ① がいこくじんかんこうきゃく がいこくじんしみん ふく ていげん ぼう
外国人観光客だけではなく、外国人市民も含めた提言の方がよいのではないか。
- ② さいがいじ すまーとふおん も ひと じょうほうていきょうほうほう かんが ひつよう
災害時、スマートフォンを持っていない人への情報提供方法も考える必要がある。

2 きょういく しゅうろうぶかい 教育・就労部会

(1) がっこう こ にほんごしえん 学校での子どもへの日本語支援について

- ① がいこくせき じどうせいと にほんごしどう ひつよう じどうせいと きゅうぞう
外国籍の児童生徒と日本語指導が必要な児童生徒が急増している。
- ② かしょ あつ にほんごしえん じっし こうりつてき うんよう
1か所に集めて日本語支援を実施するなど、効率的な運用ができないか。
- ③ がいこく こ てらこやどう がっこうがい しえんかつどう じょうほう しゅうち
外国につながる子どもの寺子屋等、学校以外での支援活動の情報を周知する。

(2) たぶんか こくさいりかいきょういく 多文化・国際理解教育

- ① PTA(Parent Teacher Association)を かつよう
活用できないか。
- ② こうし はけん ではなく、すまーとふおん びで おとう でじたるこんてんつ かつよう
講師の派遣ではなく、スマートフォン、ビデオ等のデジタルコンテンツを活用して
はどうか。
- ③ ほごしゃ けいはつ じゅうよう
保護者への啓発も重要

(3) しゅうろうしえん 就労支援

- ① にほんご しゅうとく じゅうよう
日本語の習得が重要
- ② じんけんしんがい もんだい ろうどうかんきょう かいぜん じゅうよう かだい
人権侵害の問題や労働環境の改善も重要な課題ではないか。

【3】臨時会（オープン会議）

日 時 2018年12月16日（日） 14:00～17:00

場 所 中原市民館 2階 多目的ホール

参加者 約70人

全体会：代表者会議の紹介等

グループディスカッション：代表者と参加者が意見交換

全体会：グループディスカッション報告、コメント

1 趣旨・目的

- (1) 第12期代表者会議の審議テーマ6つや、審議テーマの候補に上がった他のテーマを中心に、代表者以外の人々の意見や専門家の話や聞き、審議の参考にする。
- (2) 外国人をめぐる状況について、広く現状を把握する機会とする。
- (3) 代表者会議のPR、外国人市民同士及び外国人市民と日本人市民の交流と出会いの場とする。

2 開催概要

第12期代表者会議の6つの審議テーマ（①情報・相談、②企業や日本語学校等を通じた市の取組の広報・周知、③観光客向けの防災情報、④学校での子どもへの日本語支援、⑤多文化・国際理解教育、⑥就労支援）と、候補にあがった他の3つのテーマ（⑦地域参加、交流、ボランティア活動への参加、⑧子育て支援（保育園・幼稚園）、⑨ハーフの子どもの子育て）を紹介し、6つ（A～F）のグループに分かれ、代表者と参加者が自由に意見交換・議論をした。その後、各グループが発表を行い、モデレーターからコメントをいただいた。

- (1) 開会、主催者及び川崎市あいさつ、代表者の自己紹介、代表者会議の説明、グループディスカッションの説明
- (2) グループディスカッション
- (3) グループディスカッション報告、コメント

□コメントター

中野 裕二さん（駒澤大学法学部教授）

(4) 交流パーティー

かいぎしゅうりようご かいぎ さんか だいひょうしゃ さんかしゃ じゆう こんだん
会議終了後、会議に参加した代表者と参加者が自由に懇談

3 グループディスカッション

(1) 全体会でのグループ発表の意見・要旨

【Aグループ】

■ 情報・相談

- ・日本に転入する外国人にとって、市役所や区役所の窓口が日本の第一印象になる。
- ・日本語と日本の文化が分からない人へのサポートがあると良い。
- ・病院での外国人サポートサービスの周知
- ・QRコードやメールマガジンでの情報提供の拡大

【Bグループ】

■ 多文化理解

- ・小学生向けの多文化理解教育プログラムのクラスが少ない。
- ・多文化理解教育を担うボランティアの待遇改善をして、ボランティア数を増やす。

■ 情報伝達

- ・コンビニエンスストアを利用した、外国人向け情報伝達をしてはどうか。
- ・やさしい日本語の情報量を増やしたい。

■ 就労支援

- ・在留資格による就職の制限が問題
- ・外国人だけではなく、日本人の就労支援も課題

【Cグループ】

■ 情報伝達

- ・既存の情報をどう整理してどう届きやすい形にすればよいか大きな課題
- ・フェイスブックを利用したイベントの周知

■ 外国人受入れ

- ・代表者会議による、日本語ボランティアの研修プログラム作成支援

■ 子育て

- ・外国人保護者と日本人保護者のコミュニケーション確立のための支援

【Dグループ】

■年金

- ・年金のシステムが複雑で、支給や脱退一時金に関する相談が多い。

■日本語学習

- ・言語の問題で、社会に溶け込めない年配の方が多い。
- ・日本語学習について、学びたい内容と教室の学習内容にギャップがある。

■教育

- ・進学についての情報が入手できない。
- ・日本の塾のシステムが独特で馴染めない。

■その他

- ・この機会を通じて、外国人市民代表者会議を積極的にPRしたい。

【Eグループ】

■防災情報

- ・情報の受け手の外国人市民は、人により日本語のレベルが異なる。
- ・外国人市民は、災害に関する知識がない。
- ・外国人転入時に、区役所で窓口職員が避難所情報等を丁寧に説明した方がよい。

■小学生の日本語支援

- ・川崎市では、日常会話レベルの日本語支援は十分提供している。

■その他

- ・外国人市民も受け身にならず、積極的に日本人のコミュニティーに入ろうとする気持ちが大変である。

【Fグループ】

■翻訳機の設置

- ・区役所に手続きに関する情報を翻訳できる翻訳機を置いて欲しい。

■ウェルカムセット

- ・区役所で配布されているが、外国人市民全員には届いていない。
- ・外国人が多く集まる場所で配布したいので、そのような場所の情報が欲しい。

■いじめ問題

- ・2011年にいじめ問題に関する提言が出されたが、いじめ問題は無くなっていない。
- ・いじめ問題を相談できる場所を増やして欲しい。

(2) コメンテーターから

- ①第一印象として、グループディスカッションが始まった時と比べて、全体会が再開した時に会場の雰囲気が和やかになった。これは個別に意見を交わしていった表れであり、外国人市民と日本人市民が交流することの大切さを表わしている。
- ②外国人市民代表者会議の提言作成に向けてコメントすると、まず大事なのは市に向けての提言なので、市にできること・できないことを峻別しなければならないこと。市ができることは、市に直接提言し、県や国の権限に当てはまるものは、市を通して県や国に要望を出してもらうという提言の仕方をする必要がある。もうひとつ重要なのが、一般市民や民間企業に、何かをさせるということはかなり難しい。市民や企業に対する場合は、啓発活動や周知・宣伝というような、市民や企業の自発的な協力を促すような取組を市に提言することが必要である。
- ③これまでの外国人市民代表者会議の提言の積み重ねで、市がやっていないことはない。しかし、日本人市民・外国人市民合わせて、困っていることや足りないと感じていることがある。そこに着目をした、情報の届きやすさやマーケティングの手段を活用するといった発表は、非常に重要な意見である。情報をどこに届けば最もよく広がるのかは、市も研究しないとイケないし、外国人市民代表者会議で有効な提言が出来れば、市も非常に助かる。
- ④川崎区ではタブレット端末を利用したテレビ通訳システムを導入しているが、費用がかかりタブレットの台数も限りがあるので、時間制限の無い、電話での通訳サービスも追加で導入した。
- ⑤福祉関連は、手続きから始まって実は困りごとの相談だったということもあり、どこからが手続きで、どこからが相談なのかの峻別は難しい。
- ⑥外国人市民代表者会議のPRは非常に重要だ。代表者会議が、どれだけ川崎市民の方々に知られているのが課題である。
- ⑦外国人市民代表者会議の意義のひとつは、外国人市民の参政権を補うこと。もうひとつは、住民の声を行政が吸い上げるルートの1つということなので、住民のニーズを知る必要がある。
- ⑧外国人市民に市の仕組みや、市ができないことを知ってもらうことはとても重要である。外国人市民が、市ができること・できないことを知り、市がやっていることを知れば、市はここまでやってくれているという満足感を生み、川崎市への愛着を生む。
- ⑨どんな社会でも、その国の国民や市民を前提とした「当たり前」があり、それを前提に社会が成り立っている。日本の場合だと、言わなくてもわかるとか、言い方や話

し方などの「当たり前」があり、それ以外の話し方だと、なかなか理解しようとしていないことがある。多文化共生は、この「当たり前」を一旦疑ってみることが出発点であると思う。大多数の人は「当たり前」が普通のことだが、少数の人にとっては、その「当たり前」が苦痛になっているかもしれないからである。

- ⑩ 国の政策が変わり、外国人住民が増えてくる。川崎市、外国人市民代表者会議のメンバーには、川崎市が多文化共生社会の施策をリードして、全国にアピールし、国の施策につなげていくことを期待したい。

4 臨時会（オープン会議）参加者アンケート

(1) グループディスカッションについて

- ① はじめて参加しました。外国につながるのある方々と話をして、様々な問題に気づきました。自分で多文化共生についてもっと勉強し、仕事に生かしていきたいと思えます。
- ② 外国人がさらに増えて行く社会において、どう共生を図って行くかは大きな課題かと思えます。まずは外国人と接してみる。そこからコミュニケーションが生まれるのかと思えます。これからも機会があれば、参加したいと思えました。
- ③ 改正入管法により外国人は増えます。学校での子どもへの日本語支援、多文化を理解し合える教育も必要とされる。
- ④ 今まで自分が抱えていた日本に対するイメージと、外国人が抱くイメージで違いがあり、新しい視点で日本を見ることができそう。
- ⑤ 日本人と外国人がお互いの意見を発して相互理解を深めるとするのは、あまりない機会だと思えるのでよかったと思う。
- ⑥ テーマをもう少し決めて、ディスカッションをした方が良かったと思う。
- ⑦ いい経験になる会議でした。外国人がより住みやすい川崎市になると良いです。外国人のイメージがより向上する契機になると良いです。

(2) あなたの声を聞かせてください

- ① 外国人市民も積極的に社会の中で活動できるように意識を持つべき。外国人も多くのイベント、会議、集まりなど参加をしたほうが良い。
- ② 多文化理解教育について、全市役所職員が受講できる体制が必要（eラーニングがあることを知らない職員もいる）。
- ③ 代表者会議から提言までの流れを説明していなかった。興味のある人はいると思うので、今度補足してもいいかもしれません。

- ④ 市だけで対応できること、もちろん限度があると思います。ただし、できることを確実にこなしていくことが、共生の実現のステップなのだと思います。
- ⑤ 外国人参加者の高校生から、「自分たちですることが少くないか」との疑問が出ていた。やっていることの説明も含めて、自分たちに何ができるかをもう1足進んで伝えられると日本人市民との協働も見えてきそう。



全体会



グループワーク



グループワーク発表



コメンテーター

Kawasaki City Representative Assembly for Foreign Residents

かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ 川崎市外国人市民代表者会議

ねん ど おーぶん かいぎ

2018年度 オープン会議

*** 2018年12月16日 (日) 14:00 ~ 17:00 ***

*** なかはらしみんかん
中原市民館 ***

し かい
司 会
うらこわ まはばっと / しょう こうめい
ウラコワ マハバット / 蔣 香梅

- かいかい
開会 14:00 ~ 14:10
しゅざいしゃ かわさきし
主催者/川崎市あいさつ
- だい きだひょうしゃ じ こしょうかい だひょうしゃかいぎ せつめい
第12期代表者の自己紹介/代表者会議の説明 14:10 ~ 14:30
- ぐるーぶていすかつしょん せつめい
グループディスカッションの説明 14:30 ~ 14:40
- 《 い どう きゅうけい (15分) 》
 移動・休憩
- ぐるーぶていすかつしょん 14:55 ~ 16:00
グループディスカッション
- 《 い どう きゅうけい (10分) 》
 移動・休憩
- ぜんたいかい
全体会
- こめんてーたー 16:10 ~ 16:55
コメンテーター
なかの ゆうじ こまざわだいがくきょうじゅ
中野 裕二 (駒澤大学教授)
- へいかい 16:55
閉会

こうりゅうぱーていー
交流パーティー (~ 18:00)

の もの かし ようい さんか
飲み物やお菓子を用意しています。ぜひ、ご参加ください。

Ⅱ かくしゅかつどうじょうきょう 各種活動状況

1 市長・市議会への報告

川崎市外国人市民代表者会議条例第11条第1項「委員長は、毎年、代表者会議の調査審議の結果をまとめ、市長に報告しなければならない。」及び第2項「市長は、前項の規定による報告を受けたときは、議会に報告するとともに、これを公表するものとする。」に基づき、第11期外国人市民代表者会議から、市長、市議会に2017年度の代表者会議の報告をしました。

1 市長への報告

2018年4月18日、第11期のヘイ ジャフイ委員長、ケゼングア エドワード ムウィンビ副委員長、キースタ ケーシー ジェイ情報・社会教育部会長、蔣 香梅 地域生活部会長代理が、福田市長へ2017年度年次報告書を提出し、1年間の活動の内容について報告しました。



2 市議会への報告

2018年4月18日、鈴木市民文化局長が市議会正副議長へ2017年度の年次報告書を提出しました。また、4月27日、市議会文教委員会において市民文化局人権・男女共同参画室担当課長（外国人市民施策担当）が年次報告の概要を説明しました。

5月24日、ケゼングア エドワード ムウィンビ副委員長が市議会文教委員会に参考人として出席し、年次報告書をもとに、2017年度の活動について説明しました。

この参考人招致は、市議会文教委員会が代表者会議からの意見を聞き、調査等の参考とするために毎年行われているものです。

市議会文教委員会委員長から、「代表者会議のメンバーの方々の方々の御努力に改めて敬意を表したいと思います。」とのコメントをいただきました。

2 臨時会（オープン会議）の企画・運営

オープン会議は、代表者会議の臨時会議として、代表者以外の外国人市民や日本人市民の方々からのいろいろな意見や専門家の話を聴いて、審議に活かすことを目的に開催されました。会議のプログラムや広報、当日の進行などは、実行委員会で話し合っただけで企画案を作り、全体会議に諮った上で、実施しました。

1 実行委員

スタント イルワン（実行委員長）、前田 喜与美（副実行委員長）、
ウラコワ マハバット、蔣 香梅、シロコラデユク イリヤ、トラン フォン ズオン、
バテネフ アルチョム、ポソ ロドリゲス ミゲル アンヘル、ラサル ジュリエン、
ポール ウッザル クマル

2 実行委員会の開催

開催日 2018年 6月17日（日） 9月2日（日） 10月14日（日） 11月25日（日）

各回の会議の前に行いました。オープン会議の内容、目的、広報の方法、当日のプログラム、役割分担などについて話し合いました。

3 会議の広報

市民祭り等の行事に参加して来場者へチラシを配布し、会議への参加を呼びかけました。また、市ホームページや市政だよりの他に、「かわさきFM」の川崎市広報ラジオ番組で7言語による放送での広報を行いました。

4 当日の主な役割分担

全体責任者	スタント イルワン、前田 喜与美
受付担当	アニータ リンケシュ、鈴木 ミリアム、崔 敬心、 チョ チョ カイン、ポール ウッザル クマル
全体会司会	ウラコワ マハバット、蔣 香梅
交流パーティー担当	ウル エリック ファーリイ、金 海花、蔣 香梅

5 代表者の感想

- ①外国人の立場からの意見だけでなく、地域の人の目線に立って意見交換ができて良かった。
- ②地域ボランティアの最前線で活躍されている方の現場の悩みを聞くことができた。
- ③参加者は日本に慣れている方が多かったため、日本にきたばかりの人の意見も聞きたい。
- ④コメントーターの中野先生の意見は、これから提言をまとめる上でとても参考になった。

3 ニュースレターの編集

ニュースレターは、代表者会議をより広く外国人市民及び日本人市民に知ってもらうこと、代表者会議を接点とした外国人市民と日本人市民の交流の機会とすることを基本方針として、編集委員会で毎号の編集内容を話し合い、市が発行しています。

1 編集委員

ロペス ハイロ（編集委員長）、大越 ミュートン トミオ、崔 敬心、
チョ チョ カイン、寺田 ヘザー、劉 愛玲、ロマンダ デイビッド

2 編集委員会の開催

開催日 2018年 6月17日（日） 9月2日（日） 11月25日（日）

各回の会議の前に行いました。6月17日（日）はニュースレターNo. 63 の、9月2日（日）はNo. 64 の、11月25日（日）はNo. 65 の記事とレイアウトの検討をしました。

3 今年度発行のニュースレターと主な内容

No.63 8月31日発行

1ページ：第12期代表者会議がスタート、会議日程のお知らせ

2～3ページ：第12期代表者の紹介

4ページ：第11期提言と2017年度の活動内容を市長・市議会に報告、
コラム「外国につながる子どものための高校進学ガイダンス」

No.64 12月21日発行

1ページ：イベント参加報告（インターナショナル・フェスティバルinカワサキ）

2ページ：審議経過の報告、会議日程のお知らせ

3ページ：病児保育・病後児保育を知っていますか？

4ページ：コラム「私の日本での経験『就活と仕事』」

No.65 3月26日発行

1ページ：かわさき市民祭りに参加しました

2ページ：オープン会議を開催しました

3ページ：部会審議の報告、会議日程のお知らせ

4ページ：コラム「外国人とのコミュニケーション」、外国人市民向けの多言語情報

発行部数：日本語 2,500部、韓国・朝鮮語、中国語、英語、スペイン語、ポルトガル語、
タガログ語、ベトナム語 各550部

配布先：区役所・支所、市民館、図書館、行政サービスコーナー、国際交流センター、
市立保育園、市立小・中・高等学校、市内県立高等学校・大学・朝鮮学校等、
日本語教室等外国人に関わる団体、留学生寮、エスニックメディア、他都市
の外国人市民施策担当部局など。なお、外国人市民代表者会議のホームページに
も掲載



4 まとめ

今年度のニューズレターでは、「外国につながる子どものための高校進学ガイダンス」や
「病児保育・病後児保育を知っていますか？」など、代表者が関心をもち、外国人市民に届
けたいと思った情報を代表者自身が積極的に調べて記事にしています。また、自身の経験
をまとめた「就活と仕事」は、日本で就職をしたい、就職活動してみたいと思ってい
る外国人の方だけではなく、外国人が日本での就職活動にどうやって臨んでいるのかを知
ることができるので、ぜひ日本人の方にも読んでいただきたい記事です。

4 ぎょうじ さんか 行事への参加

だいひょうしゃかいぎ かいぎいがい かくしゅぎょうじ さんか せっきよくてき しみん こうりゅう
代表者会議では、会議以外にも各種行事に参加することにより、積極的に市民との交流
ふか
を深めました。

1 さんかぎょうじ 参加行事

- ① いんたーなしょなる ふえすていぼる かわさき
インターナショナル・フェスティバルinカワサキ
- ② たぶんか ふえすた
多文化フェスタさいわい
- ③ かわさき しみんまつ
かわさき市民祭り

2 じっこういん 実行委員

ぎょうじ さんか じっし しみんまつ じっこういんかい せっち じゅんび
行事の参加・実施について、市民祭り実行委員会を設置して準備をしました。

あり ふあざらっと しゃろん じっこういんちょう あにーた りしけしゅ
アリ ファズラット シャローン (実行委員長)、アニータ リシケシュ、
うる えりつく ふあーりい きん かいか こだま のんていしゃー
ウル エリック ファーリー、金 海花、児玉 ノンティシャー、
ごため あでいかり あにた しゅー ちえんろん すずき みりあむ
ゴタメ アディカリ アニタ、許 成龍、鈴木 ミリアム

3 じっこういんかい かいさい 実行委員会の開催

かいさいび がつ にち につふつか にち がつじゅうよつか にち がつ にち にち
開催日 6月19日(日) 9月2日(日) 10月14日(日) 11月25日(日)

だいひょうしゃかいぎ まえ かいさい
代表者会議の前に開催しました。

4 いんたーなしょなる ふえすていぼる かわさき インターナショナル・フェスティバルinカワサキ

「インターナショナル・フェスティバルinカワサキ」は川崎市内の国際交流に取り組ん
だんたいとう ひごろ かつどう せいか ほっぴょう かくしゅい べんとう かいさい つう ちきゅうしみん
でいる団体等が、日頃の活動の成果を発表し、各種イベント等の開催を通じて、地球市民
さまざま たちば ひと ふか そうごりかい ゆうこうしんぜん そくしん
として様々な立場の人がふれあいを深めることにより、相互理解と友好親善を促進するた
めにかいさい だいひょうしゃかいぎ かつどう こうほう じっこういんかい きかく た
めに開催されたものです。代表者会議も活動の広報をするため、実行委員会で企画を立て
さんか
て参加しました。

(1) いんたーなしょなる ふえすていぼる かわさき さんかがいよう インターナショナル・フェスティバルinカワサキの参加概要

にちじ ねん がつようか にち
日時 2018年7月8日(日) 10:00~16:30

ばしよ かわさきしこくさいこうりゅうせんたー
場所 川崎市国際交流センター

内容

- ① 代表者会議の活動広報
- ② パネル展示
- ③ ニュースレター配布
- ④ ゲーム等による交流



(2) 代表者の感想

- ① たくさんの人にブースに足を運んでいただけて楽しかった。
- ② 子どもを対象としたゲーム等による交流イベントはとても人気があった。
- ③ このイベントを知らない近隣住民や外国人市民にも知ってもらい、楽しんでもらいたいと思った。

5 多文化フェスタさいわい

「多文化フェスタさいわい」は、地域の人的資源を生かしながら、異なる文化的、歴史的背景を持つ市民の人権が守られる感性豊かな地域、国際的な視点を持ったまちづくりをすすめる幸市民館の自主事業です。代表者会議も市民との交流や相互理解を深めるとともに、代表者会議の広報を行うことを目的に、実行委員会で企画を立てて参加しました。

(1) 多文化フェスタさいわいの参加概要

日時 2018年10月13日(土) 10:00~15:00

場所 幸市民館

内容

- ① 代表者会議の活動広報
- ② パネル展示
- ③ ニュースレターの配布
- ④ オープン会議チラシの配布
- ⑤ ゲーム等による交流



(2) 代表者の感想

- ① 規模が小さかったが、参加者が多く、伝えたいことを伝えることができて良かった。
- ② ゲームの紹介だけでなく、お茶のコーナーも検討すべきであった。
- ③ スタンプラリーをしても良かった。

6 かわさき市民祭り

外国人市民と日本人市民の交流を深め、各国の紹介と代表者会議の広報を行うことを目的に、かわさき市民祭りに参加しました。

(1) 第41回 かわさき市民祭り 参加概要

日時 2018年11月4日（日）10：00～16：30

場所 富士見公園一帯（あそびの広場）

内容 テントでのイベント（世界のお茶提供、代表者会議のパネル展示、世界の衣装体験、世界のゲーム・楽器体験、代表者会議資料の配布等）、パレードへの参加

【
テ
ン
ト
】



【
パ
レ
ー
ド
】



(2) 代表者の感想

- ① 日本人市民の方に、川崎市に我々のような外国人市民も住んでおり、外国人にとっても住みやすいまちづくりの活動が行われていることを知ってもらえた。
- ② 天気が悪く寒かったが、パレードを見に来てくれた人がいたのでやりがいを感じた。
- ③ 世界の衣装体験や世界のお茶提供で、参加者とたくさん交流することができた。

5 事前説明会

第12期代表者会議のスタートにあたり、川崎市政や代表者会議についての理解を深めることで会議への参加意欲を高めるとともに、前もって会議の進め方を確認し、審議をスムーズに行うことができるようにするため、事前説明会が開催されました。

当日は、代表者会議の歴史や仕組みなどの説明がありました。

- 1 日 時 2018年4月8日（日） 14：00～16：30
- 2 場 所 川崎市国際交流センター
- 3 参加人数 21人
- 4 内 容
 - (1) 代表者自己紹介
 - (2) 川崎市と川崎市に住む外国人市民について
 - (3) 川崎市外国人市民代表者会議について
 - ①概要・仕組み ②活動 ③課題
 - (4) 質疑応答

6 自主勉強会

審議テーマを決定するにあたり、自由参加での勉強会を開催しました。

- 1 自主勉強会
 - 1 日 時 2018年8月5日（日） 14：00～17：00
 - 2 場 所 かわさき市民活動センター
 - 3 参加人数 13人
 - 4 内 容 審議テーマについて

7 市内在視察

第12期代表者として川崎市のことをよりよく知り、今後の審議に活かすために市内視察を実施しました。

1 日時 2018年9月30日（日） 9:30～13:00

2 参加人数 16人

3 視察先と主な内容

(1) 川崎市市民ミュージアム

学芸員による展示解説と施設内見学

(2) 川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム

多言語の音声ガイドを聞きながら館内見学

4 代表者の感想

(1) 市民ミュージアムで、今まで知らなかった川崎の歴史や伝統を知ることが出来た。

このような体験ができて良かった。

(2) 川崎市についてもっと良く知る良い機会だった。

(3) 今まで行ったことのない場所でとても良かった。



【 川崎市市民ミュージアムにて 】



【 バス車内にて 】



【 川崎市藤子・F・不二雄ミュージアムにて 】

8 代表者の活動状況

「要求から参加へ」をキーワードに、代表者は会議での調査審議のほか、代表者会議の代表という立場で行政の各種委員等の活動を行いました。

委員会等	事務局・主催者	代表者名
川崎市青少年問題協議会	こども未来局 青少年支援室	蔣 香梅
第40回かわさき市民祭り実行委員会	経済労働局 観光プロモーション推進課	児玉 ノンディシヤ
川崎市国際交流センター活用推進検討委員会	(公財)川崎市国際交流協会	ウラコワ マハバット
川崎市成人式企画実施委員会	こども未来局 青少年支援室	ウエーヴィタ ぶらでいーぱ ラクマル
外国人が見た「カワサキ」フォトコンテスト	(公財)川崎市国際交流協会	前田 喜与美
外国人日本語スピーチコンテスト審査員	(公財)川崎市国際交流協会	スタント イルワン
花展2018「私たちのかわさきパラムープメント」	市民文化局 オリンピック・パラリンピック推進室	全員
「つなぐっどKAWASAKI」動画出演	市民文化局 協働・連携推進課	全員

代表者としてではなく、個人として、学校や市民館等で講師をするなど、積極的に社会参加をしています。

1 日本語指導等協力者など（学校等での日本語講師や英語講師、民族文化講師など）

代表者名	活動場所
ウラコワ マハバット	港区 赤羽小学校
蔣 香梅	ひきもとしょうがっこう、みなみはらしょうがっこう、みやまえだいらしょうがっこう

2 その他、地域などでの活動

代表者名	活動内容	実施団体・主催者
アニータ リシケシュ	防災訓練参加、ツアー参加、 みやまえくこそだ ほんどぶつ がいこく 宮前区子育てハンドブック外国 人向けページ作成	みやまえく 宮前区まちづくり協議会Welcome部会
ウラコワ マハバット	講座、フェスティバル等	MIFA
児玉 ノンディシヤ	第39回 九都県市合同防災訓練	総務企画局危機管理室
蔣 香梅	学習支援サポーター	かわさきこくさいこうりゅうせんたー 川崎市国際交流センター
	ご近所国際交流	みやまえしみんかん しんかんじしゅがっきゅう 宮前市民館（市民館自主学級）
スタント イルワン	第39回 九都県市合同防災訓練	総務企画局危機管理室

*この報告は本人の申し出により作成しました。

9

せんもんちょうさいん かつどうじょうきょう 専門調査員の活動状況

かわさきしがいいこくじんしみんしきくせんもんちょうさいん だいひょうしゃかいぎ せいふくいんちやうぶかいちやうかいぎ しゅつせき
川崎市外国人市民施策専門調査員として代表者会議、正副委員長部会長会議に出席し
たほか、次のような活動を行いました。

1 じょうほうしゅうしゅう ちょうさ 情報収集、調査

- ① しちょうほうこくどうせき ねん がつ にち
市長報告同席 (2018年4月18日)
- ② かわさきしきかいぶんきやういんかいぼうちやう ねん がつにじゅうよつか
川崎市議会文教委員会傍聴 (2018年5月24日)
- ③ しなにしきつ ねん がつ にち
市内視察 (2018年9月30日)
- ④ さいがいじたげんごしえんせんたーせつちやうえいくんれんしきつ ねん がつ にち
災害時多言語支援センター設置運営訓練視察 (2019年2月12日)

2 こうほう けいはつ こうりゅうかつどう 広報・啓発・交流活動

- ① かわさきしがいいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎにゅーずれたー No. 63、64、65 へんしゅう
川崎市外国人市民代表者会議ニューズレター No. 63、64、65 編集
- ② かわさきしがいいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎほーむぺーじにほんごぼん えいごぼん ずいじじょうほうこうしん
川崎市外国人市民代表者会議ホームページ(日本語版・英語版) 随時情報更新
- ③ かわさきしほーむぺーじ がいいこくじんしみんしきくたんどう ぺーじ ずいじじょうほうこうしん
川崎市ホームページ 外国人市民施策担当のページ 随時情報更新
- ④ いんたーなしょなる ふえすていぼる かわさきさんか ねん がつようか
インターナショナル・フェスティバルinカワサキ参加 (2018年7月8日)
- ⑤ たぶんかふえすたさんか ねん がつ にち
多文化フェスタさいわい参加 (2018年10月13日)
- ⑥ しみまつさんか ねん がつよつか
かわさき市民祭り参加 (2018年11月4日)
- ⑦ じんけん だんじょきやうどうさんかくしつ にほんごけんしゅうこうし ねん がつつたち
人権・男女共同参画室やさしい日本語研修講師 (2019年3月1日)
- ⑧ きやういくいんかいしゃかいきやういくしよくいんけんしゅうこうし ねん がつようか
教育委員会社会教育職員研修講師 (2019年3月8日)

3 しりょう ほうこくしよさくせい 資料・報告書作成

- ① かわさきしがいいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎじろく
川崎市外国人市民代表者会議議事録
- ② かわさきしがいいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ ねん がつようか
川崎市外国人市民代表者会議について (2018年4月8日)
- ③ だい 12 期 ちょうさしんぎ ねん がつはつか
第12期の調査審議について (2018年5月20日)
- ④ しきつ ねん がつはつか
視察について (2018年5月20日)
- ⑤ りんじかい おーぶんかいぎ ねん がつはつか がつ にち がつふつか がつ
臨時会について(オープン会議について) (2018年5月20日、6月17日、9月2日、10月
14日、11月25日)
- ⑥ ぐるーぷわーく ねん がつ にち
グループワークについて (2018年6月17日)
- ⑦ こんご しんぎけいかく ねん がつ にち
今後の審議計画について (2018年6月17日)
- ⑧ ぶかい せっち ねん がつふつか がつじゅうよつか
部会の設置について (2018年9月2日、10月14日)
- ⑨ ぶかいしんぎ ねん がつふつか
部会審議について (2018年9月2日)
- ⑩ がっこう こ にほんごしえん ねん がつ にち
学校での子どもへの日本語支援について (2018年11月25日)
- ⑪ おーぶんかいぎしりょう ねん がつ にち
オープン会議資料 (2018年12月16日)
- ⑫ だいひょうしゃ じにん ほじゅう ねん がつはつか
代表者の辞任と補充について (2019年1月20日)

- ⑬ オープン会議アンケート集計結果 (2019年1月20日)
- ⑭ 多文化・国際理解教育について (2019年1月20日)
- ⑮ 就労支援について (2019年2月24日)
- ⑯ ニュースレター編集委員会資料 随時

4 庁内会議等への出席

- ① 川崎市地域日本語教育推進連絡調整会議 (2018年7月19日)
- ② 川崎市人権施策推進協議会多文化共生社会推進指針に関する部会 (2018年7月31日、11月1日、12月20日、2月13日)

5 まとめと課題

2018年度は、第12期代表者会議の1年目でした。代表者会議の任期は1期が2年です。また、連続して1回のみ継続(再任)が認められています。1996年に条例で設置されて以来、代表者会議にはすでに20年を超える積み重ねがあります。2年ごとに会議のメンバーが変わるなかで、代表者会議として調査審議の質を高め、より掘り下げた議論をすることは、決して簡単なことではありません。すでに多くのことが提言としてまとめられていますし、提言には至っていなくても審議テーマとして議論されてきました。それでも、一定の継続性と上積みが可能だったのは、継続する委員が一定数いたことが大きいと考えます。そして、それは運営面でも同様で、事務局によるサポートがあるとはいえ、代表者会議の運営は自主運営です。

第12期は、第11期からの継続の委員が2人、新規の委員が24人ということで、大きくメンバーが入れ替わってスタートしました。新規の委員が多いことで、既存の枠組みにとられない発想やアイデアが出てくることは、代表者会議にとってもよいことだと思います。その一方で、これまでの積み重ねを大切にすることもやはり重要なことだと考えます。2019年度は、いよいよ第12期として提言をまとめる年になります。どのような提言をするのか、とても楽しみにしていますし、専門調査員として代表者会議と代表者をしっかりサポートしていきたいと思っております。

せんもんちょうさいん たかはし せいいち
 専門調査員 高橋 誠一

Ⅲ 資 料

1 がいこくじんじゅうみんじんこうとうけい
外国人住民人口統計

かわさきし こくせき ちいき べつがいこくじんじゅうみんじんこう すいい
川崎市の国籍・地域別外国人住民人口の推移 かくつきまつじつげんざいにん
(各月末日現在・人)

	2008.3 (H20)	2009.3 (H21)	2010.3 (H22)	2011.3 (H23)	2012.3 (H24)	2013.3 (H25)	2014.3 (H26)	2015.3 (H27)	2016.3 (H28)	2017.3 (H29)	2018.3 (H30)	2018.12 (H30)
1	9,450 かんこく ちょうせん (韓国・朝鮮)	10,003 ちゅうごく (中国)	10,423 ちゅうごく (中国)	10,611 ちゅうごく (中国)	10,486 ちゅうごく (中国)	9,716 ちゅうごく (中国)	9,956 ちゅうごく (中国)	10,787 ちゅうごく (中国)	11,527 ちゅうごく (中国)	12,905 ちゅうごく (中国)	14,182 ちゅうごく (中国)	15,067 ちゅうごく (中国)
2	9,202 ちゅうごく (中国)	9,539 かんこく ちょうせん (韓国・朝鮮)	9,290 かんこく ちょうせん (韓国・朝鮮)	9,066 かんこく ちょうせん (韓国・朝鮮)	8,654 かんこく ちょうせん (韓国・朝鮮)	8,060 かんこく ちょうせん (韓国・朝鮮)	7,922 かんこく ちょうせん (韓国・朝鮮)	7,812 かんこく ちょうせん (韓国・朝鮮)	7,842 かんこく ちょうせん (韓国・朝鮮)	7,979 かんこく ちょうせん (韓国・朝鮮)	7,558 かんこく (韓国)	7,594 かんこく (韓国)
3	3,863 ふいりびん (フィリピン)	3,939 ふいりびん (フィリピン)	3,891 ふいりびん (フィリピン)	3,836 ふいりびん (フィリピン)	3,852 ふいりびん (フィリピン)	3,564 ふいりびん (フィリピン)	3,653 ふいりびん (フィリピン)	3,771 ふいりびん (フィリピン)	3,898 ふいりびん (フィリピン)	4,037 ふいりびん (フィリピン)	4,226 ふいりびん (フィリピン)	4,369 ふいりびん (フィリピン)
4	1,365 ぶらじる (ブラジル)	1,409 ぶらじる (ブラジル)	1,192 いんど (インド)	1,155 いんど (インド)	1,038 いんど (インド)	962 いんど (インド)	936 べとなむ (ベトナム)	1,294 べとなむ (ベトナム)	1,868 べとなむ (ベトナム)	2,309 べとなむ (ベトナム)	2,857 べとなむ (ベトナム)	3,309 べとなむ (ベトナム)
5	982 いんど (インド)	1,178 いんど (インド)	1,188 ぶらじる (ブラジル)	1,123 ぶらじる (ブラジル)	930 ぶらじる (ブラジル)	774 ぶらじる (ブラジル)	807 いんど (インド)	774 いんど (インド)	841 たいわん (台湾)	938 ねぼーる (ネパール)	1,129 ねぼーる (ネパール)	1,210 ねぼーる (ネパール)
6	754 べいこく (米国)	821 べいこく (米国)	797 べいこく (米国)	779 べいこく (米国)	746 べいこく (米国)	773 べとなむ (ベトナム)	756 ぶらじる (ブラジル)	745 たいわん (台湾)	826 いんど (インド)	937 たいわん (台湾)	1,069 いんど (インド)	1,155 いんど (インド)
7	618 べーる (ペルー)	637 たい (タイ)	617 べとなむ (ベトナム)	649 べとなむ (ベトナム)	695 べとなむ (ベトナム)	682 べいこく (米国)	650 べいこく (米国)	733 べいこく (米国)	779 べいこく (米国)	915 いんど (インド)	1,033 たいわん (台湾)	1,120 たいわん (台湾)
8	586 たい (タイ)	608 べーる (ペルー)	589 たい (タイ)	568 たい (タイ)	553 べーる (ペルー)	492 べーる (ペルー)	590 たいわん (台湾)	712 ぶらじる (ブラジル)	740 ねぼーる (ネパール)	828 べいこく (米国)	959 べいこく (米国)	951 べいこく (米国)
9	553 べとなむ (ベトナム)	584 べとなむ (ベトナム)	586 べーる (ペルー)	567 べーる (ペルー)	535 たい (タイ)	491 たい (タイ)	515 たい (タイ)	542 たい (タイ)	733 ぶらじる (ブラジル)	749 ぶらじる (ブラジル)	783 ぶらじる (ブラジル)	799 ぶらじる (ブラジル)
10	329 いんどねしあ (インドネシア)	330 えいこく (英国)	325 ねぼーる (ネパール)	326 ねぼーる (ネパール)	360 ねぼーる (ネパール)	429 たいわん (台湾)	487 べーる (ペルー)	531 ねぼーる (ネパール)	579 たい (タイ)	616 たい (タイ)	644 たい (タイ)	658 たい (タイ)
た その他	3,312	3,535	3,716	3,140	3,272	3,179	3,299	3,629	3,944	4,205	5,147	5,432
がいこくじんそうすう 外国人総数	31,014	32,583	32,614	32,146	31,121	29,122	29,571	31,330	33,577	36,418	39,587	41,664
がいこくじんひりつ 外国人比率	2.25%	2.33%	2.32%	2.25%	2.17%	2.17%	2.03%	2.13%	2.26%	2.43%	2.62%	2.75%

かわさきし がいこくじんじゅうみんじんこう こくせき ちいきべつ
川崎市の外国人住民人口 (国籍・地域別)

ねん がつまつじつげんざい
2018年12月末日現在

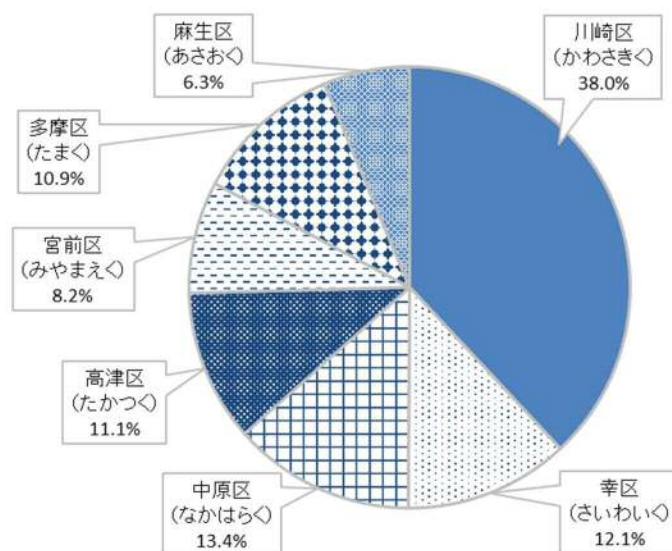
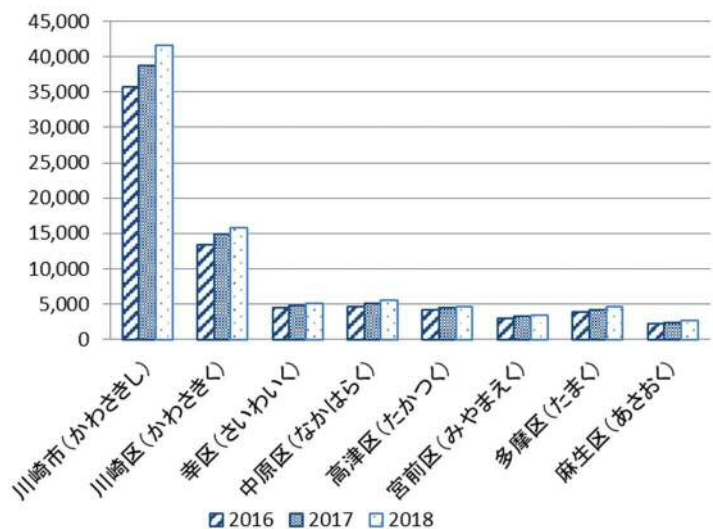
No.	こくせき ちいき 国籍/地域	にん 人	No.	こくせき ちいき 国籍/地域	にん 人	No.	こくせき ちいき 国籍/地域	にん 人
1	中国	15,067	47	セネガル	21	93	クロアチア	3
2	韓国	7,594	48	スイス	21	94	エルサルバドル	3
3	フィリピン	4,369	49	チュニジア	20	95	グアテマラ	3
4	ベトナム	3,309	50	モロッコ	17	96	ハイチ	3
5	ネパール	1,210	51	ハンガリー	16	97	マリ	3
6	インド	1,155	52	ラオス	16	98	モルドバ	3
7	台湾	1,120	53	パラグアイ	16	99	スロバキア	3
8	米国	951	54	南アフリカ共和国	16	100	タンザニア	3
9	ブラジル	799	55	ポルトガル	15	101	アゼルバイジャン	2
10	タイ	658	56	ベルギー	13	102	中央アフリカ	2
11	朝鮮	510	57	ジャマイカ	13	103	イラク	2
12	インドネシア	483	58	キルギス	13	104	ミクロネシア	2
13	ペルー	465	59	オーストリア	12	105	ウガンダ	2
14	英国	347	60	エジプト	12	106	アフガニスタン	1
15	フランス	251	61	フィンランド	12	107	アルバニア	1
16	マレーシア	236	62	シリア	12	108	アルメニア	1
17	カナダ	223	63	ケニア	11	109	バハマ	1
18	スリランカ	222	64	セルビア	11	110	ジブチ	1
19	バングラデシュ	219	65	デンマーク	10	111	ガンビア	1
20	ミャンマー	195	66	カザフスタン	10	112	ガイアナ	1
21	ドイツ	193	67	サウジアラビア	10	113	ホンジュラス	1
22	モンゴル	185	68	チリ	9	114	リベリア	1
23	オーストラリア	174	69	ブルガリア	8	115	リトアニア	1
24	ロシア	134	70	アルジェリア	7	116	ルクセンブルク	1
25	イタリア	96	71	ベネズエラ	7	117	マケドニア旧ユーゴスラビア	1
26	パキスタン	79	72	ベラルーシ	6	118	マダガスカル	1
27	イラン	77	73	コンゴ民主共和国	6	119	マラウイ	1
28	スペイン	76	74	コスタリカ	6	120	モーリシャス	1
29	シンガポール	57	75	キューバ	6	121	モザンビーク	1
30	アルゼンチン	53	76	チェコ	6	122	ニカラグア	1
31	ボリビア	50	77	フィジー	6	123	パラオ	1
32	ガーナ	50	78	イスラエル	6	124	ルワンダ	1
33	ニュージーランド	49	79	レバノン	6	125	サモア	1
34	ナイジェリア	46	80	ノルウェー	6	126	スーダン	1
35	コロンビア	44	81	ブータン	5	127	タジキスタン	1
36	トルコ	44	82	カメルーン	5	128	トーゴ	1
37	メキシコ	42	83	ギリシャ	5	129	トリニダード・トバゴ	1
38	ウクライナ	40	84	ヨルダン	5	130	アラブ首長国連邦	1
39	ウズベキスタン	40	85	ブルキナファソ	4	131	ウルグアイ	1
40	カンボジア	39	86	エクアドル	4	132	イエメン	1
41	ルーマニア	34	87	エストニア	4	133	ザンビア	1
42	スウェーデン	34	88	エチオピア	4		無国籍	9
43	ポーランド	32	89	ギニア	4		空欄※	40
44	アイルランド	25	90	ラトビア	4			
45	オランダ	23	91	ベナン	3			
46	コートジボワール	22	92	ボスニア・ヘルツェゴビナ	3			

※出生による経過滞在者
 合計 41,664人

くべつ おも こくせき ちいきべつ がいこくじんじゅうみんじんこう
区別・主な国籍・地域別 外国人住民人口

ねん がつまつじつげんざい
2018年12月末日現在

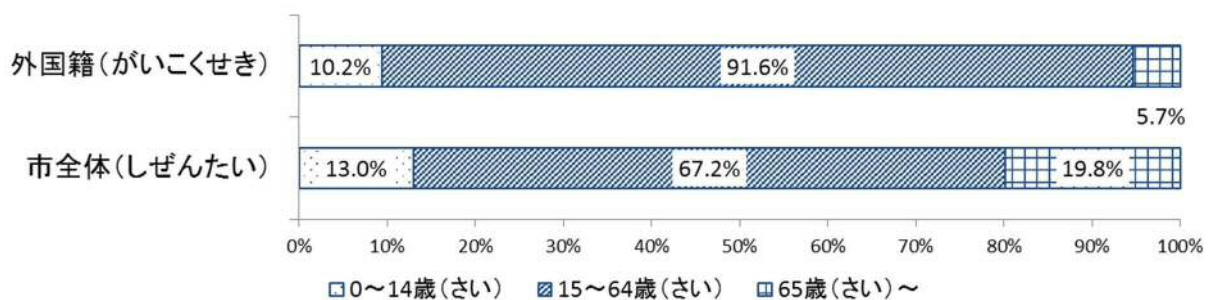
	かわさきく 川崎区	さいわいく 幸区	なかはらく 中原区	たかつく 高津区	みやまえく 宮前区	たまく 多摩区	あさおく 麻生区	しぜんたい 市全体
1	6,051 ちゅうごく (中国)	2,084 ちゅうごく (中国)	1,901 ちゅうごく (中国)	1,365 ちゅうごく (中国)	977 ちゅうごく (中国)	1,700 ちゅうごく (中国)	989 ちゅうごく (中国)	15,067 ちゅうごく (中国)
2	3,222 かんこく (韓国)	858 かんこく (韓国)	984 かんこく (韓国)	815 かんこく (韓国)	594 かんこく (韓国)	674 かんこく (韓国)	447 かんこく (韓国)	7,594 かんこく (韓国)
3	1,752 ふいりびん (フィリピン)	544 ふいりびん (フィリピン)	466 ふいりびん (フィリピン)	584 ふいりびん (フィリピン)	382 ふいりびん (フィリピン)	497 ふいりびん (フィリピン)	182 べとなむ (ベトナム)	4,369 ふいりびん (フィリピン)
4	1,592 べとなむ (ベトナム)	330 べとなむ (ベトナム)	291 べとなむ (ベトナム)	338 べとなむ (ベトナム)	278 べとなむ (ベトナム)	298 べとなむ (ベトナム)	144 ふいりびん (フィリピン)	3,309 べとなむ (ベトナム)
5	552 いんど (インド)	190 いんど (インド)	268 ねばーる (ネパール)	174 べいこく (米国)	121 いんどねしあ (インドネシア)	165 ねばーる (ネパール)	109 べいこく (米国)	1,210 ねばーる (ネパール)
6	470 ぶらじる (ブラジル)	190 ねばーる (ネパール)	252 たいわん (台湾)	161 たいわん (台湾)	120 べいこく (米国)	163 べいこく (米国)	83 たいわん (台湾)	1,155 いんど (インド)
7	383 ねばーる (ネパール)	129 たいわん (台湾)	226 べいこく (米国)	159 ねばーる (ネパール)	99 たいわん (台湾)	110 たいわん (台湾)	62 えいこく (英国)	1,120 たいわん (台湾)
8	287 べるー (ペルー)	81 べるー (ペルー)	132 いんど (インド)	105 いんど (インド)	73 えいこく (英国)	73 いんど (インド)	54 いんどねしあ (インドネシア)	951 べいこく (米国)
9	286 たいわん (台湾)	71 べいこく (米国)	107 たい (タイ)	86 たい (タイ)	70 ぶらじる (ブラジル)	66 すりらんか (スリランカ)	52 たい (タイ)	799 ぶらじる (ブラジル)
10	231 たい (タイ)	68 たい (タイ)	76 ちようせん (朝鮮)	67 いんどねしあ (インドネシア)	65 たい (タイ)	59 ぶらじる (ブラジル)	41 いんど (インド)	658 たい (タイ)
た 他 の 国 籍	1,022	483	864	778	638	734	470	5,432
ごうけい にん 合計(人)	15,848	5,028	5,567	4,632	3,417	4,539	2,633	41,664
わりあい 割合(%)	38.0	12.1	13.4	11.1	8.2	10.9	6.3	100.0



くべつ ねんれいべつ がいこくじんじゅうみんじんこう
 区別・年齢別 外国人住民人口

ねん がつまつじつげんざい
 2018年12月末日現在

		かわさきく 川崎区	さいわいく 幸区	なかはらく 中原区	たかつく 高津区	みやまえく 宮前区	たまく 多摩区	あさおく 麻生区	しぜんたい 市全体
0～4歳	人	835	258	206	172	148	155	96	1,869
	%	5.3	5.1	3.7	3.7	4.3	3.4	3.6	4.5
5～9歳	人	585	192	120	126	70	85	90	1,268
	%	3.7	3.8	2.2	2.7	2.0	1.9	3.4	3.0
10～14歳	人	352	119	75	73	77	61	46	803
	%	2.2	22.4	1.3	1.6	2.3	1.3	1.7	1.9
15～19歳	人	537	133	122	148	88	126	68	1,222
	%	3.4	2.6	2.2	3.2	2.6	2.8	2.6	2.9
20～24歳	人	1,690	465	663	431	326	914	424	4,913
	%	10.7	9.2	11.9	9.3	9.5	20.1	16.1	11.8
25～29歳	人	2,251	718	1,129	836	555	915	438	6,842
	%	14.2	14.3	20.3	18.0	16.2	20.2	16.6	16.4
30～34歳	人	2,156	728	918	662	462	629	308	5,863
	%	13.6	14.5	16.5	14.3	13.5	13.9	11.7	14.1
35～39歳	人	1,716	622	695	576	405	414	298	4,726
	%	10.8	12.4	12.5	12.4	11.9	9.1	11.3	11.3
40～44歳	人	1,159	440	416	396	287	318	213	3,229
	%	7.3	8.8	7.5	8.5	8.4	7.0	8.1	7.8
45～49歳	人	1,178	379	349	349	296	295	199	3,045
	%	7.4	7.5	6.3	7.5	8.7	6.5	7.6	7.3
50～54歳	人	976	306	297	285	237	249	159	2,509
	%	6.2	6.1	5.3	6.2	6.9	5.5	6.0	6.0
55～59歳	人	772	254	206	212	180	162	106	1,892
	%	4.9	5.1	3.7	4.6	5.3	3.6	4.0	4.5
60～64歳	人	545	157	145	148	123	78	79	1,275
	%	3.4	3.1	2.6	3.2	3.6	1.7	3.0	3.1
65歳～	人	1,096	257	226	218	164	138	109	2,208
	%	6.9	5.1	4.1	4.7	4.8	3.0	4.1	5.3



2 第12期代表者の応募状況と選考結果

1 川崎市外国人市民代表者会議代表者選任要綱第3条第1項第1号による配分

国籍・地域	外国人住民人口 (2018.1.1現在)	配分数	応募者数 A	選考者数 B	倍率 A/B
中国	13,894人	3人	100人	3人	33.3倍
韓国・朝鮮	8,038人	2人	38人	2人	19.0倍
フィリピン	4,190人	1人	4人	1人	4.0倍
ベトナム	2,689人	1人	8人	1人	8.0倍
ネパール	1,110人	1人	3人	1人	3.0倍
インド	1,048人	1人	11人	1人	11.0倍
台湾	1,024人	1人	8人	1人	8.0倍
計	31,993人	10人	172人	10人	17.2倍

2 川崎市外国人市民代表者会議代表者選任要綱第3条第1項第2号による配分

国籍・地域	外国人住民人口 (2018.1.1現在)	配分数	応募者数 A	選考者数 B	倍率 A/B
アジア	34,344人	3人以上	19人*	7人	2.7倍
アフリカ	230人	1人以上	2人	1人	2.0倍
東ヨーロッパ	302人	1人以上	4人	2人	2.0倍
ラテンアメリカ ・カリブ海諸国	1,470人	1人以上	4人	3人	1.3倍
西ヨーロッパ ・その他	2,432人	1人以上	9人	3人	3.0倍
計	38,778人	16人以下	38人	16人	2.4倍

* 川崎市外国人市民代表者会議代表者選任要綱第3条第1項第1号に該当する国籍・地域をのぞいた応募者数

おうほしゃ こくせき ちいき うちわけ
 [応募者の国籍・地域 内訳]

あじあ アジア	たい まれーしあ もんごる ふいじー タイ3、マレーシア1、モンゴル1、フィジー1、 みゃんまー いんどねしあ すりらんか ミャンマー1、インドネシア3、スリランカ5、 ばんぐらでしゅ きるぎす しんがぼーる ぼきすたん バングラデシュ1、キルギス1、シンガポール1、パキスタン1
あふりか アフリカ	ぶるきなふあそ りべりあ ブルキナファソ1、リベリア1
ひがしよーろっぽ 東ヨーロッパ	ろしあ うくらいな えすとにあ ロシア2、ウクライナ1、エストニア1
らてんあめりか・ かりぶかいしよこく ラテンアメリカ・ カリブ海諸国	ぶらじる ベねすえら ぼりびあ ブラジル2、ベネズエラ1、ボリビア1
にしよーろっぽ・ その他	べいこく えいこく おーすとらりあ かなだ すぺいん 米国2、英国1、オーストラリア1、カナダ3、スペイン1、 ふらんす フランス1

3 ていしゅつしりょういちらん 提出資料一覧

かいぎ はいふ しりょう おも ちょうさしんぎ かんれん あ ていしゅつび
会議で配布した資料のうち、主に調査審議に関連するものを挙げます。()は提出日
です。

【1】じょうほう とうけい 情報・統計

1 じょうほう こうほうぶ かいかんけい 情報・広報部会関係

- ① じょうほう そうだん ねん がつ にち
情報・相談について (2018年11月25日)
- ② く とくちょうてき とりくみじれい ねん がつ にち
区における特徴的な取組事例 (2018年11月25日)
- ③ かくしゅしょうめいしょ はっこう ねん がつ にち
各種証明書の発行について (2018年11月25日)
- ④ きぎょう にほんごがっこうとう つう し とりくみ こうほう しゅうち ねん がつはつ か
企業や日本語学校等を通じた市の取組の広報・周知について (2019年1月20日)
- ⑤ かんこうきゃくむ ぼうさいじょうほう ねん がつにじゅうよっか
観光客向けの防災情報について (2019年2月24日)
- ⑥ ねん がつにじゅうよっか
INFO KANAGAWAチラシ (2019年2月24日)
- ⑦ ねん がつにじゅうよっか
Safety tips について (2019年2月24日)

2 きょういく しゅうろうぶ かいかんけい 教育・就労部会関係

- ① がっこう こ にほんごしえん ねん がつ にち
学校での子どもへの日本語支援について (2018年11月25日)
- ② い しゃかい ねん がつ にち
ともに生きる社会をめざして (2018年11月25日)
- ③ かわさきし にほんご べんきょう ねん がつ にち
川崎市で日本語を勉強できる場所 (2018年11月25日)
- ④ たぶんか こくさいりかいきょういく ねん がつはつ か
多文化・国際理解教育について (2019年1月20日)
- ⑤ さんこう しんぶん きじ ねん がつはつ か
(参考) 新聞記事 (2019年1月20日)
- ⑥ しゅうろうしえん ねん がつにじゅうよっか
就労支援について (2019年2月24日)

【2】はな あ とう 話し合いのまとめ等

- ① ぜんかい かいぎ ずいじ
前回会議のまとめ (随時)
- ② かくしゅじつこういんかいほうこく ずいじ
各種実行委員会報告 (随時)
- ③ ぼうちようしゃ こえ ずいじ
傍聴者の声 (随時)

【3】ぎじろく 議事録

- ① ねん どころかわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎだい かいぎ じろく ずいじ
2018年度川崎市外国人市民代表者会議第1～4回議事録 (随時)

【4】年次報告・ニューズレター等

- ① 2017年度「年次報告」(2018年4月22日)
- ② ニューズレターNo. 63、64、65 (随時)

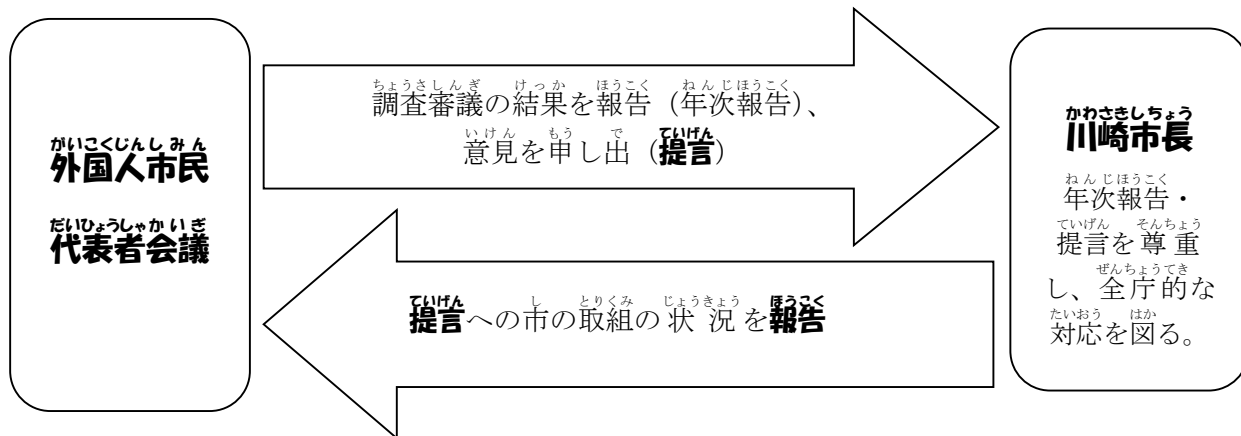
【5】その他

- ① 正副委員長の選出について(2018年4月22日)
- ② 視察について(2018年4月22日、5月20日)
- ③ 各種行事への参加について(2018年4月22日、6月17日、2019年2月24日)
- ④ 第12期の調査審議について(2018年5月20日)
- ⑤ 実行委員会について(2018年5月20日、2019年2月24日)
- ⑥ 市の審議会等委員について(2018年5月20日)
- ⑦ 臨時会について(オープン会議について)(2018年5月20日、6月17日、9月2日、10月14日、11月25日)
- ⑧ 今後の審議計画について(2018年6月17日)
- ⑨ グループワークについて(2018年6月17日)
- ⑩ 部会の設置について(2018年9月2日、10月14日)
- ⑪ 審議テーマについて(2018年9月2日)
- ⑫ 部会審議について(2018年10月14日)
- ⑬ 2018年度の年次報告書について(2018年11月25日、2019年1月20日)
- ⑭ 2018年度年次報告書(案)(2019年1月20日、2月24日)
- ⑮ 提言の取組状況について(2019年1月20日)
- ⑯ 提言集(2019年1月20日)
- ⑰ オープン会議アンケート集計結果(2019年1月20日)

4

提言への市の取組状況

【1】提言への市の取組状況の調査および調査結果の報告について



代表者会議は1996年の第1期から、調査審議の結果を市長に報告するとともに、意見を申し出ています(提言)。市は条例により、代表者会議からの意見の申し出を尊重することとされており、各提言について担当局を決めて取組を行っています。

提言への市の取組がどのように進んだのか、毎年10月1日時点の状況を調査し、代表者会議に報告しています。

今年度、調査し、報告をするのは、2017年度調査で取組状況が「B(=取組中・検討中)」だった提言についてです。

取組状況

A : 担当局が「一定の成果を得た」としたものの

→ その提言に対して現時点で可能な取組を実行し、提言された時点と比べて状況が改善されたなど、ある程度の成果が得られたと担当局が判断したものの。

※取組状況報告は、「A」となった年度で終了します。

B : 担当局が「取組中・検討中」としているものの

→ まだ十分に成果が得られていないので、取組が継続中のもの。また、どのように取り組むか検討中のもの。

※今年度の取組状況を報告するとともに、来年度も取組状況を調査し、報告します。

【2】これまでの^{ていげんいちらん}提言一覧

ねんど 年度	ばんごう 番号	ない 内	よう 容	たんとうきょく 担当 局	とりくみじょうきょう 取組 状況		
1996	①～1	がいこくじん にほんじん こ	そうご りかい きょういく すいしん	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2002年度 A		
	①～2	がいこくじんきょういくけんきゅうきょうぎかいとう	せいび	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2004年度 A		
	①～3	①～1のための	がいどら いんさくせいとう	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2004年度 A		
	①～4	きょういん にほんじん がいこくじんほごしゃ	こんだん ぼとうせつち	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2006年度 A		
	②～1	じゅうたくじょうれい	せいてい	まちづくり局	ねんど 2002年度 A		
	②～2	じゅうたくじょうれい こうか	ほうほう けんとう	まちづくり局	ねんど 2002年度 A		
	③～1	がいこくじんしみん む	じょうほう こーなー	せつち	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A	
	③～2	がいこくご	しりょう	りすとはいふ	しみんきょく 市民局	ねんど 2003年度 A	
	③～3	がいこくご	しりょう	たい しみんいけん き	と	しみんきょく 市民局	ねんど 2007年度 A
1997	①～1	りゅうがくせいしゅうがくしょうれいきんせいど	じゅうじつ	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A		
	①～2	りゅうがくせい	じゅうたく	かくほ	しみんきょく 市民局	ねんど 2005年度 A	
	①～3	りゅうがくせい	がくせいかいかん	けんせつ けんとう	しみんきょく 市民局	ねんど 2005年度 A	
	②	しゅつにゆうこくかんりぎょうせい	かいぜん ほうむだいじん	ようぼう	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A	
	③～1	がいこくじんしみんとう	じゅうたくにゆうきょしえん		まちづくり局	ねんど 2002年度 A	
	③～2	にゆうきょさべつ	けいほつ けんちじ	ようぼう	まちづくり局	ねんど 2003年度 A	
	③～3	にゆうきょ	こうてきほしょうにんき	こう	せつりつ	まちづくり局	ねんど 2002年度 A
	④～1	こくさいこうりゅうきょうかい	きかくうんえい	がいこくじんしみん	さんかく	そうむきょく 総務局	ねんど 2002年度 A
	④～2	こくさいこうりゅうきょうかい	とうろく	ぼらんていあ	じゅうじつ	そうむきょく 総務局	ねんど 2002年度 A
④～3	がいこくじんしみん む	がいど	はいふかつよう		そうむきょく 総務局	ねんど 2002年度 A	
1998	①～1	あすくる	こうほう		そうむきょく 総務局	ねんど 2002年度 A	
	①～2	こども	ぶんか	せんたー	しよくいん	こくさいりかいけんしゅう	そうむきょく 総務局

	①～3	がっこうしせつ かつよう じぎょう 学校施設を活用した事業	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A
	②	がいこくじんがっこう じゅけんしかく じょせい もんぶだいじん ようぼう 外国人学校の受験資格・助成を文部大臣に要望	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A
	③～1	がいこくじんこうれいしゃ ねんきんしきゅう くに ようぼう 外国人高齢者への年金支給を国へ要望	けんこうふくしきょく 健康福祉局	B
	③～2	がいこくじんこうれいしゃふくしてあて ぞうがく 外国人高齢者福祉手当の増額	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2002年度 A
	④～1	ぼらん てい あねつとわーく こうちく ボランティアネットワークの構築	そうむきょく 総務局	ねんど 2002年度 A
	④～2	ぼらん てい あだんたいとう じょうほうかんり ボランティア団体等の情報管理	そうむきょく 総務局	ねんど 2002年度 A
	④～3	こくさいこうりゅうきょうかい きかくうんえい がいこくじんしみん さんかく 国際交流協会の企画運営への外国人市民の参画	そうむきょく 総務局	ねんど 2002年度 A
1999	①～1	がいこくじんきょういくきほんほうしん すいしん 外国人教育基本方針の推進	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	①～2	だんたい たぶんかりかい すいしん PTA団体の多文化理解の推進	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2003年度 A
	①～3	ちいきじゅうみん こくさいりかいきょういく 地域住民の国際理解教育	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2002年度 A
	②	がいこくじんそうだんまどぐち ぼす た ーさくせい 外国人相談窓口のポスター作成	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A
	③～1	ししよくいんにんよう こくせきじょうこう かんぜんてつぱい 市職員任用の国籍条項の完全撤廃	そうむきかくきょく 総務企画局	B
	③～2	みんかんきぎょう しゅうろうさべつかいしょうとう けいほつ 民間企業の就労差別解消等の啓発	しみんきょく 市民局	ねんど 2002年度 A
	④	しゆつにゆうこくかんりぎょうせい かいぜん ほうむだいじん ようぼう 出入国管理行政の改善を法務大臣に要望	しみん きょく 市民・子ども局	ねんど 2009年度 A
2000	①～1	ぼ ご じゅうようせい にんしき ふか 母語の重要性の認識を深める	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	①～2	ぼ ご おし ぼらん てい あかつどう しえん 母語を教えるボランティア活動の支援	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	①～3	こうてきしせつ かつよう ぼらん てい あかつどう しえんたいせいせいび 公的施設の活用などボランティア活動の支援体制整備	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	②～1	がいこくじんほ ーむ へる ば ー ようせいとう 外国人ホームヘルパーの養成等	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2002年度 A
	②～2	かいごほけんせいど こうほう じゅうじつ 介護保険制度の広報の充実	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2002年度 A
	②～3	がいこくじんこうれいしゃふくしてあて ぞうがく 外国人高齢者福祉手当の増額	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2002年度 A
2001	①～1	ほごしゃ じょうきょう はいりよ しえん 保護者の状況に配慮した支援	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2006年度 A
	①～2	じどう がくしゅうげんご にほんごのうりよく たか しえん 児童へ学習言語としての日本語能力を高める支援	きょういくいんかい 教育委員会	ねんど 2005年度 A
	②～1	てんにゆうご ひと じょうほうていきょう 転入後まもない人への情報提供	しみんきょく 市民局	ねんど 2005年度 A
	②～2	ちいきせいかつ ひつよう じょうほうしすてむ こうちく 地域生活に必要な情報システムの構築	しみんきょく 市民局	ねんど 2005年度 A

2003	①～1	しりつがっこう こくさいりかいきょういっく すいしん 市立学校における国際理解教育の推進	きょういっくいいんかい 教育委員会	ねんど 2008年度 A
	①～2	たぶんかりかいきょうしつ たぶんかりかい こーなー せつち 多文化理解教室・多文化理解コーナーなどの設置	きょういっくいいんかい 教育委員会	ねんど 2006年度 A
	②～1	がいこくじんほごしゃ ていきてき じょうほう そうだんきかい ていきょう 外国人保護者への定期的な情報と相談機会の提供	きょういっくいいんかい 教育委員会	ねんど 2018年度 A
	②～2	がいこくじんほごしゃ そうだんまどぐちたんどうしゃ せつちとう 外国人保護者の相談窓口担当者の設置等	きょういっくいいんかい 教育委員会	ねんど 2018年度 A
	③～1	じゅうみんとうひょうせいど がいこくじんしみん さんか 住民投票制度への外国人市民の参加	そうごうきかくきょく 総合企画局	ねんど 2008年度 A
	③～2	じぜんしんせい ひつよう どうひょうしかくせいど 事前申請を必要としない投票資格制度	そうごうきかくきょく 総合企画局	ねんど 2008年度 A
	④～1	しえいじゅうたく かん がいこくじんしみんむ こうほう じゅうじつ 市営住宅に関する外国人市民向け広報の充実	まちづくり局 きょく	ねんど 2008年度 A
	④～2	けんえいじゅうたく かん こうほう じゅうじつ けん ようぼう 県営住宅に関する広報の充実を県に要望	まちづくり局 きょく	ねんど 2005年度 A
	④～3	しえいじゅうたく おうぼそうだんまどぐち じゅうじつ 市営住宅の応募相談窓口の充実	まちづくり局 きょく	ねんど 2008年度 A
⑤	こうてきねんきん だつたいいちじきんせいど かいぜん くに ようぼう 公的年金の脱退一時金制度の改善を国に要望	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2018年度 A	
2005	①～1	がくしゅうげんご まな たいせい 学習言語を学べる体制づくり	きょういっくいいんかい 教育委員会	B
	①～2	みじか ちいき おこな がくしゅうしえん 身近な地域で行う学習支援	きょういっくいいんかい 教育委員会	B
	②～1	いけんひょうめい かんきょうせいび 意見表明をしやすい環境整備	しみんぶんかきょく 市民文化局	B
	②～2	ちほうさんせいけん くに ほとら 地方参政権を国に働きかける	しみんぶんかきょく 市民文化局	B
	③～1	がいこくじんしみんじょうほうこーなー かいぜん 外国人市民情報コーナーの改善	しみんぶんかきょく 市民文化局	B
	③～2	がいこくじんしみんむ たげんごしりょう はいふ 外国人市民向け多言語資料の配布	しみん きょく 市民・子ども局	ねんど 2015年度 A
	③～3	みおか ぼしよ たげんごそうだんまどぐち かいせつ 身近な場所での多言語相談窓口の開設	そうむきょく 総務局	ねんど 2007年度 A
2007	①～1	こうこうしんがく ひつよう きそてきがくりょく さぼーと 高校進学に必要な基礎的学力のサポート	きょういっくいいんかい 教育委員会	B
	①～2	こうこうしんがくじょうほう しゅうち 高校進学情報の周知	きょういっくいいんかい 教育委員会	ねんど 2018年度 A
	①～3	こうこうにゅうがくご しえん 高校入学後の支援	きょういっくいいんかい 教育委員会	ねんど 2018年度 A
	②～1	がいこくじんしみんむ ぼうさいけいはつしりょう さくせい はいふ 外国人市民向け防災啓発資料の作成・配布	そうむきょく 総務局	ねんど 2008年度 A
	②～2	さいがいじ じょうほうでんたつたいせい せいび 災害時の情報伝達体制の整備	そうむきょく 総務局	ねんど 2008年度 A
	③～1	がいこくじんしみんむ くやくしよていきょうじょうほう どういつ 外国人市民向け区役所提供情報の統一	しみん きょく 市民・子ども局	ねんど 2015年度 A
	③～2	くやくしよちやうしゃない あんないひょうじ 区役所庁舎内の案内表示	しみん きょく 市民・子ども局	ねんど 2008年度 A

	③～3	いらすと え も じ かつよう じょうほう さくせい ていきょう イラストや絵文字を活用した情報の作成・提供	しみん きょう 市民・子ども局	ねんど 2008年度 A
2009	①～1	こうとうがっこうにゆうし てきおう がくしゅうしえん し く 高等学校入試に適應するための学習支援の仕組みの せいび 整備	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2016年度 A
	①～2	とくべつ こうとうがっこうにゆうしせいど どうにゆう ぼしゅうていいん かくだい 特別な高等学校入試制度の導入と募集定員の拡大	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	②～1	みんぞくぶんか こうし じぎょう じっせんしゅう さくせい 民族文化講師ふれあい事業の実践集の作成	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2014年度 A
	②～2	がいこく つながる こ どもたちの ぶんか 等を 多文化理解教育 と に取り入れる	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2014年度 A
	③～1	いりょうそうだん つ そ しゃはけん しえん 医療相談や付き添い者派遣などの支援	しみん ぶんかきょく 市民文化局	B
	③～2	し ほーむ ペー ジ いりょうじょうほう りんくしゅう つく 市のホームページに医療情報のリンク集を作る	しみん きょう 市民・子ども局	ねんど 2011年度 A
	③～3	がいこくじん じゅしん かんきょうせいび 外国人が受診しやすい環境整備	けんこうふくしきょく 健康福祉局 びょういんきょく 病院局	ねんど 2011年度 A ねんど 2012年度 A
	④～1	しよくいんどう せんもんてき けんしゅう じっし 職員等への専門的な研修の実施	そうむきかくきょく 総務企画局 しみん ぶんかきょく 市民文化局	B B
④～2	がいこくじんそうだんまどぐちとう せんもんてき じんざい かつよう 外国人相談窓口等での専門的な人材の活用	しみん ぶんかきょく 市民文化局	B	
2011	①～1	がいこくじんしみん じったい ほあく ちょうさき じっし 外国人市民の実態を把握する調査の実施	しみん ぶんかきょく 市民文化局	B
	①～2	ちょうさけつか こうひょう だいいひょうしゃ かいぎ ほうこく しきく 調査結果の公表、代表者会議への報告、施策での かつよう 活用	しみん きょう 市民・子ども局	ねんど 2015年度 A
	②～1	しゃかいほしょうきょうてい かくじゅう くに ようぼう 社会保障協定の拡充を国に要望	けんこうふくしきょく 健康福祉局	B
	②～2	ねんきん だつたいいちじきんせいど かいぜん くに ようぼう 年金の脱退一時金制度の改善を国に要望	けんこうふくしきょく 健康福祉局	ねんど 2018年度 A
	②～3	ねんきんせいど わ かりやすい しりょうさくせい くに ようぼう 年金制度の分かりやすい資料作成を国に要望	けんこうふくしきょく 健康福祉局	B
	③～1	すべ じどうせいと ねん かいじょうたぶん かりかいきょういく すいしん 全ての児童生徒に年1回以上多文化理解教育を推進	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	③～2	たぶん かりかいきょういく たよう くに ぶんか と い 多文化理解教育に多様な国・文化を取り入れる	きょういくいいんかい 教育委員会	B
	④～1	いじめ問題の手引き作成	きょういくいいんかい 教育委員会	ねんど 2018年度 A
④～2	ぼ ご そうだん かんきょうせいび こうほう 母語で相談できる環境整備とその広報	きょういくいいんかい 教育委員会	B	
2013	①～1 ～(1)	うえる かむ せつと かしょう さくせい くやくしょまどぐち ていきょう 「ウェルカムセット(仮称)」作成、区役所窓口での提供	かくくやくしょ 各区役所	ねんど 2015年度 A

	①～1 ～(2)	「ウエルカムセット(仮称)」に英語版の情報を加える 外国人市民情報コーナーの案内	各区役所 市民文化局	2016年度 A
	①～1 ～(3)	重要な情報について中長期的に多言語化を推進する	市民文化局	B
	①～2 ～(1)	区役所を訪れた外国人市民への窓口案内	各区役所	B
	①～2 ～(2)	市が英語で発行できる証明書の周知	市民文化局	B
	②～1	日本の学校や教育の仕組み・制度についての多言語資料の提供や説明	教育委員会	2015年度 A
	②～2	外国人保護者が地域の保護者等と交流できる場所や機会の提供	教育委員会	2015年度 A
	③	出入国管理行政の改善を国に働きかける	市民文化局	B
2015	①～1	「多文化共生ラウンジ(仮)」を市内の複数か所に設置	市民文化局	B
	①～2	ラウンジ同士の相互連携やネットワークづくり	市民文化局	B
	②～1	外国語版母子健康手帳の窓口での提供、広報・周知の促進	子ども未来局	2018年度 A
	②～2	子育てガイドブックの多言語化の推進	各区役所	B
	③～1	川崎市立高校における特別な入試制度の導入	教育委員会	B
	③～2	在県枠の拡充と改善	教育委員会	B
	③～3	受け入れ体制の整備と充実	教育委員会	B
	④～1	入居差別解消のための相談窓口の設置	まちづくり局	B
	④～2	川崎市住宅基本条例の周知	まちづくり局	B
	④～3	川崎市居住支援制度の利用促進	まちづくり局	B
	⑤～1	「やさしい日本語」に関するガイドラインの作成	市民文化局	B
	⑤～2	市ホームページ内「やさしい日本語」ページの改善	市民文化局 総務企画局	B
2017	①	外国人市民向けオリエンテーションの開催	市民文化局	B

②～1	代表者会議が作成した多言語版の「受付シート」の活用	総務企画局	2018年度 A
②～2	CLAIR が作成した「多言語避難者登録カード」の活用	総務企画局	2018年度 A
②～3	CLAIR が作成したツールを避難所運営マニュアルに記載	総務企画局	2018年度 A
②～4	代表者会議が作成した多言語版の「り災証明書交付願〈記入ガイド〉」の活用	総務企画局	2018年度 A
③～1	代表者会議が作成した多言語版の「保育案内【概要】」と「保育申請チェックリスト」の活用	こども未来局	2018年度 A
③～2	多言語に対応した相談の機会を設ける	こども未来局 各区役所	B

※担当局名称について

取組状況【A】：Aとなった年度当時の名称

取組状況【B】：2018年10月1日現在の担当局の名称

【3】 提言への取組状況

これまでに出版されたすべての提言及びそれに対する市の取組状況報告を掲載しました。

取組状況が「A(=一定の成果を得た)」の提言については、Aとなった年度の取組状況

報告、取組状況が「B(=取組中・検討中)」の提言については、2018年10月1日現在

の取組状況報告を掲載しています。

* 提言への取組状況のうち、明朝体で白い枠の中に記載されているのは2018年度に調査した項目、グレーの枠の中に記載されているのは2017年度以前にAになった項目です。

ねんど ていげん
1996年度・提言①

きょういくいんかい がいこくじん にほんじん こ そうごりかい ふか きょういく そう
教育委員会に、外国人と日本人の子どもたちの相互理解を深める教育を総
ごうてき すいしん たいせい せいび
合的に推進する体制を整備する。

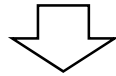
1 市内公立学校に在籍する外国人の子どもたちへの偏見と差別をなくし、その異なる文化や習慣を理解し、アイデンティティの形成と人権を尊重することは、外国人の子どもだけではなく、日本人の子どもたちの成長を豊かにするものであることを認識し、教育委員会に、外国人と日本人の子どもたちの相互理解を深める教育を総合的に推進する体制を整備する。

2 あわせて、大阪府や府下の各市にある外国人教育研究協議会(注)のような推進体制を整備する。

3 外国人教育の担当部署は、外国人保護者・子どもに対する、日本の学校教育制度についてのオリエンテーションや、外国人と日本人の子どもたちの相互理解を推進するためのガイドラインの作成等を行う。そのときは、外国人保護者の意見が反映できるよう、その参加を保障する。

4 また、各学校においても、教員、日本人保護者と外国人保護者との懇談の場等を開き、相互の理解と交流が深まるように努める。

(注) 外国人教育研究協議会は、教育委員会の委託研究機関として、外国人教育の研究、推進を目的としている。会員は全市の教職員が対象で、各学校に1人の外国人教育担当者を置き、教材の作成・整備、教職員研修、研究・交流集会の開催等を行っている。



ねんど
1 2002年度 A

1997年度から教育委員会内部に関係各課の協議機関として、「外国人教育を推進するための調査研究会」を設置し、外国人教育の総合的な推進を図ってきた。

「川崎市外国人教育基本方針—多文化共生の社会をめざして—」(1998年4月28日改定)に基づく教育の推進に努めてきた。

外国籍児童・生徒の就学状況を把握するため、基本調査、進路調査を実施しており、外国人教育を総合的に推進する窓口として、1998年度に人権・共生教育担当を拡充した。

今後も「川崎市外国人教育基本方針」のより一層の定着を図っていく。

ねんど
2, 3 2004年度 A

2 各市立学校に国際理解教育担当者を置き、海外帰国・外国人児童生徒教育について国際教育研究会等の研修や、日本語指導等協力者の研修を行う中で、市内における外国人教育の推進を図ってきている。

また、全市の国際理解担当者を構成員とする「国際化推進地域連絡協議会」を設置した。

3 1986年に「川崎市外国人教育基本方針—主として在日韓国・朝鮮人教育—」を制定し、1998年に「川崎市外国人教育基本方針—多文化共生の社会をめざして—」と改訂した。また、「外国人保護者向け就学ハンドブック」を6言語で作成し、学校教育制度について説明しているほか、外国人生徒・保護者への高等学校進学説明会を実施した。

中学校国際教育研究部会の主催で国際教育座談会を7月に多摩市民館で開催した。座談会には
 従来より教職員、帰国生徒とその保護者が参加しているが、近年は外国人生徒・保護者にも参加
 の呼びかけをしており、参加するようになってきた。また、毎年開催している
 スチューデントインターナショナルフェスティバルでは、今年度はプログラムとして外国人児童の
 母語によるスピーチも取り入れるなど、外国人と日本人の児童生徒、保護者と教員との交流の場と
 なってきている。

このように教員、日本人保護者、外国人保護者等が交流を深める催しも定着してきているが、
 今後もあらゆる機会を利用し、理解を深める取組を続けてゆく。

ねんど ていげん
1996年度・提言②

にゆうきよさべつ きんし じょうこう も こ かしょう かわさきしじゅうたくじょうれい せいてい
入居差別を禁止する条項を盛り込んだ「仮称・川崎市住宅条例」を制定する。

1 みんかんちんたいじゅうたく にゆうきよ かん がいこくじんとうだれ たい にゆうきよさべつ きんし じょうこう も こ かしょう
川崎市住宅条例」を制定する。

2 この場合、差別をなくすための努力義務を市に負わせるだけでなく、賃貸人その他関係者に啓発指導
を行う等、条例の効果をあげるための様々な方法を検討する。



1, 2

ねんど
2002年度 A

1 2000（平成12）年4月に川崎市住宅基本条例を施行し、第14条第1項において、「何人も、正当な理由なく、高齢者、障害者、外国人等であることをもって市内の民間賃貸住宅の入居機会の制約、居住の安定が損なわれることがあってはならない」とした。

同条第2項において、「市長は第1項の規定の趣旨の普及に努め、高齢者等の入居機会の制約、居住の安定が損なわれることがあったときは、関係者から事情を聞き、必要な協力又は改善を求める」よう定めた。

2 川崎市住宅基本条例第14条第3項において、「民間賃貸住宅への入居機会の確保、民間賃貸住宅における居住の安定を図るため、民間賃貸住宅への入居に際して必要な情報の提供、保証制度の整備、入居後の安定的な居住継続制度の整備等」を定めた。

条例制定後は、宅地建物取引業団体に対し、条例の趣旨の周知・徹底を要請し、条例の趣旨に賛同する協力不動産店への登録を推進した。また、入居に際して必要な情報を提供するため、高齢者、障害者、外国人等に対し相談業務を実施した。

今後も、宅地建物取引業団体の積極的な協力を得ながら、協力不動産店数の拡大を図っていく。

ねんど ていげん 1996年度・提言③

がいこくご こうほう じゅうじつ がいこくじんしみんむ じょうほうこーなー せっち
外国語による広報を充実し、外国人市民向けの情報コーナーを設置する。

- かわさきし かわさきしこくさいこうりゅうきょうかいとう さくせい がいこくご しりょう がいこくごやく しりょうとう くやくしよ
1 川崎市や川崎市国際交流協会等が作成した外国語による資料、外国語訳をつけた資料等を区役所
の外国人登録の窓口や市民館に集め、外国人市民向けの情報コーナーを設置する。
- がいこくご しりょうとう りすと たげんご さくせい がいこくじんしみん たい せつきよくてき はいふ
2 外国語による資料等のリストを多言語で作成し、外国人市民に対して、積極的に配布する。
- がいこくご しりょう かん あんけーとようし まどぐち ようい しりょう たい がいこくじんしみん いけん ようぼう き
3 外国語の資料に関するアンケート用紙を窓口を用意して、資料に対する外国人市民の意見・要望を聞く。



1 ねんど 2002年度 A

ねんど かくく くやくしよ しみんかん としょかん がいこくじんしみんじょうほうこーなー せっち がいこくご
1998年度に各区の区役所・市民館・図書館に「外国人市民情報コーナー」を設置し、外国語によ
る資料を配布、掲示している。

2 ねんど 2003年度 A

がいこくじんしみん こうほう かた かん かんが きほんほうしん さくてい ねん がつ にちしこう
「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」（基本方針）を策定し（1998年4月1日施行）この
基本方針に基づき、各局・区が多言語の資料等を作成している。
かくきよく く さくせい がいこくごこうほう げんじょうちようさ おこな ちようさけつか にほんご るび りすと つか
各局・区が作成する外国語広報の現状調査を行い、調査結果を日本語（ルビつき）でリスト化
し、今年度、配付する予定である。

3 ねんど 2007年度 A

ねんど ひ つづ かわさきし たげんごこうほうしりょういちらん ねんどばん あんけーとらん ついか
2006年度に引き続き、「川崎市の多言語広報資料一覧」の2007年度版に、アンケート欄を追加し、
がいこくじんしみんじょうほうこーなーとう はいふ ほーむぺーじじょう けいさい がいこくじんしみん たげんご
外国人市民情報コーナー等で配布した。また、ホームページ上にも掲載し、外国人市民が多言語
資料について意見・要望を出しやすようにした。
しせいいっぱん といあわ いけん う つ そうごうこんたくとせんたー
なお、市政一般についての問合せや意見を受け付ける川崎市総合コンタクトセンター
「サンキューコールかわさき」では、英語でも意見を出すことができる。
こんご がいこくじんしみん つか しりょう さくせい いけんちようしゆ
今後も外国人市民にとって使いやすい資料の作成のため、意見聴取につとめていく。

ねんど ていげん
1997年度・提言①

りゅうがくせい せいかつじつたい そく りゅうがくせいしゅうがくしょうれいきんせいど みなおすと う せいかつ
留学生の生活実態に即し、留学生修学奨励金制度を見直す等、生活
しえん ほうほう じゅうじつ
支援の方法を充実する。

かわさきりゅうがくせいしゅうがくしょうれいきんせいど たいしゅうしゃ はんい かくだい た しょうがくきん じゅきゅう う む
1 川崎市留学生修学奨励金制度については、対象者の範囲を拡大し、他の奨学金の受給の有無や
がくぎょうせいせき ぼらんてい あかつどう うむと う しんさきじゅん か み せんこう せいかつじつたい おう きんがく しきゅう
学業成績、ボランティア活動の有無等を審査基準に加味して選考し、生活実態に応じた金額を支給す
る。

りゅうがくせい じゅうたく かくほ やちんふたん おお もんだい ざいだんほうじんりゅうがくせいしえんきぎょう
2 留学生にとっては、住宅の確保と家賃負担が大きな問題となっているので、財団法人留学生支援企業
きょうりくすいしんきょうかい きょうりく みんかん きぎょうとう あ しやたく りゅう ていきょう よ あわ こうきょうしせつ
協力推進協会と協力し、民間の企業等の空いている社宅や寮の提供を呼びかける。併せて公共施設
ゆうこうかつよう けんとう
の有効活用を検討する。

りゅうがくせい せいかつそうだん じょうほうていきょう きのう も にほんじん がくせい まな せいかつ
3 留学生の生活相談、情報提供の機能を持ち、あわせて、日本人の学生と「ともに学びあい、生活できる
しせつ せつ きぞん しせつ ゆうこうかつよう はか しょうらいてき がくせいいかん けんせつ けんとう
施設」として、既存の施設の有効活用を図る。将来的には、学生会館の建設を検討する。



1 ねんど
2002年度 A

こくさいこうりゅうきょうかいな い けんとういんかい せっち せいどかいせい けんとう おこな けっか しきゅう
国際交流協会内に検討委員会を設置し、制度改正について検討を行った。その結果、支給
たいしゅうしゃ しな い だいがく ざいせき しな いきょじゅう りゅうがくせい くわ へいせい ねんど しな い
対象者を市内にある大学に在籍する市内居住の留学生に加え、2001（平成13）年度から市内にあ
こうとうせんもんがっこうおよ せんしゅうがっこう せんもんかてい ざいせき しな いきょじゅう りゅうがくせい かくだい
る高等専門学校及び専修学校の専門課程に在籍する市内居住の留学生にまで拡大した。

2, 3 ねんど
2005年度 A

りゅうがくせい じゅうたく かか しえんさく ぜんねんど しな いきぎょう りゅうがくせい じゅうたくたいよ
2 留学生の住宅に関わる支援策については、前年度、市内企業に留学生への住宅貸与について
あんけーと じっし がっこう じょうほう ていきょう こんねんど けいかちょうさ おこな がっこう といあわ
アンケートを実施し、学校に情報を提供した。今年度、経過調査を行ったところ、学校から問合
せを受けた企業1件、実際の入居は0件であった。

かわさきこくさいこうりゅうきょうかい りゅうがくせい せいかつそうだん じゅうたくそうだんぎょうむ おこな こんご
3 川崎市国際交流協会において、留学生の生活相談・住宅相談業務を行っているが、今後もよ
り一層の充実を図っていく。

ねんど ていげん
1997年度・提言②

がいこくじんしみん しみん ちいきしやかい さんか こうけん あんてい
外国人市民が市民として地域社会に参加し、貢献できるためには安定し
ざいりゅうしかく ひつよう しゅつにゅうこくかん りぎょうせい かいぜん ほうむ
た在留資格が必要であり、そのために出入国管理行政の改善を法務
だいじん はたら
大臣に働きかける。

たげんご こうほう じゅうじつ
1 多言語による広報の充実

(1) ざいりゅうしかく こうしん ざいりゅうしかく へんこう がいこくじんとうろく さいにゅうこくきよかとう がいこくじん かんけい しょうてつづ
在留資格の更新、在留資格の変更、外国人登録、再入国許可等の外国人に関係ある諸手続きにつ
ばんふれつととう たげんご さくせい ちほうにゅうこくかんりきよかおよ しきよく じちたい はいふ じょうほうていきょう
いて、パンフレット等を多言語で作成し、地方入国管理局及び支局や自治体にも配布して、情報提供
せつきよくてき おこな
を積極的にを行う。

きじゆん かんわ
2 基準の緩和

(1) しゅつにゅうこくかんり かん さまざま てつづ しんせい かぞく だいらしんせい きよじゅうちいがい しんせい
出入国管理に関する様々な手続きや申請について、家族による代理申請や居住地以外での申請を
みと 認め、あわせて しんさきかん たんしゆく ほか
審査期間の短縮を図る。

(2) しゅうろう よてい ざいりゅうしかく とうしう けいえい ほうりつ かいけいぎょうむ ざいりゅうしかく さいちよう ねん
就労を予定する在留資格については、「投資・経営」・「法律・会計業務」の在留資格が最長3年であ
り、他は1年となっているので、これを一律に最長3年とする。

(3) かぞくたいざい ざいりゅうしかく ひと ふよう う ひと げんそくてき しゅうろう よてい
「家族滞在」の在留資格の人は、扶養を受ける人として原則的に就労することが予定されていない
とされているが、家族が安定した生活を送るために、また、就労することによって日本社会を知り、経済
かつどう とお しゃかい こうけん こうりよ しかくがいしゅうろう きよか きじゆん かんわ
活動を通して社会に貢献できることを考慮し、資格外就労の許可の基準を緩和する。

(4) こくれん じんけん かん しょうじょうやく とく こ けんりじょうやく だい じょう かぞくさいかい しゅつにゅうこく
国連の人権に関する諸条約、特に、子どもの権利条約の第10条（家族再会のための出入国）の
しゅし そんちよう にほん おやおよ こ とう かぞくさいけつごう けんり ほしょう にゅうこく たいざい じょうけん かんわ
趣旨を尊重し、日本での親及び子ども等の家族再結合の権利を保障し、入国と滞在の条件を緩和す
る。

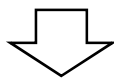
(5) さいにゅうこくきよかせいど はいし ざいりゅうきかんない いつ しゅつこく さいにゅうこく
再入国許可制度を廃止し、在留期間内においては、何時でも出国し、再入国できるようにする。

にゅうかんぎょうせい とうめいか
3 入管行政の透明化

(1) ざいりゅうきかん こうしん ざいりゅうしかく へんこう しかくがいしゅうろうきよかとう ふきよか ばあい りゅう ふそく
在留期間の更新や在留資格の変更、資格外就労許可等について、不許可の場合、その理由、不足
ようけんとう めいじ
の要件等を明示する。

(2) てきほう ちようきかんだいざい がいこくじん ていじゅうしゃ えいじゅうしゃ ざいりゅうしかくしゅとく きじゆん めいかく きじゆん
適法に長期間滞在する外国人には、「定住者」、「永住者」の在留資格取得の基準を明確にし、基準
ひと しんせいしやぜんいん ふよ
をみたす人には、申請者全員に付与する。

(3) また、「定住者」、「永住者」の在留資格取得の基準に、「留学生」としての在留期間を加算する。



1, 2, 3

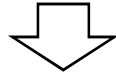
ねんど
2002年度 A

まいとし がいこくじんとうろくせいど かいぜん かん ほうむだいじん せいれいしていと しょうぼう おこな こんご
毎年、外国人登録制度の改善に関する法務大臣への政令指定都市要望を行ってきた。今後も、
がいこくじんしみん あんしん せいかつ おく しゅつにゅうこくかんりきよかおよ かいぜん ほうむだいじん しょうぼう
外国人市民が安心して生活を送れるよう、出入国管理行政の改善を法務大臣に要望していく。

ねんど ていげん 1997年度・提言③

「仮称・川崎市住宅条例」の制定において、条例の効果を上げるための
さまざまな方法を検討する。(1996年度提言の補足意見)

- 1 外国人や高齢者、障害者、母子・多子家庭等にも住居を賃貸する不動産業者や大家さんを奨励・支援する方法を検討し、外国人その他の入居希望者がすみやかに探せるように、住宅ストックを確保する。
- 2 不動産業者の新規登録及び更新の際に、入居差別をなくすための啓発を強化することを県知事に働きかける。
- 3 外国人をはじめ入居差別を受けている人が住宅探しの際に、一番のネックになっている保証人問題を解決するために、自治体、不動産業者、大学、専門学校、市民団体等で構成される公的な保証人機構の設立を検討する。



1 ねんど 2002年度 A

2000年度に国際交流協会において、入居後の外国人居住継続支援のため、通訳ボランティアの登録制度を開始した。

2001年度に設立された「かながわ外国人すまいサポートセンター」と協力・連携し、相談体制を強化している。

また、(財)自治体国際化協会の「外国人のための住宅マニュアル」の作成協力及び(財)日本賃貸住宅管理協会の「外国人の居住安定のためのガイドライン」の作成協力を行っている。

2 ねんど 2003年度 A

神奈川県に対し、1996年度、1997年度提言の内容について県の住宅政策に反映するよう、依頼した。

また、外国籍を理由に入居を拒否する事例があり、市内の宅地建物取引業団体に、このようなことがないよう、加盟不動産店に対する指導を依頼した。

併せて、宅地建物取引業団体に対する指導監督権限のある神奈川県に対し、今後このようなことがないよう団体への啓発を強化するよう働きかけた。

3 ねんど 2002年度 A

2000年4月に「川崎市住宅基本条例」を施行し、第14条第3項において、「高齢者等の民間賃貸住宅への入居機会の確保、民間賃貸住宅における居住の安定を図るため、民間賃貸住宅への入居に際して、必要な情報の提供、保証制度の整備、入居後の安定的な居住継続制度の整備等」を掲げ、条例の施行と同時に、これらを実施するため「川崎市居住支援制度」を創設した。

ねんど ていげん 1997年度・提言④

かわさきし こくさいこうりゅうじぎょう すいしん がいこくじんしみん さんかく
川崎市の国際交流事業を推進するために、外国人市民の参画をすすめる。

1 がいこくじんしみん ちいきしゃかい さんか こくさいこうりゅう すいしん こくさいこうりゅうきょうかい きかく うんえい
外国人市民が地域社会に参加し、国際交流をより推進するために、国際交流協会の企画・運営の
しく
仕組みに、がいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ ぼらんてい あだんたい めんばー い
外国人市民代表者会議とボランティア団体のメンバーを入れる。

2 こくさいこうりゅうきょうかい とうろく ぼらんてい あせいど ないよう ひろ し かつどう はんい ひろ ぼらんてい あ
国際交流協会の登録ボランティア制度と内容を広く知らせ、活動の範囲を広げる。また、ボランティア
ねっとわーく こうちく
のネットワークを構築する。

なお、がいこくじんしみんむ がいど だいじえずどばん あたら とうろく かたおよ てんにゅう
外国人市民向けガイドのダイジェスト版として、「新しく登録された方及び転入された
がいこくじん みな つうしょう ちえつくりすと さくせい たげんご ほんやく がいこくじんとうろくまどぐち
外国人の皆さんへ」(通称;チェックリスト)を作成、多言語に翻訳しました。外国人登録窓口
はいふ かつよう きぼう
で配付するなど、活用を希望します。
(→※提言④の3として扱う)



1, 2, 3

ねんど
2002年度 A

1 こくさいこうりゅうきょうかい きかく うんえい しゅく はい ほうほう こくさいこうりゅうきょうかい りじおよ ひょう
国際交流協会の企画・運営の仕組みに入るための方法としては、国際交流協会の理事及び評
ぎん しゅうにん こくさいこうりゅうきょうかいとうろく みんかんこうりゅうだんたい こうせい みんかんこうりゅうだんたいれんらくきょうぎかい
議員への就任と、国際交流協会登録の民間交流団体で構成する「民間交流団体連絡協議会」の
うんえいいいん
運営委員になることがある。

りじ がいこくじんしみん しゅうにん ひょうぎいいいん ねん がつ
理事については、これまでも外国人市民が就任しており、評議委員については、2001年6月から
がいこくじんしみん しゅうにん
外国人市民が就任している。

みんかんこうりゅうだんたいれんらくきょうぎかい きぼう うんえいいいん ねんど きぼうしゃ
「民間交流団体連絡協議会」については、希望すれば運営委員になれるが、2002年度は、希望者
がいなかった。

2 こくさいこうりゅうきょうかい ほーむぺーじこうしん ともな ぼらんてい あせいど きょうか ほか こくさいこうりゅうきょうかい
国際交流協会のホームページ更新に伴い、ボランティア制度のPR強化を図り、国際交流協会
いべんと ば ぼらんてい あ おこな
のイベントの場においてもボランティアのPRを行っている。

こじんとうろく ぼらんてい あ こくさいこうりゅうきょうかい かく ネットワーク化が ほか みんかんこうりゅう
個人登録ボランティアは、国際交流協会が核となり、ネットワーク化が図られており、民間交流
だんたい みんかんこうりゅうだんたいれんらくきょうぎかい ネットワーク化
団体は、民間交流団体連絡協議会により、ネットワーク化されている。

3 あたら とうろく かたおよ てんにゅう がいこくじん みな そうだんまどぐち ごあんない げんご
「新しく登録された方及び転入された外国人の皆さんへ」(「相談窓口の御案内」)を 11言語で
さくせい げんご いろわ いんさつ かくやくしよ ししよとう まどぐち はいふ
作成し、言語ごとに色分けして印刷し、各区役所・支所等の窓口に配布した。

がいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ だいひょうしゃ かくやくしよ ししよ ほうもん たんとうしゃ そうだんまどぐち
また、外国人市民代表者会議の代表者とともに、各区役所・支所を訪問し、担当者に「相談窓口
ごあんない ひつようせい せつめい せつきよくてき はいふ いらい
の御案内」の必要性を説明し、積極的な配布を依頼した。

ねんど ていげん
1998年度・提言①

がいこくじん こ ぶく こ あんしん ゆた
外国人の子どもたちを含む、すべての子どもたちが、安心して豊かな
ほうかご す ば ほしょう
放課後を過ごせる場を保障する。

1 「アスクル」を、特に外国人に広く知らせるために、多言語でパンフレットを作り広報を充実すること。

2 外国人の親を持つ子どもたちの文化や言語の違いを認めながら、多くの異年齢の子どもたちと共に、
たの あそ あんぜん す ぶんか せん たー しゃくいん こくさいりかいけんしゅう じゅうじつ
楽しく遊び、安全に過ごせるように、こども文化センター職員、国際理解研修を充実すること。

3 子どもたちにとって、安全でより身近な場所の一つとして学校があります。最近の少子化に伴う余裕
こ あんぜん みちか ほしよ ひと がっこう さいきん しょうしか ともな よゆう
教室の現状も踏まえながら、今後の課題として、学校施設を活用した事業について検討していくこと。

そのため、私達外国人市民代表者会議のメンバーは、パンフレットの多言語翻訳やこども
ぶんか せん たー ちいき ぼらん てい あ せつきよくてき きょうりよく
文化センターの地域ボランティアなど、できることは積極的に協力します。



1, 2, 3

ねんど
2002年度 A

1 2000年度に多言語によるパンフレットを配布し、その後も、各こども文化センターで必要に応じて
ねんど たげんご ばんふれっと はいふ ご かく ぶんか せん たー ひつよう おう
対応している。

2 2000年度は「子どもの人権」について、2001年度は「子どもの権利に関する条例」についての研修
ねんど こ じんけん ねんど こ けんり かん じょうれい けんしゅう
を実施した。2002年度は「子どもの権利に関する条例」について内容を掘り下げ、具体的な対応事例
じっし ねんど こ けんり かん じょうれい ないよう ほ さ ぐたいてき たいおうじれい
の研修を実施した。

今後職員意識の向上を図るとともに、子どもたちの健全な育成のための研修を充実させて
こんご しょくいん いしき こうじょう ほか こ けんぜん いくせい けんしゅう じゅうじつ
いく。

3 2000年10月から、小学校施設を活用した児童の健全育成モデル事業「わくわくプラザ」を各区1校
ねん がつ しょうがっこうせつ かつよう じどう けんぜんいくせい も てる じぎょう ぶらざ かくく こう
実施し、2003年4月から市内の全市立小学校で「わくわくプラザ」事業を開始する。

今後は、外国籍の児童にも利用しやすいよう、印刷物にルビをふるなど、環境整備に努めるとと
こんご がいこくせき じどう りよう いんさつぶつ るび かんきょうせいび つと
もに、外国籍の児童を含め、障害のある児童や私立小学校の児童などが利用できるよう、配慮し、
がいこくせき じどう ふく しょうがい じどう しりつしょうがっこう じどう りよう はいりよ
関係機関との調整を図っていく。

ねんど ていげん
1998年度・提言②

がいこくじんがっこうそつぎょうせい こくりつだいがくじゅけんしかく みと がいこくじんがっこう
外国人学校卒業生の国立大学受験資格を認めることと、外国人学校へ
じよせい もんぶだいじん はたら
の助成について、文部大臣に働きかける。

がいこくじんがっこうそつぎょうせい たい にほん こくりつだいがく じゅけんしかく みと
1 外国人学校卒業生に対し、日本の国立大学の受験資格を認めること。

がいこくじんがっこう たい にほん しりつがっこう どうとうていど ほじよきん こうふ
2 外国人学校に対し、日本の私立学校と同等程度の補助金を交付すること。

けいかほうこく
(経過報告)

この提言項目については、すでに、市長から総理大臣と文部大臣に宛てて要望書が提出されています。

だいひょうしゃかいぎ では 10月までに論議していた経過があり、緊急の要望として1998年12月、市長に提出することを、正副委員長部長会長会議で決定し文案を確認しました。その後市長に提出しましたが、予算に関わることも含めて加筆修正したものです。

ようぼうしょ ないよう だい かいかいぎ だいひょうしゃかいぎ ついにん え
要望書の内容については、第5回会議の代表者会議で追認を得ました。(1999年1月)

さんこう
[参考]

(1) かわさきみんぞくきょういくすいしんきょうぎかい しぎかい たい ちょうせんこうきゅうがっこうそつぎょうせい こくりつだいがくじゅけん にゅうがく
資格と朝鮮学校への助成金に関する陳情」が提出され、川崎市にも同じ趣旨の要望書が提出されました。(1998年6月)

(2) しぎかい せんぎ けつか がつぎかい ぜんかいいっち ちんじょう さいたく くに いけんしょ ていしゅつ
市議会で審議の結果、12月議会において全会一致で陳情が採択され、国に意見書が提出されました。同時に、市長から、総理大臣と文部大臣に宛てて、要望書が提出されました。(1998年12月)



1, 2

ねんど
2002年度 A

ねん がつ しちょう そくりだいじん もんぶだいじん ようぼうしょ ていしゅつ
1998年12月に市長より、総理大臣と文部大臣へ要望書を提出した。

それと同時に市議会からも国に対し、意見書が出されている。

くに だいがくにゅうがくじゅけんけんていおよ ちゅうがっこうそつぎょうていどにていしけん じゅけんしかく だんりょくか きてい
国は、大学入学受験検定及び中学校卒業程度認定試験の受験資格の弾力化について、規定を
かいせい しこう ねん がつみつ か
改正し施行した。(1999年9月3日)

ねんど ていげん
1998年度・提言③

がいこくじんこうれいしゃ ねんきんしきゆう くに はたら かわさきしがいこくじんこうれいしゃ
外国人高齢者への年金支給を国に働きかけ、川崎市外国人高齢者
ふくしてあて ぞうがく はか
福祉手当の増額を図る。

がいこくじんこうれいしゃ ろうれいふくしねんきん おな せいど くに はたら
1 外国人高齢者に老齢福祉年金と同じような制度をつくることを国に働きかける。

かわさきし くに ほうかいせい あいだ ろうれいふくしねんきんがく もくひょう がいこくじんこうれいしゃふくしてあて しきゅうがく
2 川崎市は、国の法改正までの間、老齢福祉年金額を目標に、外国人高齢者福祉手当の支給額を
ぞうがく
増額すること。



1 ねんど
2018年度 B

ざいにちがいこくじんしみん むねんきんしゃ たい きゅうさい かいぜん そち そうきじつげん れいねん どうよう せいれいしてい
在日外国人市民の無年金者に対する救済・改善措置の早期実現について、例年と同様、政令指定
としこくほ ねんきんしゅかん ぶ かちょうかいぎ つう こうせいろうどうしよう こくみんねんきん かん ようぼうしよ ていしゅつ
都市国保・年金主管部課長会議を通じて、厚生労働省に「国民年金に関する要望書」を提出して
いる。こんごよてい ねんきんせいどかいせい くに どうこう ちゅうし ひ つづ ようぼうじつげん む
今後予定されている年金制度改正について、国の動向を注視しつつ、引き続き、要望実現に向
こうせいろうどうしよう はたら おこな
けて厚生労働省に働きかけを行う。

2 ねんど
2002年度 A

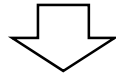
かわさきしがいこくじんこうれいしゃふくしてあて がいこくじんこうれいしゃ ふくし こうじょう ほか もくてき ねん がつ そうせつ
川崎市外国人高齢者福祉手当は、外国人高齢者の福祉の向上を図る目的で、1994年10月に創設
した。せいどかいしじ しきゅうがく げつがく えん じゅんじ ひ あ おこな ねんど げつがく
制度開始時の支給額は、月額10,000円であったが、順次、引き上げを行い、2002年度は月額
えん
21,500円となっている。

こんご たとし じっしじょうきょう かんあん どりよく
今後とも、他都市の実施状況などを勘案しながら、努力していく。

ねんど ていげん
1998年度・提言④

がいこくじんしみん しえん ちいき こくさいこうりゆう じゅうじつ うち こくさいか
外国人市民の支援と地域における国際交流を充実し、「内なる国際化」
すいしん ねんどていげん ほそくいけん
を推進する。(1997年度提言の補足意見)

- 1 協会きょうかいは、地域社会ちいきしゃかいにおける国際交流こくさいこうりゆう、外国人市民がいこくじんしみんなどに対する相談たいや支援そうだんのための活動しえんの中心かつどう的な役割ちゆうしんてきを果たすため、ボランティアぼらんていあや市民団体しみんだんたいをつなぎ合わせた「ボランティアネットワークあ」をいち早く構築あする。
- 2 上記じょうきの目的もくてきを達成たっせいするため、ボランティアぼらんていあや市民団体しみんだんたいのデータベース化でーたべーすかをしたり、協会きょうかいのスタッフすたっふと関係機関かんけいきかんやボランティアぼらんていあの共同研修きょうどうけんしゅうを実施じっしするなど、情報じょうほうや知識ちしきの共有化きょうゆうかを図る。
- 3 協会きょうかいの企画きかく・運営うんえいに外国人市民がいこくじんしみんや市民団体しみんだんたいの意見いけんを反映はんえいするため、「仮称かしょう:企画運営委員会きかくうんえいいいんかい」を発足ほっそくさせる、または、今ある「評議員会ひょうぎいいんかい」に外国人市民がいこくじんしみんを入れる仕組みいをつくる。



1, 2, 3

ねんど
2002年度 A

- 1 個人登録こじんとうろくボランティアぼらんていあは、国際交流協会こくさいこうりゆうきょうかいを核かくとしてネットワーク化ねっとわーくかが図られており、民間交流みんかんこうりゆう団体だんたいは、「民間交流団体連絡協議会みんかんこうりゆうだんたいれんらくきょうぎかい」により、ネットワーク化ねっとわーくかされている。
2001年3月ねん がつには、国際交流協会こくさいこうりゆうきょうかいのホームページほーむぺーじを更新こうしんし、民間交流団体みんかんこうりゆうだんたいの紹介しょうかいを行うととも
に、各団体かくだんたいのホームページほーむぺーじへリンクりんくできるようにした。
また、「川崎市関係ボランティア・市民活動推進機関ネットワーク会議かわさきしんかんけいぼらんていあ しみんかっどうすいしんきかんねっとわーくかいぎ」が2000年2月ねん がつに発足ほっそくし、
国際交流協会こくさいこうりゆうきょうかいも構成員こうせいいんとなり、市内しんないのボランティア活動ぼらんていあかつどうや市民活動団体しみんかっどうだんたいの育成いくせい、支援しえん、及び関係およ かんけい
機関きかんの情報交換じょうほうこうかんを行っている。
- 2 国際交流協会こくさいこうりゆうきょうかいでは、ボランティアぼらんていあは個人登録こじんとうろく、市民団体しみんだんたいは民間交流団体みんかんこうりゆうだんたいとして登録とうろくされており、
データベース化でーたべーすかが図られており、
また、ボランティアぼらんていあについては、各種かくしゅの研修けんしゅうを実施じっしし、情報じょうほうや知識ちしきの共有きょうゆう及び資質ししつの向上こうじょうを図
っている。
国際交流協会職員こくさいこうりゆうきょうかいしよくいんについては、知識ちしきの向上こうじょうを図り、複雑ふくざつ・専門化せんもんかする相談業務そうだんぎょうむに対応たいおうするため、
定期的な研修ていきてき けんしゅうを行っている。
- 3 国際交流協会こくさいこうりゆうきょうかいの事業運営じぎょううんえいは、理事会りじかいで決議けつぎし、重要事項じゅうようじこうは評議員会ひょうぎいいんかいで調査・審議ちようさ しんぎすることにな
っている。理事りじについては、これまでがいこくじんしみんが就任しゅうにんしているが、評議員ひょうぎいいんについても、2001年
6月がつから外国人市民がいこくじんしみんが就任しゅうにんしている。

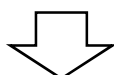
ねんど ていげん
1999年度・提言①

がっこう ほごしゃ ちいきじゆうみん なら しみん たぶんかりかい すいしん
学校や保護者、地域住民、並びに市民の多文化理解を推進する。

かわさきしがいこくじんきょういくきほんほうしん たぶんかきょうせい しゃかい がっこうない ひろ しぜんたい
1 「川崎市外国人教育基本方針—多文化共生の社会をめざして—」を学校内のみならず広く市全体で
すいしん ほごしゃ ちいき にほんじんしみんなら がいこくじんしみん とも きょうぎ ば もう
推進していくため、保護者や地域の日本人市民並びに外国人市民が共に協議する場を設けること。

かく だんたい たぶんかきょうせいしゃかい じつげん してん と い かつどう きたい
2 各PTA団体が、多文化共生社会の実現をめざす視点を取り入れて活動することを期待する。

かくがっこう おこな こくさいりかいきょういく ほごしゃ ちいきじゆうみん さんか よ ちいき しみんかん
3 各学校が行う国際理解教育に、保護者や地域住民の参加を呼びかけていくとともに、地域の市民館
とう がいこくじんしみん にほんじんしみん そうごりかい ほか がくしゅうじぎょう いっそうじゅうじつ
等でも外国人市民と日本人市民の相互理解を図るような学習事業を、より一層充実していくこと。



1 ねんど
2005年度 A

かわさきしがいこくじんきょういくきほんほうしん ぐたいてき てんかい ほか がいこくじんきょういく たずさ しみん しょくいん
「川崎市外国人教育基本方針」の具体的な展開を図るために、外国人教育に携わる市民と職員
による「外国人教育推進連絡協議会」を2000年度に設置した。協議会では、学校教育、社会教育
がいこくじんきょういくすいしんれんらくきょうぎかい ねんど せっち きょうぎかい がっこうきょういく しゃかいきょういく
等の幅広い分野で多文化共生の社会をめざして継続的な取組を行っており、就学事務手続きに関
とう はぼひろ ぶんや たぶんかきょうせい しゃかい けいぞくてき とりくみ おこな しゅうかくじむ てつづ かん
する内容の見直しや外国人児童生徒の学習支援についても協議を行っている。なお、「外国人教育
ないよう みなお がいこくじんじどうせいと がくしゅうしえん きょうぎ おこな がいこくじんきょういく
基本方針」に関しては、教員研修や全校の国際理解教育担当者を構成員とする「国際化推進
きほんほうしん かん きょういんけんしゅう ぜんこう こくさいりかいきょういくたんとしや こうせいいん こくさいすいしん
連絡協議会」などで周知に努めている。
れんらくきょうぎかい しゅうち つと

2 ねんど
2003年度 A

きょういくいいんかい いたく じっし かていきょういくがっきゅう たぶんかきょうせい こくさいりかい
教育委員会がPTAに委託して実施しているPTA家庭教育学級において、多文化共生や国際理解
にか がくしゅう じっし ねんど いぶんかこみゆにけーしょん がいこくじん まね しょく とお
に関する学習を実施している。2002年度は「異文化コミュニケーション・外国人を招いて食を通し
こうりゅう がくしゅうかい おこな
た交流」などの学習会を行った。

3 ねんど
2002年度 A

きょういくぶんかかいかん しみんかんぜんかん へいわ じんけんそんちやうがっきゅう じっし たぶんかふえすた さまざまくにくに
教育文化会館・市民館全館で「平和・人権尊重学級」を実施し、「多文化フェスタ」や様々な国々
おやこ こうりゅうかつどうとう おこな
の親子の交流活動等も行われている。

しきじがっきゅう がいこくじん にほんじんぼらんでいあ こうりゅう にほんごおよ せいかつ かん がくしゅう
「識字学級」では、外国人と日本人ボランティアによる交流と日本語及び生活に関する学習を
じっし
実施した。

また、ふれあい館においても「人権尊重学級」「ふれあい成人学級」などを実施している。
かん じんけんそんちやうがっきゅう せいじんがっきゅう じっし

ねんど ていげん
1999年度・提言②

ちいき す がいこくじん ふく おお ひと がいこくじん かん そうだんまどぐち
地域に住む外国人を含む多くの人に、外国人に関する相談窓口がある
ひろ こうほう
ことを広く広報する。

たげんご がいこくじん かん しみんせいかつ きょういく そうだんまどぐち しょうかい ぼすたー さくせい ひろ きまざま ばしょ
1 多言語で、外国人に関する、市民生活と教育の相談窓口を紹介するポスターを作成し広く様々な場所
がいこくじんしみんじょうほうこーなーせっちかしよはじ がっこう こうきょうしせつ し ちょうない こうほうけいじばん どう けいじ
(外国人市民情報コーナー設置箇所を始め、学校や公共施設、市や町内の広報掲示板、等)に掲示し、
おお ひと こうほう
多くの人に広報すること。



1

ねんど
2002年度 A

しみんせいかつかんけい こくさいこうりゅうきょうかい きょういくかんけい きょういくいいんかい がいこくじん かん
市民生活関係については国際交流協会に、教育関係については教育委員会に外国人に関する
そうだんまどぐち こうほう げんご にほんご かんこく ちょうせんご ちゅうごくご えいご ぼるとがるご
相談窓口があることを広報するために、6言語(日本語、韓国・朝鮮語、中国語、英語、ポルトガル語、
すぺいんご ひょうじ ぼすたー さくせい こうきょうしせつ こうほうけいじばん けいじ
スペイン語)で表示したポスターを作成し、公共施設や広報掲示板などに掲示している。

ねんど ていげん
1999年度・提言③

こくせき しゅうしょくもんだい ちゅうしん さべつ かいしやう はか
国籍による就職問題を中心とした差別の解消を図る。

- かわさきし しよくいんにんやう かか こくせきじやうこう かんぜんてつぱい む きぎやう ちやくしゆ
1 川崎市の職員任用に係わる国籍条項の完全撤廃に向けた作業に着手すること。
- みんかんきぎやう しゅうろう さべつかいしやう ろうどうじやうけんとう てきせい か けいはつ すいしん
2 民間企業の就労における差別解消や労働条件等の適正化について、啓発を推進すること。



1 ねんど 2018年度 B

たとし こくせきやうけん にんやう かん うんやうじやうきやう ひ つづ かくにんきぎやう じっし がいこくせき
他都市の国籍要件や任用に関する運用状況について、引き続き確認作業を実施した。「外国籍
しよくいん にんやう かん うんやうきてい だい しやうべつびやう こんごひつやう おう しよやう かいせい おこな よてい
職員の任用に関する運用規程」第2章 別表については、今後必要に応じて所要の改正を行う予定
であり、その際はさい ちやうない しよくむないやう かか ちやうさ おこな ひ つづ たとし こくせきやうけんとう
で、その際はさい ちやうない しよくむないやう かか ちやうさ おこな ひ つづ たとし こくせきやうけんとう
を、その際はさい ちやうない しよくむないやう かか ちやうさ おこな ひ つづ たとし こくせきやうけんとう
確認していく。

2 ねんど 2002年度 A

がいこくじん さいやうせんこう にゆうかんほうとう ていしよく ほんい こくせき さべつ
2 外国人の採用選考にあたっては、入管法等に抵触しない範囲で、国籍などにより差別されること
なく、ほんにん てきせい のりよく おう さいやうせんこう おこな けいはつ つと
なく、本人の適性と能力に応じて採用選考が行われるよう、啓発に努めている。
また、ちんざん ろうどうじかんとう ろうどうじやうけん きんとうたいぐう じゆんしゆ しなひ じぎやうしよ じやうほうし
また、賃金・労働時間等の労働条件の均等待遇が遵守されるよう、市内の事業所に情報誌や
ばんふれつと はいふ ほーむぺーじ けいはつ つと
パンフレットを配布するとともに、ホームページにより啓発に努めている。
けいはつ いっかん がいとらうどうぞうだんかいとう きかい がいこくじんきゆうしよくしや しゅうろうしや さべつかいしやう
啓発の一環として、街頭労働相談会等の機会をとらえ、外国人求職者や就労者への差別解消に
む ろうどうてちやう ばんふれつと はいふ
向けて、労働手帳やパンフレットを配布した。

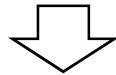
ねんど ていげん
1999年度・提言④

がいこくじんしみん あんしん せいかつ おく しゆつにゆうこくかんりぎょうせい かいぜん
外国人市民が安心して生活を送れるよう、出入国管理行政の改善を
ほうむだいじん はたら ねんどていげん ほそくいけん
法務大臣に働きかける。(1997年度提言の補足意見)

ねんどていげん う かわさきしちょう ほうむだいじん しゆつにゆうこくかんりぎょうせい かいぜん ようぼうしょ ていしゆつ
1997年度提言を受けて、川崎市長は法務大臣に出入国管理行政の改善について要望書を提出
しました。

ねん がつ しゆつにゆうこくかんりおよ なんみんにんていほう がいこくじんとうろくほう かいていあん かけつ ざいりゆうきかん ざいりゆう
1999年8月に出入国管理及び難民認定法と外国人登録法の改定案が可決され、在留期間、在留
しかく とうろく だいにしんせいなら しもんおう ぜんぱいとう かいぜん み ふじゆうぶん てん
資格、登録の代理申請並びに指紋押なつ全廃等の改善が見られました。しかし、なお不十分な点
あることから、1997年度提言の補足意見として次のことを再度、法務大臣に働きかけるよう市長に
ていげん
提言します。

- 1 とうろく ざいりゆうとうがいこくじん かんけい しよてつづき たげんご こうほう じょうほうていきょう せつきよてき おこな
登録や在留等外国人に関係ある諸手続について、多言語の広報・情報提供を積極的に
に、まどぐち がいこくじんしみん せつ たんとうしゃとう こくさいりかいきょういく じんけんそんちやういしき しんとう つと
窓口において外国人市民に接する担当者等の国際理解教育・人権尊重意識の浸透に努めること。
- 2 こくさいじんけんきやくなら こ けんりじやうやく もと かぞくさいけつごう けんり ほしょう にゆうこく たいざい じやうけん
国際人権規約並びに子どもの権利条約に基づき、家族再結合の権利を保障し、入国と滞在の条件を
かんわ
緩和すること。
- 3 さいにゆうこく きよかせいど はいし ざいりゆうきかんない しゆつこくおよ さいにゆうこく ほしょう
再入国 許可制度を廃止し、在留期間内の出国及び再入国を保障すること。
- 4 がいこくじんしみん にほんじんしみん じんけん どうとう たちば がいこくじんとうろくほう ぼっそく じゆうみんきほんだいちやうほう
外国人市民も日本人市民も人権において同等の立場から、外国人登録法の罰則を、住民基本台帳法
なみ
並とすること。
- 5 がいこくじんとうろくしやう じやうじけいたいぎ む はいし
外国人登録証の常時携帯義務を廃止すること。



1, 2, 3, 4, 5

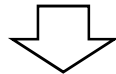
ねんど
2009年度 A

がいこくじんとうろくまどぐち がいこくじんしみんむ りーふれつと かつやう てつづきあんない るびつ
外国人登録窓口において、外国人市民向けのリーフレットを活用したり、手続案内にルビを付ける
などの配慮をしている。また、自動交付機の画面表示にも英語表示を取り入れている。
はいりよ じどうこうふき がめんひやうじ えいごひやうじ と い
これまで、外国人登録制度の改善について法務大臣に政令指定都市連名で要望を行ってきたが、
じゆうみんきほんだいちやうほう にゆうかんほう おおはば かいせい がいこくじんとうろくせいど はいし がいこくじんじゆうみん じゆうみん
住民基本台帳法、入管法が大幅に改正された。外国人登録制度が廃止となり、外国人住民も住民
きほんだいちやう とうろくたいしやう がいこくじんじゆうみん かか とどけでとう かんそか きろく とういつか はか
基本台帳の登録対象となるなど、外国人住民に係わる届出等の簡素化、記録の統一化が図られ、
りべんせい ま ざいりゆうきかん じやうげん えんちやう さいにゆうこくきよかせいど かんわ
利便性が増した。また、在留期間の上限が延長されたり、再入国許可制度が緩和されている。さ
とくべつえいじゆうしや かん がいこくじんとうろくしやうめいしよ か ほっこう じやうじけいたい ふやう
らに特別永住者に関しては、外国人登録証明書に変わる発行され、常時携帯が不要となるなどの
かいぜん こんご しんせいど まどぐちたいせいとう せいび ひ つづ がいこくじんしみん
改善がされることとなった。今後は新制度のもとの窓口体制等を整備し、引き続き外国人市民の
じんけんそんちやう ふたん けいげんおよ じゆうみん さーびす じゆうじつ
人権尊重、負担の軽減及び住民サービスの充実をはかっていく。

ねんど ていげん 2000年度・提言①

がいこくじん ほごしゃ も こ ぼご まな きかい ほしょう
外国人の保護者を持つ子どもなどが母語を学ぶ機会を保障する。

- 1 ぼご じゅうようせい にんしき ふか こくさいりかいきょういく すいしん
母語の重要性の認識を深めることを、国際理解教育のなかで推進していくこと。
- 2 がいこくじん ほごしゃ も こ ぼご おし ぼらん てい あかつどう しえん
外国人の保護者を持つ子どもなどに母語を教えるボランティア活動を支援すること。
- 3 ぼご まな きかい ほしょう かた ぼらん てい あかつどう どうじしゃ いこう そんちよう こうてき
母語を学ぶ機会の保障のあり方については、ボランティア活動をする当事者の意向を尊重し、公的施設の活用など、支援体制の整備に努めること。



1, 2, 3

ねんど
2005年度 A

- 1 「川崎市外国人教育基本方針—多文化共生の社会をめざして—」についての教職員の研修のなかで、母語・母文化の重要性の認識を高めており、学級指導や総合的な学習の時間の取り組みとお通して、外国人の児童・生徒の母語・母文化を紹介しながら、相互理解や交流を図った学校もある。また、日本語指導等協力者連絡会の研修や、全校の国際理解教育担当者を構成員とする「国際化推進連絡協議会」でも母語の重要性についての周知を図った。
- 2, 3 ポルトガル語学習グループについて、2001年度より高津市民館で、2004年度からは子ども夢パークで活動の場の提供等の支援を行っている。また、ふれあい館への委託事業として2001年度から母語学習事業を実施しているほか、2004年度からは教育文化会館の市民自主企画事業で子どもを対象とした母語教室（中国語、韓国・朝鮮語）が実施されているが、今年度は約120名の参加があった。この事業を核に保護者同士のネットワークも広がってきている。

ねんど ていげん
2000年度・提言②

かいごほけんせいど がいこくじんこうれいしゃふくし じゅうじつ はか
介護保険制度と外国人高齢者福祉の充実を図る。

がいこくじん ほーむ へる ぼー ようせい かんきょう とどの いっぱん へる ぼー ようせい じ たぶんか
1 外国人のホームヘルパーを養成しやすい環境を整える。また、一般のヘルパー養成時にも、多文化
りかい きょういく じっし
理解の教育を実施する。

かいごほけんせいど こうほうおよ づうち たげんご おこな じゅうじつ
2 介護保険制度の広報及び通知を多言語で行うことをさらに充実する。

かいごほけんせいどじっし がいこくじんこうれいしゃ せいかつ はいりよ かわさきしがいこくじんこうれいしゃふくしてあて ぞうがく はか
3 介護保険制度実施による外国人高齢者の生活に配慮し、川崎市外国人高齢者福祉手当の増額を図
る。



1, 2, 3

ねんど
2002年度 A

ねん かわさきざいたくふくしこうしゃ つう しゃかいふくしほうじんせいきゅうしゃ きゅうほーむ へる ぼー ようせいけんしゅう
1 1999年から川崎市在宅福祉公社を通じて、社会福祉法人青丘社に3級ホームヘルパー養成研修
いたく がいこくじんこうれいしゃ たい かいごさーびす になて にんちか かた ようせい ねん
を委託し、外国人高齢者に対する介護サービスの担い手として、60人近い方を養成した。2001年に
きゅうほーむ へる ぼー けんしゅう かいさい にん かた ようせい
は、2級ホームヘルパー研修を開催し、40人の方を養成した。

こんご がいこくじん こうれいか すす なか がいこくじん たいおう かいごじんざい ひ つづ ようせい
今後も、外国人の高齢化が進む中で、外国人への対応ができる介護人材を引き続き養成していく。

かいごほけん せいど がいこくじんしみん りかい ねん がつ げんご ちゅうごくご かんこく ちょうせんご
2 介護保険の制度を外国人市民に理解してもらえるよう、2001年3月に5言語(中国語、韓国・朝鮮語、
えいご ぼるとがるご すべいんご ぼんふれっと さくせい ねん がつ かいていばん さくせい
英語、ポルトガル語、スペイン語)によるパンフレットを作成し、2002年3月に改訂版を作成した。

かわさきしがいこくじんこうれいしゃふくしてあて がいこくじんこうれいしゃ ふくし こうじょう はか もくてき ねん がつ そうせつ
3 川崎市外国人高齢者福祉手当は、外国人高齢者の福祉の向上を図る目的で1994年10月に創設した
ものである。

せいどかいし しきゅうがく げつがく えん じゅんじ ひ あ おこな ねんど げつがく
制度開始の支給額は、月額10,000円であったが、順次、引き上げを行っており、2001年度に月額
えん ひ あ じっし げんざい しきゅうがく げつがく えん
1,500円の引き上げを実施し、現在の支給額は月額21,500円となっている。

ねんど ていげん
2001年度・提言①

がっこう がいこくじん ほごしゃ じどうせいと たい しえん じゅうじつ
学校における外国人保護者と児童生徒に対する支援を充実させる。

1 保護者への支援

IT等を活用した多言語による情報発信、入学・進路相談の充実等、外国人保護者の状況に配慮したきめ細かなコミュニケーションや交流が図れるよう支援する。

2 児童生徒への支援

日本語指導等協力者派遣事業の拡充や集中的に日本語指導を実施する等、日本語能力が不十分な児童生徒に、学習言語としての日本語能力を高める支援をする。

言葉や文化等一人一人の背景に違いがあることを尊重した教育を推進するために外国人教職員等の積極的な活用や、直接児童生徒の指導に携わる教職員の研修の充実を図る。



ねんど
2006年度 A

1 従来より外国人の子どものいる家庭用に就学案内・就学時健康診断の案内・外国人保護者用就学ハンドブックを6言語で作成し、配布している。これまで中学校の就学案内は市立小学校に通っている外国籍児童へ配布していたが、対象年齢の外国籍児童のいる全家庭へ配布するようにした。また入学の際に、必要な場合は総合教育センターで教育相談を行っている。そのときには、就学に関するものだけでなく、各種の生活支援ガイドや識字学級の案内など、外国人保護者に必要な情報をできる限り配布している。

進路に関する情報としては、「日本語を母語としない中学生への公立高等学校進学説明会」を、10月に開催し、外国人保護者が進学について理解する機会をつくっている。このなかで外国人高校生の話を聞く機会を設定するなど、進学についての理解が深まるよう配慮している。また、海外で中学を卒業した人への進学説明会の情報も個別に配布した。

一方で学校に対しては、連絡対訳集の活用やお知らせへのルビふりを行うよう働きかけており、保護者に対して、一定の情報提供は行われるようにはなってきたが、保護者の状況に配慮したコミュニケーション・交流の機会の設定については、2003年度に改めてより具体的な提言が出ているので(提言②)、それに対する取組として、継続的にすすめていく。

ねんど
2005年度 A

2 日本語指導等協力者への研修を充実させ、また、巡回相談員を学校に派遣して、協力者によるきめ細やかな相談活動の実施と、効果的な指導のための支援を行った。

2002年度より、外国人児童生徒の学力保障のための巡回非常勤講師配置事業を実施しているが、今年度よりNPO法人教育活動総合サポートセンターに委託して、日本語指導を含む学習活動支援等を行う「教育活動サポーター配置事業」を開始した。今後も、学習言語の獲得支援に向け、教員と市民ボランティアの連携づくりを図っていく。

1997年から「民族文化講師ふれあい事業」を実施し、また、外国語指導助手(Assistant Language Teacher)を市立中学校・高等学校及び小学校に派遣しているほか、人権や国際理解教育に関する教職員向け研修をさらに充実させ、総合的な学習の時間を活用した国際理解教育の推進を図っている。

ねんど ていげん
2001年度・提言②

がいこくじん ひつよう とき ひつよう じょうほう え たいせい すいしん ほか
外国人が必要な時に必要な情報を得られるような体制づくりの推進を図る。

1 かわさきし てんにゆう ま ひとつ ひとつ こうてききかん ばしよ ほうてきぎ むとう さいていげんひつよう じょうほう え
川崎市に転入して間もない人等が、公的機関の場所や法的義務等、最低限必要な情報を得られるよ
うな環境をつくる。

2 がいこくじん ちいき せいかつ とき ひつよう じょうほう え がいこくじん そうだん たげんご たいおう
外国人が地域で生活する時に、必要な情報が得られ、外国人の相談に多言語で対応できるような
情報システムを構築する。



1, 2

ねんど
2005年度 A

1 がいこくじんしみんだいひょうしやくかいぎ へんしゅう ほんやく まどぐち といあわ さき りすと かわさきし す がいこくじん みな
外国人市民代表者会議が編集・翻訳した、窓口や問合せ先のリスト「川崎市に住む外国人の皆さんへ」について、
たげんごそうだん まどぐち ほーむ ペーじ あどれすとう じょうほう ついか かいていばん さくせい
多言語相談の窓口やホームページアドレス等の情報を追加した改訂版を作成し、
かくやくしよ ししよ がいこくじんとろくまどぐち かくじつ はいふ
各区役所・支所の外国人登録窓口で確実に配布することとした。

2 こくさいこうりゅうせんたー たげんご じょうほうしゅうしゅう ていきょうおよ がいこくじん そうだん たげんご たいおう
国際交流センターにおいて、多言語の情報収集・提供及び外国人の相談に多言語で対応でき
る体制をとっている。また、11月から業務を開始する総合コンタクトセンターでは、えいご といあ
えいご といあ
も受け付けるほか、ホームページの「よくある質問」でも英訳情報を提供する。

がいこくじんしみんしさくたんとう ほーむ ペーじ かわさきし たげんごこうほうしりょういちらん かわさきし す がいこくじん
外国人市民施策担当のホームページに、「川崎市の多言語広報資料一覧」や「川崎市に住む外国人
みな
の皆さんへ」を掲載するなど、がいこくじんしみんむ たげんごじょうほう ペーじ かいぜん おこな
外国人市民向けの多言語情報ページの改善を行った。

ねんど ていげん
2003年度・提言①

しりつしょうがっこう ちゅうがっこう こうこうとう こ きょうしよくいん こくさいりかい ふか
市立小学校・中学校・高校等で、子どもと教職員の国際理解を深めると
こと ぶんか みと あ かんきょうせいびせいび はか
ともに異なる文化を認め合える環境整備を図る。

- 1 各校に国際理解教育の担当者を置き、多文化共生を目指す国際理解教育を継続的・定期的・全校的に推進する。
- 2 子どもたちや教職員が異なる文化とふれあい、学ぶ場として、多文化理解教室や多文化理解コーナーなどの設置に努める。



1 ねんど 2008年度 A

ねんど しりつがっこうぜんこう こくさいりかいきょういく たんとうしゃ お けんしゅう おこな こんご
2004年度から市立学校全校に国際理解教育の担当者を置いて、研修などを行っている。今後も、
ぜんこう と く こくさいりかいきょういく あ かた かくこう こくさいりかいきょういくたんとう とお かくがっこう はっしん
全校で取り組む国際理解教育の在り方を、各校の国際理解教育担当を通して、各学校に発信してい
く。

ねんど もんぶ がくしやう きこく がいこくじんじどうせいとうけいれそくしんじぎやう いしよくけんきゅう う いまいしょうがっこう
2007年度、文部科学省「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」の委嘱研究を受け、今井小学校、
きやうまちしょうがっこう ふじみちゅうがっこう けんきゅうも でのう こう がいこくじんじどうせいと きやういくしえん たぶんかきょうせい
京町小学校、富士見中学校を研究モデル校にして、外国人児童生徒への教育支援と多文化共生
を軸にした国際理解教育を推進している。

また、ひえばらしょうがっこう し こくさいりかいきょういくいしよくけんきゅうこう じっせん すす ねんけんしゅう
また、稗原小学校が市の国際理解教育委嘱研究校として実践を進めている。さらに、10年研修、
じんけんそんちやうきやういくけんしゅう くわ なつ きぼうけんしゅう たぶんかきょうせい めざ こくさいりかいきょういくけんしゅうとう おこな
人権尊重教育研修に加え、夏の希望研修に多文化共生を目指した国際理解教育研修等を行
った。

2 ねんど 2006年度 A

ざいせき じどうせいと しゅっしんこくとう ぶんかしょうかい しまいとしこうりゅうこーなー せっち しよくいんしつ ほけんしつ
在籍している児童生徒の出身国等の文化紹介、姉妹都市交流コーナーの設置、職員室、保健室
とくべつきやうしつ たげんごひやうじ かくがっこう じやうきやう おう とりくみ
などの特別教室の多言語表示など、各学校の状況に応じた取組がひろがってきている。また、
としよかん たぶんかこーなー せっち せかい くにくに ほん じゅうじつ がっこう おお
図書館に多文化コーナーを設置したり、世界の国々についての本を充実させる学校が多くなった。
ひ つづ たぶんかりかい かんきょうせいび すす
引き続き、多文化理解のための環境整備を進めていく。

ねんど ていげん
2003年度・提言②

がいこくじん ほごしゃ にほん きょういく りかい ふか ほごしゃ じりつ
外国人保護者が日本の教育について理解を深め、保護者として自立で
きるよう支援する。

がいこくじん ほごしゃ にほん きょういくせいど がっこうせいかつ りかい ていきてき じょうほうていきょう そうだん
1 外国人保護者が日本の教育制度や学校生活について理解できるよう、定期的に情報提供や相談を
行う機会を設ける。

かががっこう がいこくじん ほごしゃ そうだんまどぐち たんとしや お がいこくじん ほごしゃ がいこくじん ほごしゃ かい つく
2 各学校に外国人保護者の相談窓口になる担当者を置き、外国人保護者が「外国人保護者の会」を作
る際には、PTAなどと協力して支援する。



1, 2

ねんど
2018年度 A

そうごうきょういく せん たー へんにゆうそうだん にほん がっこうせいかつ せつめい かぎ ていねい じっし
1 総合教育センターでの編入相談では、日本の学校生活についての説明をできる限り丁寧に実施
した。中学校へ編入する保護者・本人には「多文化共生ネットワークかながわ」が作成している
「公立高校入学のためのガイドブック(10言語)」にそって特別枠受験、費用などについて説明を行
っている。毎年11月実施の「日本語を母語としない中学生への公立高等学校進学説明会」では、個別
相談に時間をかけられるように母語通訳を昨年度同様充実させた。また、学習支援員の研修も
開催し、進路担当による説明や質疑応答を行った。今後も引き続き取組の継続と充実を図ってい
く。

しょう ちゅう とくべつしえんがっこう きこく がいこくじんじどうせいときょういくたんとしや たい けんしゅうかい かいさい かわさきし
2 小・中・特別支援学校の帰国・外国人児童生徒教育担当者に対する研修会を開催した。川崎市の
げんじょう うけい てきおう けんしゅう だいがく こうし まね きこく がいこくじんじどうせいと
の現状や受入れ・適応について研修するとともに、大学から講師を招き、帰国・外国人児童生徒の
日本語指導や学習支援、受入れで配慮することなどについて研修を行った。

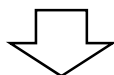
こんご ひ つづ とりくみ けいぞく じゅうじつ ほか
今後も引き続き取組の継続と充実を図っていく。

がいこくじん ほごしゃ がいこくじん ほごしゃ かい つく さい しえん
外国人保護者が「外国人保護者の会」を作る際には、支援する。

ねんど ていげん
2003年度・提言③

がいこくじんしみん ちいきしゃかい こうせいいん しせいさんか かわさきし
外国人市民が地域社会の構成員として市政参加できるよう、川崎市が
じゅうみんとうひょうせいど そうせつ さい がいこくじんしみん さんか
住民投票制度を創設する際に外国人市民も参加できるようにする。

- 1 じゅうみんとうひょうせいど どうひょうしかくしゃ ねんいじょうしない がいこくじんとろうく がいこくじんしみん い
住民投票制度の投票資格者に、1年以上市内に外国人登録をしている外国人市民を入れる。
- 2 どうひょうしかく じぜん しんせい どうひょう
投票資格は事前に申請しなくても投票できるようにする。



1, 2

ねんど
2008年度 A

せいどそあん たい ばぶりっくこめんとてつぎけつか ふ じょうれいあん さくせい へいせい ねん がつ
制度素案に対するパブリックコメント手続結果を踏まえて条例案を作成し、2008(平成20)年6月、
しぎかい ねんだい かいていれいかい じゅうみんとうひょうじょうれい かけつ せいつ
市議会(2008年第2回定例会)において住民投票条例が可決・成立した。

どうじょうれい がいこくじん どうひょうしかく まん さいいじょう えいじゅうしゃおよ とくべつえいじゅうしゃなら にほん
同条例では、外国人の投票資格について、満18歳以上の永住者及び特別永住者並びに日本に
ざいりゅうしかく ねん こ ざいりゅう ひ つづ ほんし げつじょうざいりゅう もの
在留資格をもって3年を超えて在留し、引き続き本市に3か月以上在留としている者としている。

また、がいこくじん どうひょうしかくしゃめいぼ さくせい あ がいこくじんとろうくげんびょう じょうほう りょう じどうてき
外国人の投票資格者名簿の作成に当たっては、外国人登録原票の情報を利用し、自動的
にどうひょうしかくしゃめいぼ とうろく ほうほう
投票資格者名簿へ登録する方法としている。

げんざい しこうきそく さくせい どうひょうしかくしゃめいぼ かん しすてむかいほうとう さぎょう すず ねん がつ
現在、施行規則の作成や投票資格者名簿に関するシステム開発等の作業を進めており、2009年4月
にち どうじょうれい しこう
1日に同条例を施行する。

ねんど ていげん
2003年度・提言④

がいこくじんし みん りようしつ じゆうたく きようきゆう きよじゆう あんてい
外国人市民にとって、良質な住宅の供給がなされ、居住の安定
が図られるよう、公共住宅に入居しやすい環境を整備する。

- 1 市営住宅の入居や募集の情報を外国人市民に積極的に広報するとともに、募集の案内にルビをつけ、外国人市民にも内容が理解しやすいようにする。
- 2 県営住宅についても市営住宅と同様の対応を図るよう、県に働きかける。
- 3 市営住宅の応募方法について、外国人市民が気軽に相談できるよう、窓口の充実を図る。



1 2008年度 A

ねんど しえいじゆうたく ぼしゆう あんない ぼ す た ー る び がいこくじんし みん ないよう りかい
2005年度から、市営住宅の募集案内ポスターにルビをつけ、外国人市民にも内容が理解しやすい
ものに改めた。区役所・行政サービスコーナーだけでなく、国際交流センターにも募集案内
ポスターを掲示し、外国人市民への広報に努めた。また「募集のしおり」の理解できない部分につい
ては窓口等で説明し、十分に理解できるよう対応した。これらの取組の結果、2006年度から 2008
年度までの3年間で、外国人市民の入居者数は20か国604人から23か国635人に増加した。

2 2005年度 A

ぜんこくこうえいじゆうたくかみんりきょうぎかいかんとうぶ ろ っ く かいぎとう けん しゅつせき かいぎ ていげんないよう
全国公営住宅管理協議会関東ブロック会議等、県が出席する会議で提言内容についての説明を
行った。

3 2008年度 A

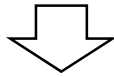
ねんど ぼしゆう まどぐち じゆうたくぎょうむ せいづう かわさきしじゆうたくきょうきゆうこうしゃ いちげんか
2006年度から、募集の窓口が住宅業務に精通した川崎市住宅供給公社に一元化されたため、
外国人市民に対して的確かつ迅速な対応が可能となり、特に適切な相談業務を実施したことが、
外国人市民の入居者数の増加につながっている。これからも相談窓口の指導を継続し、公社相談
業務のより一層の向上を図っていく。

ねんど ていげん
2003年度・提言⑤

ねんきん だったいいちじきん せいど かいげん くに はたら
年金の脱退一時金の制度の改善を国に働きかける。

だったいいちじきん しきゅうがく のうふきかん み あ がく かいげん
1 脱退一時金の支給額を納付期間に見合った額に改善する。

だったいいちじきん しきゅうりつ
2 脱退一時金の支給率をあげる。



1, 2

ねんど
2018年度 A

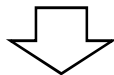
たんきざいりゆうがいこくじん だったいいちじきん しきゅうかにゆうきかん せつていおよ しきゅうがく みなお せいれいしていと
短期在留外国人の脱退一時金の支給加入期間の設定及び支給額の見直しについて、政令指定都市
から厚生労働省に要望してきたが、2017年度の回答によると、国としては脱退一時金は特例であり、
ほんらいしゃかいほしょうきょうてい ていけつ かいけつ かんが しょうらいはいし ほうこう しゅくしょう けんとう
本来社会保障協定の締結によって解決すべきと考えており、将来廃止の方向で縮小を検討して
いるため拡充は困難であるということであった。引き続き脱退一時金に対する国の考え方を注視
していく。

ねんど ていげん 2005年度・提言①

にほんご ぼご こ はいけい ねんれい のうりよく おう がくしゅうしえん
日本語を母語としない子どもが、その背景、年齢、能力に応じ学習支援
う しすてむ じゅうじつ
を受けることができるよう、システムをさらに充実させる。

せいかつげんご にちじょうせいかつ ひつよう にほんご がくしゅうげんご がくしゅう ひつよう にほんご まな たいせい
1 生活言語(日常生活に必要な日本語)だけでなく、学習言語(学習に必要な日本語)が学べる体制づく
りや教材開発を行う。

がくしゅうしえん こ かよ がっこう みちか ちいき おこな
2 学習支援は、その子どもが通う学校や身近な地域で行うことができるようにする。



1, 2

ねんど
2018年度 B

にほんご しどうとうきょうりよくしゃ けんしゅう なか かいていばん にほんご しどう しどうけいかく
1 日本語指導等協力者の研修の中では、改訂版の「にほんごのあゆみ」(日本語指導の指導計画)
についての研修を行い、より具体的な指導場面を意識した内容を学べるようにした。また、日本語
けんしゅう おこな ぐたいてき しどうばめん いしき ないよう まな にほんご
指導等協力者や国際教室担当者の研修会で、文部科学省ホームページ「カスタネット」を活用し
ながら指導の充実を図るように紹介した。学習支援員の派遣は、生徒の希望に基づき、現在15校
の中学校において、中学3年生の学習支援を実施している。

こんご かがっこう きこく がいこくじんじどうせいときょういく たんとうしや けんしゅう じゅうじつ
今後は、各学校における帰国・外国人児童生徒教育の担当者の研修を充実させるとともに、
にほんご しどうとうきょうりよくしゃはけんじぎょう がくしゅうしえん じゅうじつ がくしゅうしえん ていきでき
日本語指導等協力者派遣事業における学習支援の充実をめざす。学習支援については、定期的
な学習支援とともに定期試験での母語通訳、進路個人面談での母語通訳など一人ひとりのニーズに
あ しえん すす
合った支援を進める。

ねんど ひ つづ にほんご しどうとうきょうりよくしゃはけんじぎょう ちゅうがく ねんせい きぼう もと がくしゅう
2 2018年度も引き続き日本語指導等協力者派遣事業において、中学3年生の希望に基づき学習
支援を行う。現在は15校の中学校へ学習支援員を派遣して学習支援(定期試験での母語通訳、
ていきでき がくしゅうしえん しんろくじんめんだん ぼ ごつうやく じっし じっしかいすう ねんど どうよう
定期的な学習支援、進路個人面談での母語通訳など)を実施している。実施回数は2018年度も同様
に年間48回行っている。学習支援にあたる協力者には、新たに年2回の研修を増やして、指導の
じゅうじつ つと かわさきく かん がくしゅうさ ぼ ーと きょうしつ れんけい がくねんねんれい こ
充実を努めている。また、川崎区ではふれあい館の学習サポート教室と連携し、学年年齢を超え
て、母国語義務教育を修了した生徒への学習支援をお願いしている。

こんご にほんご ちいきれんらくかいぎ かわさきしがいこくじんきょういくれんらくかいぎ ごうどう かいさい がっこう きょういくいいんかい
今後も、日本語地域連絡会議・川崎市外国人教育連絡会議を合同で開催する。学校、教育委員会
じ むきよくしよかんか がくしゅうしえん もでる けいぞくてき けんとう
事務局所管課がかかわる学習支援のモデルを継続的に検討する。

ねんど ていげん
2005年度・提言②

がいこくじんしみん にほんじんしみん す かわさきし
外国人市民と日本人市民がともに住みやすい川崎市をつくっていくため
がいこくじんしみん しせいさんか いっそうすいしん
に、外国人市民の市政参加をより一層推進する。

- がいこくじんしみん はばひろ ぶんや いけん ひょうめい こうけん し かくしゆしんぎかいとう きんか
1 外国人市民が幅広い分野で意見を表明・貢献することができるよう、市の各種審議会等に参加しやす
くするなど、かんきょうせいび つと
環境整備に努める。
- がいこくじんしみん ちほうさんせいけんじつげん む くに はたら つか
2 外国人市民の地方参政権実現に向けて、国に働きかけるよう努める。



1, 2

ねんど
2018年度 B

- じんけん だんじよきょうどうさんかくすいしんれんらくかい ぎがいこくじんしみん しさくせんもんぶかい し かくしゆしんぎかいとう
1 「人権・男女共同参画推進連絡会議外国人市民施策専門部会」において、市の各種審議会等への
がいこくじんしみん さんか せつきよくてき けんとう よ よてい がいこくじんしみんだいひようしゃかいぎ たい
外国人市民の参加を積極的に検討するよう呼びかける予定。また、外国人市民代表者会議に対し、
し かわさきしこくさいこうりゆうきょうかい しんぎかいとう いいんすいせん さんか いらい さい せつきよくてき すいせん
市や川崎市国際交流協会の審議会等への委員推薦や参加の依頼があった際は、積極的に推薦を
おこな
行った。
- こうほうこうちようしゆかんかいぎ がいこくじんしみん たい こうほう こうちよう はいりよ よ
そのほか、「広報広聴主管会議」で外国人市民に対する広報・広聴における配慮を呼びかけた。
- がいこくじんしみん ちほうさんせいけん こっかい どうこう かくじちたい とりくみとう じょうほうしゅうしゅう つと
2 外国人市民の地方参政権について、国会の動向や各自治体の取組等の情報収集に努めた。

ねんど ていげん 2005年度・提言③

がいこくじんしみん ひつよう じょうほう ひろ しゅうち じょうほう ていきょう
外国人市民にとって必要な情報がより広く周知されるよう、情報の提供
ほうほう みなお おこな
方法について見直しを行う。

- 1 かくく くやくしよ しみんかん としよかんとく せつち がいこくじんしみんじょうほうこーなー かいぜん
各区の区役所、市民館、図書館等に設置された外国人市民情報コーナーを改善する。
- 2 がいこくじんとうろくまどぐち き がいこくじん たげんごじょうほうしりよう「かわさきし す がいこくじん みな わた
外国人登録窓口に来たすべての外国人に、多言語情報資料『川崎市に住む外国人の皆さんへ』を渡
すようにする。
- 3 こくさいこうりゆうせんとーいがい くやくしよ みちか ばしよ がいこくじんしみん たげんごそだんまどぐち もう
国際交流センター以外に、区役所など身近な場所にも外国人市民のための多言語相談窓口を設ける
ようけんとう
よう検討する。



1 ねんど 2018年度 B

かくくやくしよ ししよ がいこくじんしみんじょうほうこーなー あんない たげんごしりよう かくく れいあうとへんこう
各区役所・支所ごとに外国人市民情報コーナーを案内する多言語資料を、各区のレイアウト変更
おう しゅうせい くわ うえ げんご るびつ にほんご えいご ちゅうごくご かんこく ちようせんご すべいんご
に応じて修正を加えた上で、7言語（ルビ付き日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、
ポルトガル語、タガログ語）で作成し、引き続き転入等の手続きで訪れる外国人市民へ配布する。
こんご ぜんし どういつ たげんごじょうほうしりようはいか かくくやくしよ いらい がいこくじんしみんじょうほう
今後さらに、全市で統一した多言語広報資料配架を各区役所に依頼するなど、外国人市民情報
こーなー ないよう じゅうじつ かくくやくしよとう れんけい とりくみ おこな
コーナーの内容を充実するために、各区役所等と連携した取組を行っていく。

2 ねんど 2015年度 A

かわさきし す がいこくじん みな ないよう かいてい かくくやくしよ しみんかん としよかんとく ねんどばん
「川崎市に住む外国人の皆さんへ」の内容を改訂し、各区役所と市民館や図書館等に2015年度版
はいふ
として配布する。
かくくやくしよてんにゅうまどぐち がいこくじんしみん ひつよう きほんてき じょうほう うえるかむせつと
また、各区役所転入窓口において、外国人市民に必要で基本的な情報（ウェルカムセット）を、
どういつてき はいふ かいし
統一的に配布を開始した。

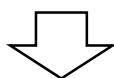
3 ねんど 2007年度 A

ねん がつ かわさきくやくしよ あさおくやくしよ げんご えいご ちゅうごくご たがろぐご がいこくじん
2006年10月から川崎区役所と麻生区役所において、3言語（英語・中国語・タガログ語）による外国人
そうだんまどぐち かいせつ ひとつき かい かいあ はんにち
相談窓口を開設している（一月に2回・1回当たり半日）。
しみん こうほう しせい し たげんご そうだんまどぐちあんないぼすたー さくせい
市民への広報としては、市政だよりでお知らせしたり、多言語の相談窓口案内ポスターを作成し、
し しせつ しぜんいき こうほうけいじばん しょ けいじ りようしゃ すこ ふ
市の施設や市全域にある広報掲示板（545か所）などで掲示した。利用者は少しずつ増えているが、
そうだんまどぐち ふ し しみん こんご おお がいこくじんしみん りよう
まだ相談窓口が増えたことを知らない市民もいるので、今後もより多くの外国人市民に利用される
こうほう
ように、広報してゆく。

ねんど ていげん
2007年度・提言①

にほんご ぼご こ にほん しゃかい じりつ せいかつ
**日本語を母語としない子どもが日本の社会で自立して生活していけるよ
うに、義務教育修了後に進学を希望する子どもへの支援体制を整える。**

- 1 中学校卒業までに高等学校進学に必要な基礎的学力が身につくようサポートする。
 - (1) 日本語指導等協力者派遣制度を充実させ、子どもの日本語習得状況に応じて、派遣期間や派遣回数を工夫する。
 - (2) 学習支援における母語の活用について検討する。
- 2 日本語を母語としない子どもと保護者のための高等学校進学説明会の充実や、ハンドブックの作成など、進学に関する情報の周知に努める。
- 3 高等学校入学後も、日本語支援や精神的なサポートなど、安定して学校生活を送っていくための様々な支援を行う。



ねんど
2018年度 B

1
初期の日本語指導と学校生活への適応を目的に、すべての児童生徒に対して1回2時間、計72回(月8回、9か月程度)を目安として派遣を実施している。また、中学3年生の学習支援を同事業の中で実施し、生徒の希望に基づき18校の中学校へ学習支援員を派遣して学習支援(定期試験での母語通訳、定期的な学習支援、進路個人面談での母語通訳など)を行っている。

今後も、帰国・外国人児童生徒教育担当者・国際教室担当者の研修を充実させるとともに、日本語指導等協力者派遣制度の充実を図る。特に学習支援員の研修を充実させ、指導方法の工夫をめざす。

ねんど
2018年度 A

2, 3
総合教育センターでの編入相談では、すべての中学校へ編入する保護者・本人に「多文化共生教育ネットワークかながわ」で作成している多言語の「公立高校入学のためのガイドブック」にそって特別枠受験、費用などについて時間をかけて説明の充実を図っている。11月実施の「日本語を母語としない中学生への公立高等学校進学説明会」は母語通訳の派遣を行った。

こうした取組を継続して実施するとともに、一層の周知にも努めていきたい。

3 定時制高校3校で非常勤講師派遣を行い、日本語指導、学校生活のサポートを行っている。

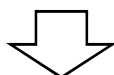
高等学校定時制に入学する外国につながる生徒は年々増加傾向にあり、日本語指導及び学校適応などに対する支援ニーズは強くなっている。現在は各高等学校が独自に情報を集め、支援を各関係機関に依頼しているかたちであるが、その方法を検討していく必要がある。

2007年度・提言②

日本語や日本の習慣等に不慣れな外国人市民が緊急時に困らないよ
うな体制づくりをすすめる。

1 地震などの経験のない外国人市民も災害への心構えができるように、危険から身を守る方法、事前に準備しておくこと、避難の方法などが書いてある防災啓発資料を作成し、広く配布する。

2 災害がおこったとき、どの避難所でも災害用多言語ツールを使えるようにしたり、「やさしい日本語」やイラスト・絵文字(ピクトグラム)を使った表示をするなど、外国人市民にも十分に情報を伝えられる体制を整える。



1, 2

2008年度 A

1 「地震に自信を(緊急時の対応ガイド)」(英語、韓国・朝鮮語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語、ラオス語、カンボジア語版)を各区役所やイベント時に配布。また、これまでも多言語版防災マップ作成を対象としたパワーアップモデル事業補助金による支援、「ぼうさい出前講座」の開催、職員による防災講話等を実施している。

さらに2008(平成20)年度作成の「備える。かわさき」の防災マップを英訳した。日本語版の裏面に英語版を印刷し、外国人転入者や日本語学級などで配布した。

今後は、多言語の防災マップを作成するにあたって、外国人市民がどのような情報を必要としているのかを調査し、可能なかぎり反映させていくことを検討している。

2 現在の情報提供体制として、避難所標識に英語併記を行っており、マークを緑十字からピクトグラムへ変更している。また、今年度は、災害時に避難所等で必要な案内、注意、呼びかけなどを多言語で表示できるよう、災害時多言語ツールを各区防災担当者に紹介し操作方法を説明することで、普及を図った。

今後は、避難所運営会議などで、より一層の周知を図るとともに、災害時、すみやかに各避難所地域の特性にあった言語の表示ができるよう、掲示物を常備していくことの重要性を啓発していく。

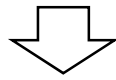
ねんど ていげん
2007年度・提言③

しみん もつと みちか ぎょうせいまどぐち くやくしょ にほんご じゅうぶん
市民にとって最も身近な行政窓口である区役所で、日本語が十分でな
がいこくじんしみん たい じょうほうていきょう てきせつ おこな
い外国人市民に対する情報提供が適切に行われるようにする。

1 ちいき す さいていげんひつよう せいかつじょうほう て い かくくやくしょ がい
どの地域に住むことになっても、最低限必要な生活情報を手に入れることができるよう、各区役所で外
こくじん しみんむ ていきょう じょうほう どういつき きじゆん すたんだーど せつてい
国人市民向けに提供する情報についての統一的な基準(スタンダード)を設定する。

2 ちやうしゃない あんないひょうじ たげんご るびふ がいこくじんしみん りよう くやくしょ
庁舎内の案内表示を多言語にしたリルビを振るなど、外国人市民にも利用しやすい区役所となるよう
はいりよ
配慮する。

3 たげんごいがい いらすと えもじ びくとぐらむ とう かつよう だれ じょうほう さくせい
多言語以外にもイラストや絵文字(ピクトグラム)等を活用して、誰にでもわかりやすい情報を作成、
ていきょう
提供する。



1 ねんど
2015年度 A

かくくやくしよてんにゆうまどぐち がいこくじん みな ぶんべつ ぼうさい かん たげんごぼん
各区役所転入窓口において、「外国人の皆さんへ」をはじめ、ごみの分別や防災に関する多言語版
しりょう がいこくじんしみん ひつよう きほんてき じょうほう どういつ うえるかむせつと はいふ かいし
の資料などを、外国人市民に必要な基本的な情報を統一し、「ウェルカムセット」として配布を開始
した。

2,3 ねんど
2008年度 A

げんご ようご で たしゅうおよ あんないぶんしゅう がいこくじんしみんじょうほうこーなー げんごひょうき およ
6言語による用語データ集及び案内文集、「外国人市民情報コーナー(6言語表記+「i」)及び
そうごうあんない うけつけ げんごひょうき あんないひょうじばん ばん さくせい かくくやくしよ ししよ はいふ
「総合案内・受付(6言語表記+「?」)の案内表示板(A3判)を作成し、各区役所・支所に配布した。
ひ つづ だれ ひょうじ しょう はたら
引き続き、誰にでもわかりやすい表示の使用を働きかけていく。

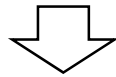
ねんど ていげん
2009年度・提言①

がいこく こ こうとうがっこうしんがく しえん じゅうじつ
外国につながる子どもたち[※]に高等学校進学のための支援を充実させる。

1 がいこく こ がっこう じゅぎょう こうとうがっこうにゆうし てきおう がくしゅうしえん う
外国につながる子どもたちが学校の授業や高等学校入試に適応するため、学習支援を受けられる
しく せいび
仕組みを整備する。

2 こうとうがっこうにゆうし しりつこうとうがっこう がいこく こ はいりよ とくべつ にゆうし
高等学校入試について、市立高等学校において外国につながる子どもたちに配慮した特別な入試
せいど どうにゆう けんとう かながわけん たい ざいけんがいこくじんとうとくべつほしゅう かわさきしない けんりつこうとうがっこう
制度の導入を検討する。そして、神奈川県に対し、在県外国人等特別募集を川崎市内の県立高等学校
において実施することと、募集定員を拡大することを働きかける。

[※] がいこくせき こ およ こくさいけつこんかてい こ がいこく せいちよう こ とう がいこく はいけい も こ
外国籍の子ども及び国際結婚家庭の子どもや外国で成長した子ども等、外国に背景を持つ子どもたちのこと。



1 ねんど
2016年度 A

こんねんど じどうせいと しょき にほんごしどう かい じかん しゅう かいけい かい げつ おこな
今年度も、児童生徒に初期の日本語指導を1回2時間、週2回計72回(9か月)行った。

また、ちゅうがく ねんせい がくしゅうしえん ていきしけん ぼ ごつうやく ていきてき がくしゅうしえん しんろこじんめんだん ぼ ご
中学3年生の学習支援(定期試験での母語通訳、定期的な学習支援、進路個人面談での母語
つうやく にほんごしどうとうきょうりよくしゃはけんじぎょう なか じっし こう ちゅうがっこう がくしゅうしえんいん はけん
通訳など)を日本語指導等協力者派遣事業の中で実施し、21校の中学校へ学習支援員を派遣した。

にほんごしどうとうきょうりよくしゃはけんじぎょう がくしゅうしえんいん けんしゅう ふく たいせい せいび おこな
日本語指導等協力者派遣事業について、学習支援員の研修を含めて、体制の整備を行うこと
ができた。今後は、こんご せいび たいせい かつせいか がくしゅうしえん がくしゅうしえんいん けんしゅう
整備した体制を活性化させ、よりよい学習支援をめざして学習支援員の研修
を充実させていく。

2 ねんど
2018年度 B

かながわけんこうりつこうとうがっこうにゆうがくしゃせんぼつ かながわけんこうしりつこうとうがっこうきょうぎかい にゆうがく
神奈川県公立高等学校入学者選抜については、神奈川県公立高等学校協議会において、入学
ていいんけいかく せんぼつについてどう きょうぎ へいせい ねんどにゆうがくしゃせんぼつ ざいけんがいこくじんとうとくべつほしゅう
定員計画、選抜日程等を協議している。平成2018年度入学者選抜においては、在県外国人等特別募集
けんないこうりつこう じっし ぼしゅうていいんごうけい めい じゅけんしゃ ぼりつ
として県内公立高校で実施され、募集定員合計145名のところ 150名の受験者で倍率は 1.03 であつた。

こんご けんりつこうこう ざいけんがいこくじんとうとくべつほしゅうわく こんご けんないおよ ほんしいき はいちじょうきょう
今後は、県立高校における在県外国人特別募集枠について、今後の県内及び本市域での配置状況
はあく かくこう しがんじょうきょう ふ ぼしゅうわく けんきょういくいいんかい ひ つづ きょうぎ
を把握するとともに、各校の志願状況を踏まえて、募集枠について県教育委員会と引き続き協議
していく。

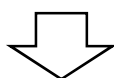
ねんど ていげん 2009年度・提言②

しょう ちゅうがっこう たぶんかりかいきょういく じゅうじつ 小・中学校における多文化理解教育の充実

1 しょう ちゅうがっこう たぶんかりかいきょういく ちゅうしん みんぞくぶんかこうし じぎょう こんご さんこう
小・中学校での多文化理解教育の中心である民族文化講師ふれあい事業[*]の今後の参考となる
じっせんしゅう さくせい たぶんかりかいきょういく すいしん
実践集を作成し、多文化理解教育を推進する。

2 たぶんかりかいきょういく こ ちどもたち あいでんていていけいせい じここうてい じゅうよう きかい がいこく
多文化理解教育は、子どもたちのアイデンティティ形成や自己肯定の重要な機会になる。外国につな
がる子どもたちの文化や言葉を多文化理解教育に取り入れる。

[*] がいこくじんしみん がっこう じゅぎょうとう みずか ぶんか くにとう こうぎ じつえん にほんじん
外国人市民に、学校の授業等において自らの文化や国等のことについて講義や実演をしてもらうことで、日本人
じどうせいと がいこくじんじどうせいと そうほう たが ぶんか さんちよう あ こんご みんぞくぶんかこうし じぎょう さんこう
児童生徒と外国人児童生徒の双方に、互いの文化を尊重し合い、共に生きる豊かな社会を築いていこうとする意識と態度
を育てていくことをねらいとする。1997年度から講師派遣を行っている。



1, 2

ねんど
2014年度 A

1 こんねんど じんけんそんちようきょういくじっせんしゅうろく けいさい みんぞくぶんかこうし じぎょう とりくみ
今年度は、これまで「人権尊重教育実践集録」に掲載してきた民族文化講師ふれあい事業の取組
や、2月に開催している交流会の内容などをまとめ、今後の民族文化講師ふれあい事業の参考となる
がつ かいさい こうりゅうかい ないよう こんご みんぞくぶんかこうし じぎょう さんこう
「民族文化講師ふれあい事業実践集」を作成し、年度末に各学校に配付する予定である。

2 こんねんど みんぞくぶんかこうし じぎょう けいぞく じっし とりくみ なか がいこく
今年度も、民族文化講師ふれあい事業を継続して実施している。これまでの取組の中で、外国につ
ながる子どもたちの文化や言葉、遊び等を取り入れて実践している学校も多くあり、子どもたちの
こ ぶんか ことば あそ とう と い じっせん がっこう おお こ
アイデンティティ形成や自己肯定の向上及び多文化理解の推進に繋がっている。多文化共生に向
あいでんていていけいせい じここうてい こうじょうおよ たぶんかりかい すいしん つな たぶんかきょうせい む
けた取組がより充実した内容で行われた実践例が数多く報告されていることから、一定の成果を
とりくみ じゅうじつ ないよう おこな じっせんれい かずおお ほうこく いったい せい
得たものと考える。

こんご こうしほけんだんたい れんけい ほか みんぞくぶんかこうし じぎょう けいぞく じゅうじつ たぶんかきょうせいきょうい
今後も講師派遣団体と連携を図り、民族文化講師ふれあい事業の継続と充実、多文化共生教育
りかい しゅうち すす
の理解、周知を進めていく。

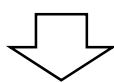
ねん ど ていげん
2009年度・提言③

がいこくじんしみん あんしん ちいき いりょう う たいせい つく
外国人市民が安心して地域で医療が受けられる体制を作る。

こくさいこうりゅうきょうかい しみん かつどうだんたい かんけいきかん れんけい はか いりょう そうだん びょういん つ そ
1 国際交流協会や市民活動団体など関係機関が連携を図り、医療についての相談や病院への付き添
い者派遣などの支援ができるようにする。

がいこくご たいおう できる びょういん たげんごいりょうもんしんひょう いりょうじょうほう りんくしゅう し
2 外国語で対応できる病院や、多言語医療問診票などの医療情報をまとめたリンク集を市の
ホームページ上に作る。

しない いりょうきかん たげんごいりょうもんしんひょう りょう いんないひょうじ たげんごか いりょうつうやくしゃ
3 市内の医療機関で多言語医療問診票の利用や院内表示の多言語化をすすめるとともに、医療通訳者
や付き添い者の利用ができるようにするなど、医療機関において外国人が受診しやすい環境整備を働
きかける。



1 ねん ど
2018年度 B

かわさきこくさいこうりゅうせんたー じっし がいこくじんそうだんまどぐち ねんどもかみはんき そうだんけんすう
川崎市国際交流センターで実施している外国人相談窓口において、2017年度上半期の相談件数は
888件で、うち医療に関する相談は17件であった。

ねんども ひ つづ かんけいきかん れんけい がいこくじんしみん かくくやくしよ かんけいきかん そうだん
2018年度も引き続き関係機関と連携をとりながら、外国人市民・各区役所・関係機関からの相談に
たいおう かんけいきかん じっし かくしゆけんしゅう しよくいん ぼらんていあ そうだんいん はけん
対応しており、また、関係機関が実施する各種研修に職員やボランティア相談員を派遣して
たいおうりよく こうじょう はか
対応力の向上を図っていく。

2 ねん ど
2011年度 A

いりょうじょうほう りんくしゅう し がいこくじんしみんせさくたんとらう ペーじ さくせい こんご じょうほう
医療情報をまとめたリンク集を市の外国人市民施策担当のページに作成している。今後も情報
が古くならないよう注意し、新しい情報を随時収集し、更新していく。

3 ねん ど
2011、2012年度 A

けんこうふくしきょく たんとらう ねん ど
【健康福祉局において担当】2011年度 A

かながわけん しゅたい いりょうつうやくほけんしすて むじぎょう きょうちょう しちょうそんふたんきん ししゆつ
神奈川県が主体となった医療通訳派遣システム事業に協調し、市町村負担金を支出するととも
に、かながわ医療通訳派遣システム自治体推進協議会に参加し、医療通訳派遣システムの充実・
きょうか はか こんねんどう しりつた まびょういん しりつたい だびょういん かわさききょうどうびょういん びょういん きょうていりりょうきかん
強化を図り、今年度からは市立多摩病院、市立井田病院、川崎協同病院の3病院を協定医療機関
に追加することができた。

こんご かながわけん けんないたしちやうそん れんけい いりょうかんれんだんたいらう はたら おこな
今後も神奈川県や県内他市町村とも連携しながら、医療関連団体等への働きかけを行っていく
ことにより、引き続き外国人市民が受診しやすい環境の整備に努めていく。

びょういんきょく たんとらう ねん ど
【病院局において担当】2012年度 A

しりつびょういん うけつけまどぐち かながわけんさくせい がいどぶつく せつち とう びょういん くふう
市立病院においては、受付窓口で神奈川県作成のガイドブックを設置する等、病院ごとに工夫
し、外国人市民への円滑な対応に努めた。また、神奈川県医療通訳派遣システム事業に、市立3病院
すべ さんか がいこくじんしみん じゅしん かながわけんいりょうつうやくほけんしすて むじぎょう しりつ びょういん
全て参加し、外国人市民が受診しやすい環境を整備した。

しりつたい だびょういん さいへんせいび ともな ぶぶんでき いんないひょうき えいご へいき
さらに、市立井田病院の再編整備に伴い、部分的に院内表記に英語を併記した。

ねんど ていげん
2009年度・提言④

がいこくじんしみん たようか そうだんに一ず たいおう せんもんてき ちしき も
外国人市民の多様化する相談ニーズに対応できる専門的な知識を持つ
じんざい ようせい もんだいかいけつ しえん
た人材を養成し、問題解決の支援ができるようにする。

- こくさいこうりゅうきょうかい しみん かつどうだんたいとう しょくいん くやくしよしょくいん たいしやう せんもんてき けんしゅう じっし がいこくじん
1 国際交流協会や市民活動団体等の職員と区役所職員などを対象に専門的な研修を実施し、外国人
しみん ふくざつ たようか もんだい れんけい たいおう
市民の複雑で多様化した問題に連携して対応できるようにする。
- せんもんてき ちしき も じんざい くやくしよ がいこくじんそうだんまどぐち かつよう
2 専門的な知識を持った人材を区役所や外国人相談窓口などで活用できるようにする。



1, 2

ねんど
2018年度 B

1 【総務企画局において担当】

かくかいそうべつけんしゅう じんけん かか こうぎ じっし こんご こうかてき じんけん かん けんしゅうとう
各階層別研修において人権に係る講義を実施した。今後もより効果的な人権に関する研修等を
じっし かんけいぶしょ じゅうぶん きょうぎ けんしゅうないよう ちょうせい ほか しょくいん じんけんいしき こうじょう ほか
実施するため、関係部署と十分に協議し、研修内容の調整を図り、職員の人権意識の向上を図
る。

【市民文化局において担当】

そうだんしゃ き てきかく たいおう そうだんぎょうむ おこな きまぎま けんしゅう そうだんいんぜんたい
相談者の聞きたいことに対する的確に対応する相談業務を行うために、様々な研修や相談員全体での
じょうほうこうかんかい げんそくしゅう かい そうだん かんれん さいしん じょうほうとう きょうゆう かんけいきかん
情報交換会(原則週1回)によって、相談に関連する最新の情報等を共有しており、また関係機関
が実施する研修会にも積極的に参加して最新の知識を習得するよう努めている。

また、最新社会動向に対応するための研修を受講し、最新・最適の情報を提供するように努め、
じんざい いくせい すきる あつぷ おこな じっこうせい そうだん しゅつにゆうこくかんりほう
さらに、人材の育成・スキルアップを行うとともに実効性のある相談にするため、出入国管理法
の改正など、新しい課題に関する研修を進めた。

ねんど ねんど くやくしよ ししよ がいこくじんとう てつづ とう せつめい さい たげんご たいおう
2018年度からは、区役所・支所で外国人等へ手続き等の説明をする際に多言語での対応ができるよ
う、区役所等外国人相談通訳派遣事業を開始した。

- くやくしよ しょくいんとう たいしやう にほんご けんしゅう ねんどちゅう じっしよてい けんしゅう とお
2 区役所の職員等を対象に、「やさしい日本語」研修を2018年度中に実施予定。この研修を通
して、がいこくじんしみん たいおう かん きほんてき ちしき こうほうしりょうとうさくせいほうほう しゅうとく かくしよくぼ
外国人市民の対応に関する基本的な知識や広報資料等作成方法を習得し、各職場に
ふいーどぼつく をしてもらいことにより外国人市民への情報提供の改善を図る。今後も定期的に
「やさしい日本語」研修の実施を目指すとともに、他都市の取組情報等を参考に、効果的な人材の
ようせい そうだんまどぐち そうだんないよう おう かんけいぶしょ れんけい けんとう
養成や、相談窓口と相談内容に応じた関係部署との連携について検討していく。

2011年度・提言①

外国人市民に関する調査を、5年に1度実施する。

1 外国人市民が困っていることや生活に必要な情報が届いているか等の外国人市民の実態を把握するために、5年に1度調査を行う。

2 調査結果は、市民に公表するとともに、外国人市民代表者会議に報告する。また、市の施策で活用するものとする。



1

2018年度 B

2014年度実施の外国人市民意識実態調査(書面調査)及び2015年度実施の外国人市民意識実態調査(インタビュー調査)の報告書を、代表者会議の調査審議の検討材料として活用した。

前回調査の5年後に当たる2019年度に、外国人市民意識実態調査を実施する予定。昨今の外国人市民を取り巻く環境の変化を踏まえ、より効果的な調査を実施するために、有識者に意見を聞き、調査票の作成準備を進めている。

2

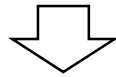
2015年度 A

外国人市民意識実態調査(アンケート調査)の調査結果を外国人市民代表者会議に報告し、調査審議の検討材料として活用した。また、作成した報告書については、庁内全局(区)及び関係団体等へ配布するとともに、市ホームページで公開し、市の様々な施策に活用した。

2011年度・提言②

誰にでも入りやすい年金制度を国に働きかける。

- 1 社会保障協定の締結国を増やし、できるだけ早く締結するよう国に働きかける。
- 2 年金の脱退一時金の制度の改善を国に働きかける。(2003年度提言の再提言)
- 3 年金制度に関する分かりやすい資料の作成を国に働きかける。



1

2018年度 B

例年と同様、政令指定都市国保・年金主管部課長会議を通じて、厚生労働省に「国民年金に関する要望書」を提出した。

なお、2018年8月1日現在における社会保障協定発効国は18カ国である。(ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルグ、フィリピン)

2

2018年度 A

短期在留外国人の脱退一時金の支給加入期間の設定及び支給額の見直しについて、政令指定都市から厚生労働省に要望してきたが、2017年度の回答によると、国としては脱退一時金は特例であり、本来社会保障協定の締結によって解決すべきと考えられており、将来廃止の方向で縮小を検討しているため拡充は困難であるとのことであった。この回答を踏まえ、政令指定都市国保・年金主管部課長会議を通じて、社会保障協定締結国の拡充について厚生労働省に「国民年金に関する要望書」を提出している。今後予定されている年金制度改正について、国の動向を注視し、市民サービスの向上を図っていく。

3

2018年度 B

多言語による情報提供の充実についての要望を盛り込み、政令指定都市国保・年金主管部課長会議を通じて、厚生労働省に要望書を提出した。引き続き、分かりやすい資料の作成や年金事務所への外国語相談員配置や多言語電話通訳の導入について、厚生労働省や日本年金機構に働きかけを行っていく。

ねんど ていげん
2011年度・提言③

たぶんかりかいきょういく う きかい かくじゅう ないよう じゅうじつ はか
多文化理解教育を受ける機会を拡充し、内容の充実を図る。
ねんど ていげん ほそくいけん
(2009年度提言の補足意見)

- しょう ちゅうがっこう じどうせいと たい すく ねん かいじょう たぶんかりかいきょういく おこな
1 小・中学校において、すべての児童生徒に対し、少なくとも1年に1回以上、多文化理解教育を行えるよう推進する。
- たぶんかりかいきょういく たよう くに ぶんか と い すいしん
2 多文化理解教育において、より多様な国や文化を取り入れることを推進する。



1, 2

ねんど
2018年度 B

かくがっこう ねんど ねんど ねんど
1 各学校においては、多文化共生教育を含む国際理解に関する取組を、学習指導要領のねらいに則して行っている。また、1998年度より継続して実施している民族文化講師ふれあい事業の実施校数は、2017年度までで延べ1,163校になり、2018年度は52校で実施予定。
こんご がくしゅうしどうようりょう そく かくきょうかどう かんけい はか たぶんかきょうせいきょういく
今後、学習指導要領のねらいに則し、各教科等の関係を図りながら、多文化共生教育がめざす資質・能力を育むために民族文化講師ふれあい事業を継続していく。

かくがっこう ねんど ねんど ねんど
2 各学校においては、多文化共生教育を含む国際理解に関する取組を、学習指導要領のねらいに則して行っている。学校における多文化共生教育は、人権尊重教育を基盤とし、外国の文化等を知る活動を通して、日本人の児童生徒と外国人児童生徒の双方に、互いの文化を尊重し合い、ともに生きる豊かな社会を築いていこうとする意識と態度を育むことをねらいとしている。1998年度から2017年度まで取り扱われてきた国や文化の数は44に及んでいる。
しな い がっこう つうがく じどうせいと こくせき たようか ふ かくがっこう こ
市内の学校へ通学している児童生徒の国籍が多様化していることなどを踏まえ、各学校の子どもの実態に即した取組も視野に入れていきたい。

ねんど ていげん
2011年度・提言④

がっこう もんだいかいけつ とりくみ すいしん ほごしゃ
学校におけるいじめ問題解決のための取組を推進し、保護者への
さぽーと じゅうじつ
サポートを充実させる。

1 たいおうじれい ふく もんだい かん そうごうてき てび さくせい きょういっかんけいしゃとう はいふ
1 対応事例を含めたいじめ問題に関する総合的な手引きを作成し、教育関係者等に配布して、いじめの未然防止や早期解決ができるようにする。

ほごしゃ じどうせいと がっこう なや ほご そうだん かんきょう せいび たげん ごそうだん こうほう
2 保護者・児童生徒が学校でのいじめや悩みを母語で相談できる環境を整備し、多言語相談の広報に努める。



1

ねんど
2018年度 A

2018年3月に「川崎市いじめ防止基本方針」を改訂し、改訂した内容について全市立学校へ周知した。学校では、改訂した基本方針に基づき「学校いじめ防止基本方針」を作成し、保護者や地域に周知するとともに、いじめ問題の未然防止や早期発見・早期対応、組織的な対応について取組を進めている。また、2018年2月に教職員向けの冊子「一人ひとりの子どもを大切にする学校をめざして〔10〕～いじめ問題の理解と対応～」を作成し、全教職員に配布して校内研修等を行った。さらに、2018年度も引き続き、教育委員会では、管理職の研修、児童生徒指導担当者及び初任者研修等において、いじめ問題に関する研修や研究協議を実施した。いじめ問題への対応力の向上に向けた取組を今後も続けていく。

2

ねんど
2018年度 B

「国際教室担当者連絡協議会」、「帰国・外国人教育相談担当者会」、「日本語指導等協力者研修」などで、帰国、外国人児童生徒受入れに当たっての心構えや留意点について研修を行っている、また、協力者が派遣されている際には、変わった様子に気付いた場合には、本人と面談し、担任にその内容を報告するなど連携して指導にあたっている。日本語指導等協力者が保護者への連絡を行うこともしている。また、各学校には毎年度「帰国・外国人児童生徒指導の手引き Q&A」を配付し、帰国・外国人児童生徒の受入れの際に留意すべきことを周知している。さらに川崎市総合教育センターホームページにアップし、いつでも資料を手に入れることができるようにしている。今後は、「国際教室担当者連絡協議会」、「帰国・外国人教育相談担当者会」、「日本語指導等協力者研修」などで、帰国、外国人児童生徒受入れに当たっての心構えや留意点について研修を行い、児童生徒に寄り添った支援をめざしていく。

ねんど ていげん 2013年度・提言①

くやくしょ がいこくじんしみん たいしょう さーびす じゅうじつ
区役所における外国人市民を対象としたサービスを充実させる。

1 情報提供について(2001年度、2005年度、2007年度提言の再提言)

(1) 転入者に対して住民登録窓口で渡す情報について市内で共通の内容を定めた「ウェルカムセット(仮称)」を作成し、各区の窓口で最低限必要な情報が得られるようにする。

(2) 外国人市民に対しては、外国人市民に必要な基本的な情報(特に、生活・防災・医療など)の英語版を「ウェルカムセット(仮称)」に加えると同時に、外国人市民情報コーナーがあることを多言語資料で案内する。

また、すでに多言語で作成されている資料を有効に活用するために各担当窓口だけではなく、外国人市民情報コーナーにもそれらの資料を揃えるなど情報の集約と充実を図る。

(3) 外国人市民にとって重要と思われる情報については、中長期的に多言語化を推進し情報提供の充実を図る。

2 窓口サービスについて

(1) 区役所を訪れた外国人市民が目的に即した窓口にとどりつくことができるよう、担当窓口へ案内を行える体制を整備し窓口を明示する。

また、各窓口においては、外国人市民への対応に必要な業務知識の共有や説明能力の向上等のための人材育成を行うとともに組織的に対応できるようにする。

(2) 市が英語(ローマ字)で発行することができる証明書が一部あることを広く周知し、利用を促進する。



1(1)

ねんど
2015年度 A

【各区役所において担当】

各区役所にて、区民課で転入者に対し、生活に必要な最低限の情報を「ウェルカムセット」として、市内共通の資料を窓口で配布している。今後も配布を継続していくとともに、各区で情報交換しながら、内容の充実や更新等、継続的にサービスの向上に取り組んでいく。

1(2)

ねんど
2016年度 A

【各区役所、市民文化局において担当】

外国人市民向けの多言語資料(「川崎市に住む外国人の皆さんへ」「川崎市資源物とごみの分け方・出し方」等)について、各区役所で転入者向け資料のセットと合わせて統一的に配布を行っている。

外国人市民情報コーナーについて、初めて区役所を訪れた外国人市民にも情報収集しやすいようにレイアウトを工夫をした上で、生活の中で必要と考えられる情報が得られるよう資料を揃えて配布している。また、外国人市民情報コーナーを案内する多言語資料を継続して配布している。

今後も外国人情報コーナーの配布物の定期的なチェックを行って、最新の情報を提供していくとともに、外国人市民が窓口を訪れた際には外国人情報コーナーに情報が集約されていることを積極的に案内していく。

1(3)

ねんど
2018年度 B

【市民文化局において担当】

「広報広聴主管会議」や「人権・男女共同参画推進連絡会議外国人市民施策専門部会」で「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」の説明を行い、市ホームページ多言語サイトへのコンテンツ掲載を含めた多言語での広報の推進について、改めて依頼する。

外国人市民へのサービス向上のため、市ホームページのやさしい日本語ページに一般財団法人自治体国際化協会の多言語生活情報のリンクを掲載している。また、市ホームページの多言語ページにおいて、外国人市民が必要な情報に辿りつきやすいように、トップページに「外国人の皆さんへ」FAQ ページへのリンクを掲載した。

今後も「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」を周知し、市民生活を送る上で特に重要な情報を優先的に多言語化を進めるよう関係部署との調整を行う。

2(1)

ねんど
2018年度 B

【各区役所において担当】

各区において、多言語を併記したフロア案内表示を行っている。また、各区独自でタブレット端末を用いた翻訳・通訳や、外国人市民用窓口ガイドの作成、多言語に対応した総合案内掲示や案内サインの設置を行っている。

外国人来庁者に対する接遇能力の向上に努めているが、現状では外国人が来庁した際の案内に苦慮するケースも多い。外国人市民が来庁した際の円滑な対応に向けて、今後も人材育成や組織的な対応に努めていく。

2(2)

ねんど
2018年度 B

【市民文化局において担当】

英語（ローマ字）で発行することができる証明書の発行サービスを外国人市民が利用しやすくなるように、効果的な周知方法について検討を進めた。

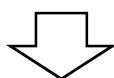
ねんど ていげん 2013年度・提言②

がいくじんほごしゃ あんしん にほん こ かにきょういく おこな にほん
外国人保護者が安心して日本で子どもの家庭教育を行えるよう、日本
がっこう きょういく しゅく せいど りかい ふか とりくみ
の学校や教育の仕組み・制度についての理解を深めるための取組を
せつきよくてき すいしん
積極的に推進する。

(1996年度、2001年度、2003年度、2011年度提言の補足意見)

1 にほん がっこう きょういく しゅく せいど し たげんごしりょう ていきょう せつめい きかい もう
日本の学校や教育の仕組み・制度について知るための多言語資料の提供や説明のための機会を設
ける。

2 こそだ ちゅう がいくじんほごしゃ ちいき ほごしゃ こそだ けいけんしゃ こうりゅう ばしょ きかい ていきょう
子育て中の外国人保護者が地域の保護者や子育て経験者と交流できる場所や機会を提供する。



1 ねんど 2015年度 A

にほん がっこう きょういく しゅく きょういくせいどとう たげんご きさい もんぶかがくしょうきせい
日本の学校や教育の仕組み・教育制度等について、多言語で記載されている文部科学省作成の
しゅうがくが いどぶつ きこく がいくじんじどうせいとう い こんだん さい てわた せつめい
就学ガイドブックを帰国・外国人児童生徒の受け入れ懇談の際に手渡して説明している。また、
かくしょう ちゅうがっこう めい せっち きこく がいくじんじどうせいときょういくたんとうしゃ あつ けんしゅう なか
各小・中学校に1名ずつ設置している帰国・外国人児童生徒教育担当者を集める研修の中でもこ
の冊子を紹介し、各学校においても外国人保護者に説明してもらえるよう担当者に周知した。

さらに、しりつしょうがっこう にゅうがく がいくせき かくかてい しりつがっこう しみんかん くやくしよ くみんか じどうかていか
国際交流センター、ふれあい館に就学に関わる手続きや準備などの説明を掲載した「外国人
ほごしゃようしゅうがくほんどぶつ げんご そうふ こんねんど さっし なかみ かいいてい にほんご
保護者用就学ハンドブック」(7言語)を送付しているが、今年度から冊子の中身を改訂し、日本語
がっこう きょういく しゅく きょういくせいどとう せつめい ページ くわ はいふ
学校や教育の仕組み・教育制度等を説明するページを加えて配布した。

2 ねんど 2015年度 A

きょういくぶんかかいかん しみんかん じっし しゃかいきょういくしんこうじぎょう こそだ
教育文化会館・市民館で実施する社会教育振興事業において、「子育てひろば」や
ふりーすぺーす とう めいしゅう ちいき ほごしゃどうし こそだ けいけんしゃ こうりゅう きかい ていきょう おこな
「フリースペース」等の名称で、地域の保護者同士や子育て経験者と交流できる機会の提供を行
っている。たましみんかん がいくじんほごしゃ たいしゅう しぼ こそだ かいせつ
多摩市民館においては外国人保護者に対象を絞った子育てひろばも開設している。(4月
~3月、全11回予定)

つうじょう きかいていきょう くわ さんか きかい がいくじんこそだ ていちゃく いってい
通常の機会提供に加え、より参加しやすい機会としての「外国人子育てひろば」も定着し、一定
の参加者があった。こんご たげんごこうほう つうやくほじよ がいくじんほごしゃ あんしん さんか たいせい
今後も、多言語広報、通訳補助など、外国人保護者が安心して参加できる体制の
せいび つと
整備に努める。

ねんど ていげん
2013年度・提言③

がいこくじんしみん あんてい かていせいかつ のうりよく ろうどうりよく はっき
外国人市民が安定した家庭生活のもと、その能力や労働力を発揮し
にほん しゃかい けいざい こうけん しゅつにゆうこくかん りぎょうせい かいぜん ほうむ
日本の社会・経済に貢献できるよう、出入国管理行政の改善を法務
だいじん はたら
大臣に働きかける。

ざいりゅうしかく かぞくたいざい かぞく はんい ざいりゅうがいこくじんおよ はいぐうしゃ おや ふく くに はたら
1 在留資格「家族滞在」の「家族」の範囲に在留外国人及びその配偶者の親を含めることを国に働きか
ける。

ざいりゅうしかく えいじゅうしゃ にほんじん はいぐうしゃ えいじゅうしゃ はいぐうしゃ ていじゅうしゃ も ざいりゅうがいこくじん どうがいしかく
2 在留資格「永住者」「日本人の配偶者」「永住者の配偶者」「定住者」を持つ在留外国人が当該資格を
ゆう きかん かぎ おや にほん たいざい くに はたら
有する期間に限り、その親が日本に滞在できるようにすることを国に働きかける。

ばあい おや ざいりゅうきかんこうしんてつづ ひつよう とき にほんこくない おこな くに
3 1、2 の場合において、親の在留期間更新手続きが必要な時は、日本国内で行えるようにすることを国
に働きかける。



1, 2, 3

ねんど
2018年度 B

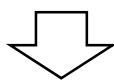
しゅつにゆうこくかんりぎょうせい くに どうこう た じちたい とりくみとう じょうほうしゅうしゅう つと ひ つづ
出入国管理行政について、国の動向や他の自治体の取組等、情報収集に努めた。引き続き、
こくないがい どうこう た じちたい とりくみとう じょうほうしゅうしゅう おこな
国内外の動向や他の自治体の取組等の情報収集を行っていく。

ねんど ていげん 2015年度・提言①

がいこくじんしえん じょうほうていきょう じょうほうはっしん そうだんまどぐち たぶんかきょうせい すいしん
外国人支援（情報提供・情報発信、相談窓口）と多文化共生の推進
いぶんかこうりゅう こくさいりかい そくしん いばしょ ネットわーく もくてき
（異文化交流、国際理解の促進、居場所やネットワークづくり）を目的と
しみん ぎょうせい しみんどうし ちゅうかんしえんそしき やくわり
し、市民と行政、また市民同士をつなぐ中間支援組織の役割をはたす
ちいき きよてん すいしん
地域の拠点づくりを推進する。

1 たぶんかきょうせいらうんじかり しな い ふくさう しょ せっち
1 「多文化共生ラウンジ(仮)」を市内の複数か所に設置する。

かわさきこくさいこうりゅうきょうかい ぎょうせい きょうりよく かくきよてんどうし そうごれんけい ネットわーく
2 川崎市国際交流協会は、行政とも協力しながら各拠点同士の相互連携やネットワークづくりにおいて
しゅどうてき やくわり にな つと
主導的な役割を担うよう努める。



ねんど 2018年度 B

1
ねんど ねんど かぶしきがいしゃ せぶんぎんこう たぶんかきょうせい かん きょうてい ていけつ せぶんぎんこうあぜりあ
2017年度に株式会社セブン銀行と多文化共生に関する協定を締結し、セブン銀行アゼリア
しゅつちやうじよ し はっこう せいかつ やくだ たげんごしりやう はいか けいぞく せぶんぎんこうあぜりあ
出張所が市が発行する生活に役立つ多言語資料の配架を継続している。セブン銀行アゼリア
しゅつちやうじよ せいかつ かか そうだん たさうよ ていきてき じょうほうこうかん おこな
出張所では、生活に関わる相談も多数寄せられていることから、定期的に情報交換を行い、
たげんごしりやう ていきやう とう れんけい とりくみ おこな
多言語資料を提供する等、連携した取組を行っている。

また、地域の拠点づくりに向けて、けんとう じょうほうしゅうしゅう すす ひ つづ こうてきかん
また、地域の拠点づくりに向けて、検討・情報収集を進めた。引き続き、公的機関だけでなく、
みんかんきぎやう れんけい ふく けんとう ちやうせい おこな
NPO や民間企業との連携を含め検討、調整を行っていく。

ねんど 2018年度 B

2
ねん がつ かわさきこくさいこうりゅうきょうかい おこな がいこく こ てらこやせんせいようせいけんしゅう
2018年8月に、川崎市国際交流協会が行う外国につながる子どもの寺子屋先生養成研修とし
て、ふれあい館の学習支援について現地で説明を受け、きょうしつ けんがく
て、ふれあい館の学習支援について現地で説明を受け、教室を見学した。

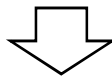
ねん がつ かわさきこくさいこうりゅうきょうかい おこな がいこく きょうりよく かん かわさきこくさいこうりゅう
2018年10月に、川崎区通訳・翻訳ボランティア交流会に協力し、ふれあい館、川崎市国際交流
きょうかい とうろく ぼらんていあ はんすう さんか こくさいこうりゅうざいだん つうやく
協会のそれぞれに登録しているボランティアが半数ずつ参加し、かながわ国際交流財団の通訳
ぼらんていあ じれいほつびやう ないやう けんしゅう おこな
ボランティアの事例発表を内容とした研修を行った。

かくきよてんどうし そうごれんけい ネットわーく ぼめん ぼらんていあ さんか よう
各拠点同士の相互連携やネットワークづくりには、さまざまな場面でボランティアの参加を要す
ることから、ぼらんていあ けいぞくてき いくせい もくてき けんしゅう じっし ぼらんていあすう かくだい
各拠点同士の相互連携やネットワークづくりには、さまざまな場面でボランティアの参加を要す
ることから、ボランティアの継続的な育成を目的とした研修の実施や、ボランティア数の拡大をめ
ざしていく。

ねんど ていげん
2015年度・提言②

がいこくじんしみん あんしん にほん こそだ しゅっさん こそだ かん
外国人市民が安心して日本で子育てができるよう、出産・子育てに関する
たげん ごじょうほう ていきょう そくしん
多言語情報の提供を促進する。

- 1 がいこくごばん ぼ しけんこうてちょう まどぐち ていきょう こうほう しゅうち そくしん
外国語版母子健康手帳の窓口での提供および広報・周知を促進する。
- 2 かくく さくせい こそだ がいどぶつく たげんごか すいしん ゆうこう かつよう
各区が作成している子育てガイドブックの多言語化を推進するとともに、それが有効に活用されるよう
がいこくじんしみん ていきょう つと
外国人市民への提供に努める。



1 2018年度 A
げんご がいこくごばん ぼ しけんこうてちょう まどぐち ていきょう こんご ひつよう ひと ひつよう とど
9言語の外国語版母子健康手帳を窓口で提供している。今後も必要な人に必要なものを届けるよ
う事業を継続して実施する。

2
【川崎区にて担当】2016年度 A
かわさきく たんとう ねんど
げんごばん こそだ がいどぶつく たげんごりょう まどぐち じょうほう こーなー ちいきこそだ しえん
6言語版子育てガイドブックや多言語資料を窓口や情報コーナーだけでなく、地域子育て支援
せんたー や こども ぶんかせんたー ほいくえんどう くないこそだ しえんきかん はいか ぐやくしよない
センターやこども文化センター、保育園等の区内子育て支援機関でも配架している。また、区役所内
ただけでなく、子育て支援関係機関に配架するために、外国語版を継続して増刷している。

【幸区にて担当】2016年度 A
さいわいく たんとう ねんど
「外国人の方へ」のページを設け、川崎市と神奈川県ホームページ（多言語版）のQRコードを
けいさい とも みぢか じょうほう かんじすべ る び つ けいさい にんぶ かつ そうだんじ
掲載すると共に、身近な情報について漢字全てにルビを付けて掲載している。妊婦の方へ相談時に
がいこくごばん ぼ しけんこうてちょう いっしょ あんない かつよう
外国語版母子健康手帳と一緒に案内し、活用している。

【中原区にて担当】2018年度 B
なかはらく たんとう ねんど
ねんれい おう まどぐちあんない たげんご さくせい あわ こくさいこうりゅうざいだん さくせい がいこくじん
年齢に応じた窓口案内を多言語で作成し、併せて、かながわ国際交流財団が作成した外国人
じゅうみんむ こそだ しえんぼん ふれつと かつよう そうだんまどぐち てきかく たげんごじょうほう
住民向けの子育て支援パンフレットを活用して、相談窓口にて的確につながるよう多言語情報の
ていきょう すす
提供を進めた。

【高津区にて担当】2018年度 B
たかつく たんとう ねんど
こそだ じょうほう がいど ほつ がいこくじん かつ いくじしえん にほん にんしん
子育て情報ガイド「ホッとこそだて・たかつ」に、外国人の方への育児支援として、日本での妊娠・
しゅつさん じょうほう にほんご えいご へいき ページ きさい ねん くみんか
出産などの情報を日本語と英語の併記で6ページにわたって記載した。また、2018年から、区民課
でも転入者を対象に冊子の案内を交付した。母子健康手帳交付時には、妊娠届やおたすね
てんにゆうしゃ たいしやう きつし あんない こうふ ぼ しけんこうてちょうこうふじ にんしんとどけ
アンケートの英語版を利用した。また、子育て相談の面接時等において、タブレット等を利用し通訳
あんけーと えいごばん りよう こそだ そうだん めんせつじょう たぶれつととう りよう つうやく
を行っている。

【宮前区にて担当】2017年度 A

「みやまえ子育てガイドブックとことこ」の改訂にあたり、「外国人の方への支援」のページを追加し、生活に必要な情報を掲載するホームページや、相談窓口の連絡先等を掲載した。

【多摩区にて担当】2016年度 A

関係部署と連携を図り、「多摩区地域子育て情報ブック」に『外国籍の親子のページ（全6ページ）』を設け、日本語と英語の併記または日本語にはルビを付ける等の工夫をした。出生から就学前までにおける手続き等の情報を中心に掲載している。

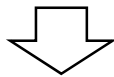
【麻生区にて担当】2018年度 B

子育てガイドブックの改訂に際し、名称・制度・内容・連絡先等の変更について精査し、日本語と英語の表記をより平易な表現に修正した。また、医療情報ページを充実させるため、「多言語問診票」の記事を追加し、日本語と英語で併記した。

ねんど ていげん
2015年度・提言③

がいこくにつながる子どもたちが、言語の壁によって高等学校への進学を諦めることがないよう、入試制度および入学後の支援を充実させる。
(2009年度提言の再提言)

- 1 川崎市立の高等学校において、外国につながる子どもたちに配慮した特別な入試制度を導入する。
- 2 神奈川県立の高等学校において現在実施されている在県外国人等特別募集枠(在県枠)について、学校数と定員数を増やすとともに、3年以内という条件を緩和するよう働きかける。また、とくに川崎市内の県立高校において在県枠が設置されるよう働きかける。
- 3 受験時における配慮だけでなく、学校生活にスムーズに適応できるよう日本語指導をはじめとする入学後の受け入れ体制についても整備、充実させる。



ねんど
1 2018年度 B

川崎市立高校への在県外国人等特別募集制度の導入について、すでに行われている学校での形態や募集状況等について、引き続き情報収集を行った。

2017年度入学者選抜において、川崎市内で2校の県立高校が在県外国人特別募集を開始した。この2校をはじめ、県教育委員会等と連絡をとりながら、情報収集等、検討していく。

ねんど
2 2018年度 B

神奈川県公立高等学校入学者選抜については、神奈川県公立高等学校協議会において、入学定員計画、選抜日程等を協議している。2018年度入学者選抜においては、在県外国人等特別募集として県内公立高校で実施され、募集定員合計145名のところ150名の受験者で倍率は1.03であった。在県外国人特別募集については、中学校新担当への説明会などで、制度等の周知を行う。在県外国人特別募集の全県的な配置について、引き続き県教育委員会と協議する。

ねんど
3 2018年度 B

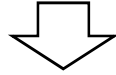
日本語指導等協力者に登録している方が、学校の要望を受け、非常勤として派遣されている状況があり、生徒のサポートに当たっている。

今後も引き続き取組の継続と充実を図っていく。

ねんど ていげん
2015年度・提言④

にゅうきよさべつ かいしやう とりくみ すいしん ねんどていげん
入居差別を解消するための取組を推進する。(1996、1997年度提言の
さいていげん
再提言)

- 1 にゅうきよさべつ かいしやう む とりくみ すす そうだんまどぐち せっち
入居差別解消に向けた取組を進めるための相談窓口を設置する。
- 2 かわさきしじゆうたくきほんじやうれい ふどうさんがいしや やぬし がいこくじんしみるん しゆうち
川崎市住宅基本条例を不動産会社や家主だけでなく、外国人市民へも周知する。
- 3 かわさきしきよしゆうしえんせいど りやうそくしん とりくみ おこな
川崎市居住支援制度の利用促進のための取組を行う。



1 ねんど
2018年度 B
これまでにも入居差別に関する相談は、まちづくり局住宅整備推進課で対応しているが、相談
まどぐち めいかく いちづ しゆうち おこな
窓口としての明確な位置付けや周知を行っていないことについて対応準備をおこな
ぐたいてき
な物件探しの相談に対応できる体制が必要であることから、居住支援協議会で構築する予定の
ぶつけんさが そうだん たいおう たいせい ひつやう きよじゆうしえんきやうぎかい こうちく よてい
入居支援体制を活用し、周知していく予定である。

2 ねんど
2018年度 B
これまで不動産会社や家主向けに行ってきた周知について、外国人市民向けに各区の外国人市民
じやうほう こーなー しゆうちほうほう けんとう
情報コーナーでの周知方法を検討している。

3 ねんど
2018年度 B
かいていばんしゆうちやうぼんふれっと げんご かくくやくしよ がいこくじんしみるんじやうほうこーなー はいか
改訂版周知用パンフレット(6言語)を各区役所の外国人市民情報コーナーへ配架した。

ねんど ていげん
2015年度・提言⑤

「やさしい日本語」による情報提供を充実させる。

- 1 「やさしい日本語」に関するガイドラインを作成する。
- 2 市ホームページにおける「やさしい日本語」による情報を増やすとともに、それらを集約し、外国人市民が利用しやすいものとなるようホームページを改善する。



1 2018年度 B

やさしい日本語のガイドラインや手引きを作成している自治体の情報収集を行い、ガイドラインに盛り込む内容を整理し、ガイドライン策定に向けた準備を進めている。
今後、基本的な作成方法をまとめたガイドラインを作成し、全庁的に周知を図るとともに、ガイドラインに基づくやさしい日本語研修を計画する。

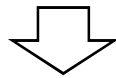
2 2018年度 B

2012年度の市公式ウェブサイトのリニューアル時に、「やさしい日本語」の情報を集約する分類として「がいこくじんのかたへ(外国人の方へ)」を作成し、市サイトのトップページにリンクバナーを設置するなど、利用しやすいホームページとなるように、運用している。
庁内会議において、市ホームページにおけるやさしい日本語の情報を増やすように呼び掛けた。
また、やさしい日本語の情報を増やすように対応した。台風による災害情報が発令された際は、迅速にやさしい日本語で情報を発信した。
引き続き、ホームページ所管課と連携し、ホームページの改善について検討を進める。

ねんど ていげん
2017年度・提言①

がいこくじんしみん じりつ しみん あんしん せいかつ おく しえん
外国人市民が自立した市民として、安心して生活が送れるよう支援する。

あら てんにゆう がいこくじんしみん おも たいしょう ぎょうせい せいど じょうほう せいかつ おく うえ る ー る
1 新たに転入してきた外国人市民を主な対象に、行政の制度や情報、生活を送る上でのルールや
まな ー かわさきし みりよく せつめい おりえんてーしょん かいさい
マナー、川崎市の魅力などを説明するオリエンテーションを開催する。



1

ねんど
2018年度 B

かわさきしこくさいこうりゅうせんたー がいこくじんまどぐちそうだん てんにゆう がいこくじん ほいくえん がっこう がくしゅう
川崎市国際交流センターの外国人窓口相談において、転入してきた外国人に保育園、学校、学習
しえん そうだん せいかつ ほ ごせいど せつめい こべつ じっし かわさきしこくさいこうりゅうきょうかい がいこくじん
支援の相談、生活保護制度の説明などを個別に実施した。また、川崎市国際交流協会では、外国人
しみん こうぎ にほん せいど じょうほうていきょう しえいじゅうたくもうしこみしょ か かた こうこう
市民のための講座として、日本の制度などの情報提供として、市営住宅申込書の書き方、高校
進学ガイダンス、小学校入学に関する説明会などを実施した。

かわさきしこくさいこうりゅうせんたー がいこくじんまどぐちそうだんいがい おりえんてーしょん かいさい む かんけいぶしょ
川崎市国際交流センターの外国人窓口相談以外でのオリエンテーションの開催に向け、関係部署
きょうぎ おりえんてーしょん かいさい む かだいどう けんどう すず
と協議し、オリエンテーションの開催に向けての課題等について検討を進めた。

ねんど ていげん
2017年度・提言②

さいがいじ ひなんじょ たぶんかきょうせい がいこくじんしえん しゅく
災害時における避難所での多文化共生と外国人支援のための仕組み
すいしん
づくりを推進する。

- 1 がいこくじんしみん にほんじんしみん きょうりょく ひなんじょ うんえい かか だいひょうしゃかいぎ さくせい
外国人市民が日本人市民と協力して避難所の運営に関わることができるように、代表者会議が作成し
たげんごばん うけつけしーと かつよう
た多言語版の「受付シート」を活用する。
- 2 ひなんじょ き がいこくじんしみん じょうほう じょうきょう じょうたい せいかく はあく いっぱんざいだんほうじんじちたい
避難所に来た外国人市民の情報や状況・状態などを正確に把握するために、一般財団法人自治体
こくさいかきょうかい い か さくせい たげんごひなんしやとうろくかーど かつよう
国際化協会（以下CLAIRという）が作成した「多言語避難者登録カード」を活用する。
- 3 さいがいじ がいこくじんしえん さまざま つーる かくじつ かつよう さくせい つーる
災害時の外国人支援のための様々なツールが確実に活用されるよう、CLAIR が作成したツールの
そんざい かくく ひなんじょうんえいまにゆある きさい ねんどていげん ほそくいけん
存在を各区の避難所運営マニュアルに記載する。（2007年度提言の補足意見）
- 4 にほんご ふじゆう がいこくじんしみん だいひょうしゃかいぎ さくせい たげんごばん さいしやうめいしやこうふねがい
日本語が不自由な外国人市民のために、代表者会議が作成した多言語版の「り災証明書交付願
きにゆうが いど かつよう
記入ガイド」を活用する。



1, 2, 3, 4

ねんど
2018年度 A

- 1 がいこくじんしみん だいひょうしゃかいぎ さくせい うけつけしーと げんご えいご ちゅうごくご かんこく ちょうせんご ぼるとがるご
外国人市民代表者会議が作成した「受付シート」7言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、
すべいんご たがるご ろしあご ねん がつ かいいてい ひなんじょうんえいまにゆある ようしきしゅう
スペイン語、タガログ語、ロシア語）を、2018年8月に改定した「避難所運営マニュアル」の様式集
けいさい こんご ひなんじょうんえいくれんとう つう かつようとう しゅうち はか
に掲載した。今後も避難所運営訓練等を通じて、活用等の周知を図る。
- 2 じちたいこくさいかきょうかい さくせい ひなんしやとうろくかーど げんご えいご ちゅうごくご かんこく ちょうせんご
自治体国際化協会（CLAIR）が作成した「避難者登録カード」7言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、
ぼるとがるご すべいんご たがるご ろしあご ねん がつ かいいてい ひなんじょうんえいまにゆ
ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ロシア語）を、2018年8月に改定した「避難所運営マニ
ようしきしゅう けいさい
ユール」の様式集に掲載した。
- 3 じちたいこくさいかきょうかい ほーむぺーじじょう けいさい さいがいじ たげんごひょうじしーと さんこう
自治体国際化協会（CLAIR）のホームページ上に掲載された「災害時多言語表示シート」を参考に
むね ねん がつ かいいてい ひなんじょうんえいまにゆある じょう けいさい
する旨を、2018年8月に改定した「避難所運営マニュアル」上に掲載した。
- 4 くたんとうしやかいぎ せつめい うえ りさいしやうめい しんせい ほつこう たんとう かくく たい たげんごばん さい
区担当者会議で説明した上で、罹災証明の申請・発行を担当する各区に対し、多言語版の「り災
しやうめいしやこうふねがい きにゆうが いど そうふ さいがいじ かつよう うなが
証明書交付願「記入ガイド」を送付し、災害時の活用を促した。

2017年度・提言③

外国人市民の子育ておよび就労支援として、保育の利用申請をサポートするための多言語による支援の充実を図る。

- 1 代表者会議が作成した多言語版の「保育案内【概要】」と「保育申請チェックリスト」を活用する。
- 2 日本語が苦手な外国人市民のために、多言語に対応した相談の機会を設ける。



1 2018年度 A

各区役所児童家庭課・各地区健康福祉ステーションにて、代表者会議が作成した多言語版（英語、中国語、韓国・朝鮮語、タガログ語）の「保育案内【概要】」と「保育申請チェックリスト」を周知・配布し、外国人市民の窓口相談時に活用した。
また、ロシア語・スペイン語・ポルトガル語については、今後対応予定。

2 2018年度 B

【川崎区にて担当】2018年度 A

対象者それぞれの希望に応じた保育の利用相談が必要であるため、電話の通訳サービスや外国語で書かれた概要資料、地図、保育サービスの早見表、また、代表者会議が作成した多言語版の「保育案内【概要】」と「保育申請チェックリスト」を活用し、個別相談に対応している。

【幸区にて担当】2018年度 B

多言語版の「保育案内【概要】」と「保育申請チェックリスト」を示しながら、個別に入所申請の必要書類を案内した。他部署で利用しているタブレットの翻訳機能も必要に応じて、使用を検討していく。

【中原区にて担当】2018年度 B

川崎市国際交流協会多文化共生課と調整し、2018年9月に、外国語相談員を対象とした保育所利用申請に係る概要の説明会を行った。川崎市国際交流協会に実際の活用状況を確認し、必要に応じて、より効果的な外国人市民への周知の方法を検討する。

【高津区にて担当】2018年度 B

子ども未来局子育て支援部保育課の作成による多言語版保育所申請概要が区役所に配布され、窓口整備を行った。それにより、外国人市民が保育所入所について分かりやすくなり充実が図られた。

【宮前区にて担当】2018年度 B

「保育案内【概要】」を使用し、簡易的な案内を行った。現状をどのような方法で改善していくか、引き続き、検討していく。

【多摩区にて担当】2018年度 B

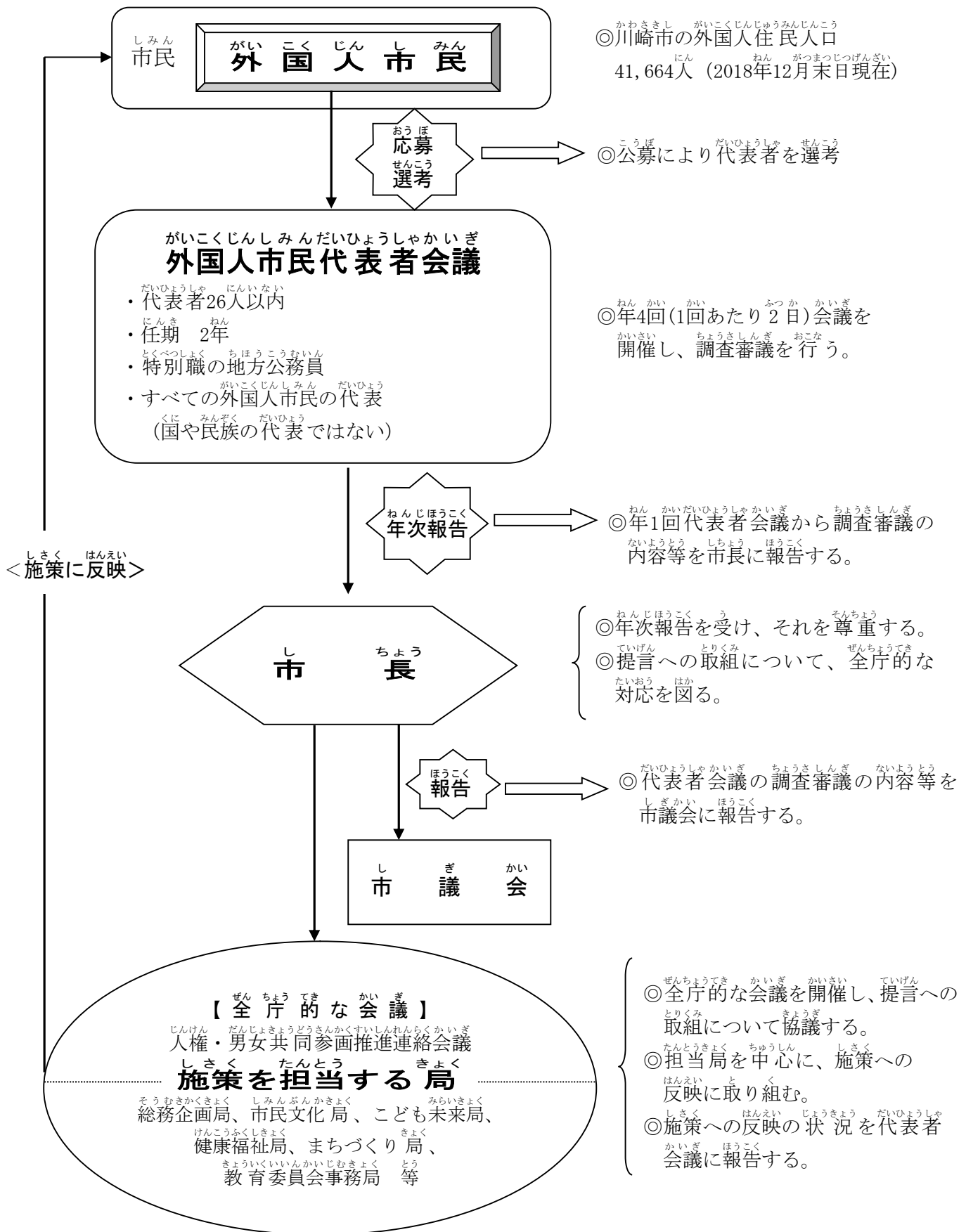
外国人市民から相談を受ける際には、必要に応じて区役所等外国人相談通訳派遣事業の利用の検討も行いつつ、職員が多言語版ツールを活用し、説明を行った。引き続き、相談の際に外国人市民のサポートとなる各種ツール及び事業を必要に応じて利用しながら、外国人市民の子育て支援の充実を図っていく。

【麻生区にて担当】2018年度 A

日本語が苦手な外国人市民からの相談について、他部署が所有するタブレット端末を活用し、TV通訳を通し相談内容を把握し、回答することで対応した。

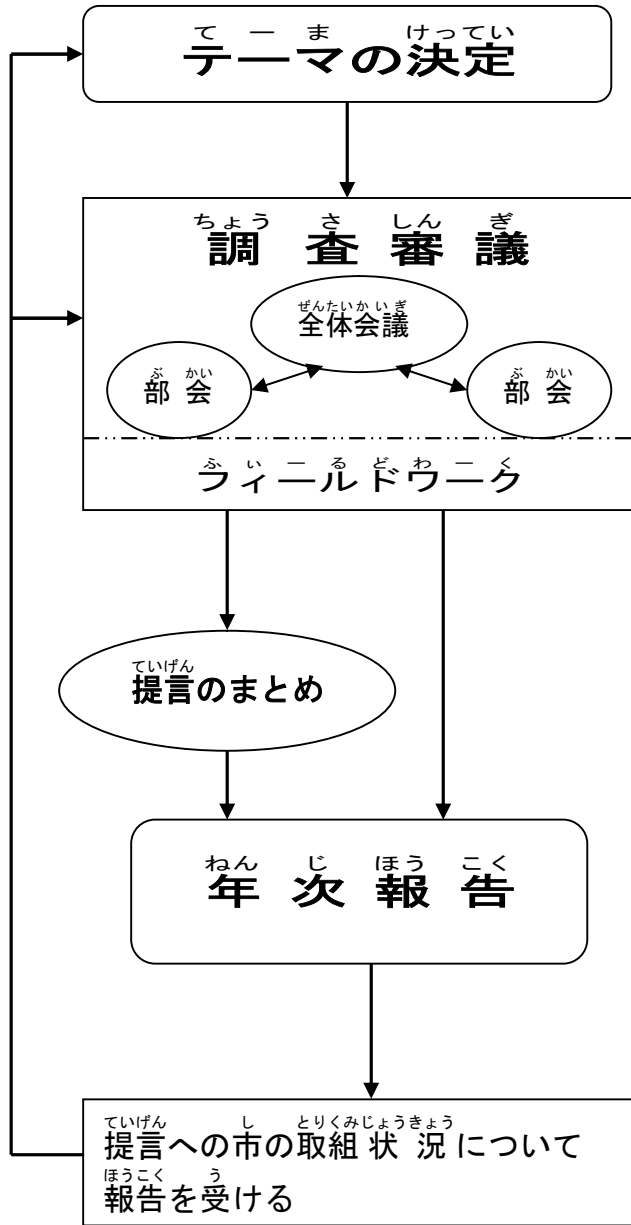
5 外国人市民代表者会議のしくみ

1 外国人市民代表者会議からの報告が施策に反映されるしくみ



2 外国人市民代表者会議の運営

会議の運営方法は、条例・運営要綱に基づき、代表者自身が決定する。



◎何を調査審議するかは会議で審議し、代表者が合意の上決定する。

◎テーマに基づき、部会を設置して調査審議することができる。

◎部会での審議結果を全体会議で報告し、代表者会議全体で確認する。

◎会議外でフィニルドワーク等を実施し、調査審議に活かす。

◎調査審議された内容のうち、提言として報告できるものをまとめる。

◎市長に調査審議の内容や活動状況等を報告するとともに、意見（提言）を申し出る。

◎市長は、提言への取組について、全庁的な対応を図る。

◎市は、提言への取組状況を代表者会議に報告する。

◎取組状況を踏まえて、調査審議を進める。

[事務局] 市民文化局 人権・男女共同参画室

- * 会議運営のサポート、調査審議資料及び議事録作成
- * 関係局等との調整及び連携
- * 他都市等の情報収集及び情報提供

6 条例・要綱・要領

川崎市外国人市民代表者会議条例

平成8年10月3日
条例第25号

(目的及び設置)

第1条 本市の地域社会の構成員である外国人市民に自らに係る諸問題を調査審議する機会を保障することにより、外国人市民の市政参加を推進し、もって相互に理解しあい、ともに生きる地域社会の形成に寄与することを目的として、川崎市外国人市民代表者会議(以下「代表者会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 代表者会議は、外国人市民に係る施策その他の外国人市民に関し前条の目的を達成するために必要と認められる事項について調査審議し、市長に対し、その結果を報告し、又は意見を申し出ることができる。ただし、外国に関する事項は、調査審議の対象としない。

(市長等の責務)

第3条 市長その他の執行機関は、代表者会議の運営に関し協力及び援助に努め、並びに代表者会議から前条に規定する報告又は意見の申出があったときは、これを尊重するものとする。

(組織等)

第4条 代表者会議は、代表者(第3項の規定により委嘱を受けた者をいう。以下同じ。)

26人以内をもって組織する。

2 代表者は、日本の国籍を有しない者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 年齢満18年以上であること。

(2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により引き続き1年以上本市の住民基本台帳に記録されていること。

(3) その他市長が定める事項

3 代表者は、前項に定める者のうちから市長が委嘱する。

4 代表者は、任期を2年とし、1期に限り再任されることができる。

5 補欠の代表者の任期は、前任者の残任期間とする。

(代表者の責務)

第5条 代表者は、自らの国籍の属する国の代表としてではなく、本市のすべての外国人市民の代表として、職務を遂行しなければならない。

2 代表者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 代表者会議に委員長及び副委員長各1人を置き、代表者の互選により定める。

2 委員長は、代表者会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第7条 代表者会議は、必要に応じ部会を置くことができる。

(会議)

第8条 代表者会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、代表者会議の自主的な運営により、行われるものとする。

3 会議は、代表者の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 議事は、出席した代表者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、会議が終了したときは、会議の経過等をまとめ、市長に提出しなければならない。

(会議の開催)

第9条 会議の開催は、1年に4回とし、1回当たり2日とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、臨時の会議を開催することができる。

(資料の提出等)

第10条 代表者会議は、その調査審議に必要と認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(報告等)

第11条 委員長は、毎年、代表者会議の調査審議の結果をまとめ、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

(庶務)

第12条 代表者会議の庶務は、市民文化局において処理する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、代表者会議の運営について必要な事項は委員長が代表者会議に諮って定め、その他この条例の施行について必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(任期等の特例)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱される代表者は、第4条第4項の規定にかかわらず、任期は平成10年3月31日までとし、1期に限り再任されることができる。

(会議の開催の特例)

3 平成8年度の会議の開催については、第9条第1項中「4回」とあるのは、「2回」とする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において本市の外国人登録原票に登録されていた者であって施行日から引き続き本市の住民基本台帳に登録されているものに対する改正後の第4条第2項第2号の規定の適用については、施行日の前日まで引き続き本市の外国人登録原票に登録されていた期間を本市の住民記録台帳に登録されている期間に通算する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎょうえいようこう 川崎市外国人市民代表者会議運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、川崎市外国人市民代表者会議条例（平成8年川崎市条例第25号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき設置される川崎市外国人市民代表者会議（以下「会議」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（会議の開閉）

第2条 会議の開会、散会、延会、中止または休憩は、議長が宣言する。

（会議の公開）

第3条 会議は原則として公開とする。ただし、出席代表者の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開とすることができる。

（会議の傍聴）

第4条 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、会議の都度定める。

2 傍聴を希望する者が前項の定員を越えるときは、先着順により傍聴人を決するものとする。

3 傍聴人が会議を妨害するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

（会議の使用言語）

第5条 会議は日本語を用いる。ただし、代表者が必要とするときは、通訳を同行することができる。

（正副議長会議）

第6条 会議の運営については、必要に応じて正副議長会議を開催し協議する。

ぶかい せっち
(部会の設置)

だい じょう じょうれいだい じょう きてい ぶかい ぎちよう かいぎ はか せっち
第7条 条例第7条に規定する部会は、議長が会議に諮って設置する。

ぶかい ぶかいちよう お ぶかいちよう とうがいぶかい ぞく だいひようしゃ ごせん さだ ぶかい
2 部会には部会長を置く。部会長は、当該部会に属する代表者の互選により定め、その部会
の事務を統括し、部会の審議経過及び結果を議長に報告する。

ぶかいちよう ひつよう おう せいふくぎちようかいぎ しゅっせき
3 部会長は、必要に応じて正副議長会議に出席することができる。

りんじ かいぎ
(臨時の会議)

だい じょう じょうれいだい じょう きてい りんじ かいぎ つぎ かくごう がいとう ばあい かいさい
第8条 条例第9条に規定する臨時の会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に、開催
することができる。

きんきゆう かいぎ しょうしゅう ひつよう ばあい
(1) 緊急に会議の招集が必要な場合

だいひようしゃ ぶん いじよう もの かいぎ ふぎ あんけん しめ かいぎ せいきゆう
(2) 代表者の4分の1以上の者から会議に付議する案件を示して会議の請求があるとき

かいぎ ほうこく
(会議の報告)

だい じょう じょうれいだい じょうだい こう きてい しちよう ていしゅつ かいぎ けいかとう がいよう する てきろく
第9条 条例第8条第5項の規定により、市長に提出する会議の経過等は概要を記した摘録
とする。

じょうれいだい じょう きてい しちよう ほうこく かいぎ がいよう ちょうさしんぎ けっかおよ いけんとう
2 条例第11条の規定による市長への報告は、会議の概要、調査審議の結果及び意見等を
内容とする書面により行う。

かいしよく もうしで
(解囑の申出)

だい じょう じょうれいだい じょう きてい だいひようしゃ つぎ かくごう がいとう しちよう もう で
第10条 委員長は、代表者が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長にこれを申し出
ることができる。

じ こ つごう じしよく い し ひようめい
(1) 自己の都合により辞職の意思を表明したとき。

しんしん こしよう た じゆう しよくむ すいこう た おも
(2) 心身の故障その他の事由により職務の遂行に堪えないと思われるとき。

しよくむじよう ぎ むいはん
(3) 職務上の義務違反があるとき。

ほじゅう もうしで
(補充の申出)

だい じょう だいひようしゃ けつじん しょう ばあい いいんちよう かいぎ はか ほじゅう しちよう もう で
第11条 代表者に欠員が生じた場合、委員長は会議に諮って、その補充を市長に申し出
ることができる。

いにん
(委任)

だい じょう じょう じょうれいだい じょう きてい ぶかい ぎちよう かいぎ はか せいふく かいぎ はか さだ
第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会議の委員長が会議に諮って定める。

ふ そく
(附則)

じょうこう へいせい ねん がついつたち しこう
この要綱は、平成8年12月1日から施行する。

ふ そく
(附則)

じょうこう へいせい ねん がつ か しこう
この要綱は、平成11年10月14日から施行する。

ふ そく
(附則)

じょうこう へいせい ねん がついつたち しこう
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎだいひょうしゃせんになんようこう
川崎市外国人市民代表者会議代表者選任要綱

しゅし
(趣旨)

だい じょう ようこう かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎじょうれいへいせいねんかわさきしじょうれいだいごういか
第1条 この要綱は、川崎市外国人市民代表者会議条例(平成8年川崎市条例第25号。以下
じょうれい だい じょう きてい もと しちょう いしよく がいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ だいひょうしゃ
「条例」という。)第4条の規定に基づき、市長が委嘱する外国人市民代表者会議の代表者
いか だいひょうしゃ せんになん ひつよう じこう さだ
(以下「代表者」という。)の選任について必要な事項を定めるものとする。
だいひょうしゃせんこう いいん かい せっち
(代表者選考委員会の設置)

だい じょう しちょう だいひょうしゃ せんになん かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ だいひょうしゃせんこう いいん かい
第2条 市長は、代表者を選任するときは、川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会
いか だいひょうしゃせんこう いいん かい せっち せんこう けつか もと いしよく
(以下「代表者選考委員会」という。)を設置し、その選考の結果に基づき委嘱するものと
する。

だいひょうしゃ はいぶん
(代表者の配分)

だい じょう じょうれいだい じょう もと だいひょうしゃ にん いない はいぶん つぎ かくごう おこな
第3条 条例第4条に基づく代表者26人以内の配分は、次の各号により行う。

- ほんし じゅうみんきほんだいちょう きろく もの にほん こくせき ゆう かぎ
(1) 本市の住民基本台帳に記録されている者(ただし、日本の国籍を有しないものに限
る。)が1,000人以上いる国籍・地域に10人を配分する。その配分の内訳は1,0
00人以上いる国籍・地域に1人ずつ配分し、残りをその数に比例して配分する。
こくさいれんごうじんけんりじかい いいんせんしゅつ ちいきぶん もと ちいき にん むこくせきしゃ ふく
(2) 国際連合人権理事会の委員選出の地域区分に基づく5地域に16人(無国籍者を含
む。)を配分する。その配分の内訳はアジア地域に3人以上、その他の4地域に各1人以上
とする。

ぜんこう きてい はいぶんすう たい おうぼすう み また おうぼしゃ せんこうきじゅん み
2 前項に規定する配分数に対して、応募数が満たないとき、又は応募者が選考基準を満たさ
ないときは、その都度協議するものとする。

だいひょうしゃ ぼしゅう
(代表者の募集)

だい じょう だいひょうしゃ ぼしゅう こうぼ おこな
第4条 代表者の募集は、公募により行う。

ぼしゅう がいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎだいひょうしゃおうぼしんせいしよ だい ごうようしき おこな
2 募集は、外国人市民代表者会議代表者応募申請書(第1号様式)により行う。

だいひょうしゃ せんこうきじゅん
(代表者の選考基準)

だい じょう だいひょうしゃせんこう いいん かい だいひょうしゃ せんこう おうぼしゃ にほんご かいわのうりよく ほか
第5条 代表者選考委員会は、代表者の選考にあたっては、応募者の日本語会話能力の他
しせい かんしん ちいき がいこくじん そうご こうりゅうじょうきよう きょうせい せつきょくせいとう
市政への関心、地域や外国人相互の交流状況、共生のまちづくりについての積極性等を
こうりよ せんこう
考慮して選考する。

ぜんこう さだ だいひょうしゃせんこう いいん かい だんじょ きんこう ちいき ねんれいとう てきせつ
2 前項に定めるもののほか、代表者選考委員会は、男女の均衡、地域、年齢等について適切
はいりよ
な配慮をするものとする。

きじゅんび
(基準日)

だい じょう だい じょうだい こうだい ごう じゅうみんきほんだいちょう きろく だいひょうしゃ せんになん とし がつついたち
第6条 第3条第1項第1号の住民基本台帳の記録は、代表者を選任する年の1月1日の
きろく もち
記録を用いる。

まん さいおよ しない ざいじゅう ねんいじょう ようけん きじゅんび だいひょうしゃ かいせん とし がつついたち
2 満18歳及び市内在住1年以上の要件の基準日は、代表者の改選の年の4月1日とする。

いにん
(委任)

だい じょう ようこう さだ ひつよう じこう だいひょうしゃせんこう いいん かい ほか しみん ぶんか
第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、代表者選考委員会に諮って市民文化
きよくちょう さだ
局長が定める。

附 則
（施行期日）

1 この要綱は、平成8年10月7日から施行する。

（基準日の特例）

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される代表者の配分の基準となる外国人登録者数は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成8年4月1日の外国人登録者数を用い、満18歳及び市内在住1年の要件の基準日は、同条第2項の規定にかかわらず、平成8年11月1日とする。

（代表者選考委員会の任期）

3 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される代表者選考委員会は、第3条第2項の規定にかかわらず、任期は平成10年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成12年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月27日から施行する。

かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎだいひょうしゃせんこういんかいせっちようりょう
川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会設置要領

もくてきおよびせっち
(目的及び設置)

第1条 川崎市外国人市民代表者会議代表者選任要綱(以下「要綱」という。)第2条に基づき、川崎市外国人市民代表者会議(以下「代表者会議」という。)の代表者を選考するため、川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

しよしょうじこ
(所掌事項)

第2条 選考委員会は、要綱に基づく代表者会議の代表者の選考を所掌する。

そしき
(組織)

第3条 選考委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 市民文化局長
- (2) 市民文化局市民生活部長
- (3) 市民文化局人権・男女共同参画室長
- (4) 市民文化局コミュニティ推進部長
- (5) 総務企画局総務部長
- (6) 教育委員会事務局総務部長

いんちよう
(委員長)

第4条 選考委員会に委員長を置き、市民文化局長をもって充てる。

- 2 委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長が指名する者が、その職務を代理する。

かいぎ
(会議)

第5条 選考委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 選考委員会は、代表者の選考にあたっては、必要に応じて外国人市民に関して見識を有する者の意見を聴くことができるものとする。

じむきょく
(事務局)

第6条 選考委員会の事務局は、市民文化局人権・男女共同参画室に置く。

いにん
(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市民文化局長が定める。

ふそく
(附則)

この要領は、平成27年11月20日から施行する。

ふそく
(附則)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

ふそく
(附則)

この要領は、平成29年11月21日から施行する。

かわさきしがいこくじんし じんし さくせんもんちようさいんせ ちちようこう
川崎市外国人市民施策専門調査員設置要綱

しゆし
(趣旨)

だい じよう かわさきし がいこくじんし じんし さく えんかつ すいしん ほか し じんぶん ぶんかきよく じんけん だんじょ
第1条 川崎市における外国人市民施策の円滑な推進を図るため、市民文化局人権・男女
きようどうさんかくしつ きんむ ひじようきんしよくたくいん ひつよう じこう さだ
共同参画室に勤務する非常勤嘱託員について必要な事項を定めるものとする。

しよくめい
(職名)

だい じよう ひじようきんしよくたくいん めいししよう かわさきしがいこくじんし じんし さくせんもんちようさいん い か せんもんちようさいん
第2条 非常勤嘱託員の名称は、川崎市外国人市民施策専門調査員（以下「専門調査員」と
いう。）とする。

みぶん
(身分)

だい じよう せんもんちようさいん ちほうこうむいんほう しょうわ ねんほうりつだい ごう だい じようだい こうだい ごう
第3条 専門調査員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に
きてい とくべつしよく ひじようきんしよくたくいん
規定する特別職の非常勤嘱託員とする。

しよくむ
(職務)

- だい じよう せんもんちようさいん しよくむ つぎ
第4条 専門調査員の職務は、次のとおりとする。
- (1) がいこくじんし じんし だいいひようしゃかいぎ ちようさしんぎしりよう さくせい かん
外国人市民代表者会議の調査審議資料の作成に関すること。
 - (2) がいこくじんし じんし だいいひようしゃかいぎ うんえいほじよ かん
外国人市民代表者会議の運営補助に関すること。
 - (3) がいこくじんし じんし さく かん ちようさおよ しりようさくせい かん
外国人市民施策に関する調査及び資料作成に関すること。
 - (4) た めい じこう
その他命じられた事項

ていすう
(定数)

だい じよう せんもんちようさいん ていすう ひとり
第5条 専門調査員の定数は、1人とする。

にんようおよ にんようきかん
(任用及び任用期間)

だい じよう せんもんちようさいん がいこくじんし じんし さく かか せんもんてき ちしきけいけん ゆう もの し じん
第6条 専門調査員は、外国人市民施策に係る専門的な知識経験を有する者のうちから市民
ぶんかきよく じんけん だんじょきようどうさんかくしつちよう せんこう うえ そうむきかくきよく じんじぶちよう ごうぎ へ しちよう にんめい
文化局人権・男女共同参画室長が選考の上、総務企画局人事部長の合議を経て、市長が任命
する。

りやく
2 略

だい じよう だい じよう りやく
第7条～第22条 略

ふ そく
附 則

この要綱は、ようこう へいせい ねん がついつたち しこう
この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
(しょうりやく)
(省 略)

ふ そく
附 則

この要綱は、ようこう へいせい ねん がついつたち しこう
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。



かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ ねんじほうこく ねんど
川崎市外国人市民代表者会議 年次報告<2018年度>
へいせい ねん がつ
2019 (平成31) 年 3月

へん しゅう かわさきしがいこくじんしみんだいひょうしゃかいぎ
編 集 川崎市外国人市民代表者会議

はっ こう かわさきししみんぶんかきょくじんけん だんじょきょうどうさんかくしつ
発 行 川崎市市民文化局 人権・男女共同参画室
かわさきしかわさきくえきまえほんちょう
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2
かわさきふろんていあびるかい
川崎フロンティアビル9階

TEL 044-200-2359 FAX 044-200-3914

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/60-7-2-0-0-0-0-0-0-0.html>